

『源平盛衰記』全釈（一四—卷五—1）

森	志	橋	村	近	曾	早
田	立	本	井	藤	我	川
貴	正	正	宏	泉	良	厚
之	知	俊	栄		成	一

三八「源平盛衰記」保卷第五

座主流罪

2 安元三年五月五日、<sup>3</sup>明雲僧正<sup>4</sup>被<sup>レ</sup>止<sup>二</sup>公請<sup>一</sup>之上、<sup>5</sup>藏人<sup>6</sup>ヲ遣<sup>テ</sup>被<sup>レ</sup>召返<sup>二</sup>御本尊<sup>一</sup>。其上使<sup>レ</sup>序ノ使<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>、今度<sup>6</sup>奉<sup>レ</sup>振<sup>下</sup>神輿<sup>二</sup>大衆<sup>一</sup>ノ張本<sup>7</sup>ヲ被<sup>レ</sup>召ケリ。加賀国<sup>ニハ</sup>、座主<sup>ノ</sup>御房領アリ。師高国務<sup>之</sup>刻<sup>8</sup>、是<sup>ヲ</sup>停廢<sup>ノ</sup>間、其宿意<sup>ニ</sup>依<sup>テ</sup>、門徒<sup>ノ</sup>大衆<sup>ヲ</sup>語<sup>ヒ</sup>訴<sup>詔</sup>ヲ致<sup>シ</sup>、既<sup>ニ</sup>朝家<sup>ノ</sup>及<sup>御</sup>大事<sup>之</sup>由、<sup>13</sup>西光法師<sup>父子</sup>讒奏<sup>之間</sup>、法皇<sup>大ニ</sup>逆鱗<sup>14</sup>有<sup>テ</sup>、殊<sup>ニ</sup>重科<sup>ヲ</sup>行<sup>ベ</sup>キ由、<sup>16</sup>被<sup>レ</sup>思召<sup>ケ</sup>リ。

<sup>17</sup>同六日、<sup>18</sup>檢非違使<sup>師房</sup>、使<sup>序</sup>ノ下部<sup>廿</sup>余人<sup>ヲ</sup>相具<sup>シテ</sup>、白河高畠<sup>ノ</sup>座主<sup>ノ</sup>御坊内<sup>ニ</sup>乱入<sup>テ</sup>狼藉<sup>、</sup>古今<sup>ニ</sup>絶<sup>タ</sup>リ。軀<sup>21</sup>当日<sup>ニ</sup>印鑑<sup>ヲ</sup>御経藏<sup>ヘ</sup>奉<sup>レ</sup>渡<sup>。山門</sup>京都<sup>23</sup>耳<sup>23</sup>目<sup>ヲ</sup>驚<sup>セ</sup>リ。衆徒<sup>谷々</sup>坊々<sup>ニ</sup>寄合<sup>々々</sup>私語<sup>ケ</sup>リ。十一日、<sup>25</sup>七条<sup>ノ</sup>七宮<sup>〈</sup>覚快<sup>〉</sup>、天台座主<sup>ニ</sup>成<sup>セ</sup>給<sup>。是ハ</sup>鳥羽院<sup>ノ</sup>第七<sup>ノ</sup>皇子<sup>、</sup>故<sup>青蓮院</sup>大僧正<sup>行玄</sup>ノ御弟子<sup>ナ</sup>リ。

【校異】 1 〈蓬〉「穂卷」ホ、〈静〉「穂卷」ホ。 2 〈近〉合点あり。行の冒頭に「さするさい」と傍書。 3 〈静〉右に「顕通息」を傍記。 4 〈近〉「くじやうをとめらるゝのうへ」、〈蓬〉「公請をとめらるゝのうへ」、〈静〉「公請を止らるゝの上」。 5 〈近〉「くらうどを」、〈蓬〉「藏人を」、〈静〉「藏人を」。 6 〈近〉「しんよふりくたしたてまつる」、〈蓬〉「神輿を振下奉る」、〈静〉「神輿を振下奉る」。 7 〈近〉「御ばうのりやう」、〈蓬〉

「御坊領」〔御坊領〕8 〈近・静〉「きさみ」〔蓬〕「刻」9 〈近〉「ちやうはいの」〔蓬・静〕「停廢」10 〈近・蓬〕「よつて」〔静〕「よりて」11 〈近〕「てうけの」〔蓬〕「朝家の」〔静〕「朝家の」12 〈近〕「御大しにをよふのよし」〔蓬〕「御大事に及のよし」〔静〕「御大事にをよふのよし」13 〈近〕「さいくはうほうしふしがさんそうの」〔蓬・静〕「西光法師父子讒奏の」14 〈近〕「あつて」〔蓬・静〕「ありて」15 〈近〕「ちうくはに」16 〈蓬〕「思食けり」17 〈近〕「おなしき」〔静〕「同」18 〈近〕「けびいし」〔蓬〕「檢非違使」〔静〕「檢非違使」19 〈近〕「御はうないに」〔蓬〕「御坊内に」〔静〕「御坊内に」20 〈静〕「狼籍」21 〈近〕「たうにちに」〔蓬〕「当日に」22 〈静〕「鑑」字左に「カギ」を傍記。

23 〈近〕「しもくを」〔蓬〕「耳目を」〔静〕「耳目を」24 〈蓬〕「あひく」25 〈近〕「七条の七のみや」〔蓬〕「七条七宮」〔静〕「七条七宮」。

26 〈蓬〕「第七皇子」27 〈近〕「こしやうれんるんの大そうしやう」〔蓬〕「故青蓮院大僧止」〔静〕「故青蓮院大僧止」。

【注解】○安元三年五月五日… 諸本（四）は当該巻が現存せず）とも明雲の公請停止、藏人による御本尊召返を安元三年（一一七七）五月五日のこととして記す。〔盛〕「安元三年五月五日」から「殊二重科ヲ行ベキ由、被思召ケリ」までの本文は、〔鬪・延・長・屋・覚・中〕とほぼ一致する。〔南〕は、「大衆ノ張本ヲ被召ケリ」まで一致する。以下〔延〕の本文を引き、ほぼ一致する箇所を傍線を付す。「五月五日、天台座主明雲僧止、公請ヲ止ラル。藏人ヲ遣シテ如意輪ノ御本尊ヲ召返シ、護持僧ヲ改易セラル。即庁ノ使ヲ付テ、今度神輿ヲ捧奉テ陣頭へ参タル大衆ノ張本ヲ被召。加賀国二座主ノ御坊領アリ。師高是ヲ停廢之間、其宿意ニ依テ門徒ノ大衆ヲ語テ、訴訟ヲ出ス。已ニ朝家ノ御大事ニ及之由、西光法師父子讒奏之間、法皇大ニ逆鱗アテ、殊二重科ニ可行之由思召ケリ」（卷二二オ）。なお、事件の展開については、『平家物語』と史料とでは若干の齟齬を見させているので、まずは史料に基づいて事件展開を整理しておく。〔盛〕に記載される事項は太字にし、本文中の日付を（ ）で示した。

日付	事項	玉葉	愚昧記	百練抄	顕広王記
四日	明雲、檢非違使により白河御所（房）に拘禁（盛）五日御本尊を召し返す（盛）五日	○（五日条）		○	○
五日	証拠の文書発見明雲に、見任解官、所職停止の宣旨	○	○	○	○（四日）
六日	大衆下洛の噂		○		
七日	後任の座主に七宮覚快との噂	○	○		○
八日	大衆下洛の噂実房、覚快と対面、白河御所房の様子	○	○		
一日	明雲知行の所領没官の宣旨	○（十一日条）		○（十一日）	
一日	覚快到座主補任の宣旨	○（十日条）		○	
一日	明雲の罪状三箇条が勸問される	○	○	○	
一日	大衆乱発の噂				○
二日	武士等陣を固める				○
三日	院から経宗に明雲の罪名検討の命		○		

一四日	大衆下洛の噂 軍兵、閑院内裏・法住 寺殿を警護 経宗、明雲の罪名を配 流とする 大衆下洛の噂 武士等、布陣				
一日	明雲に対する厳しい尋 問の様子 警護のため検非違使兼 隆を派遣 延暦寺の僧綱參院。配 流・所領没収停止を求 める	○	○	○	○
一六日	大衆下洛、明雲奪還の 噂 明雲絶入	○	○		

○明雲僧正被止公請之上、藏人ヲ遣テ被召返御本尊 諸本はほぼ同じだが、前項に引いた〈延〉に見るような異同がある。「藏人ヲ遣シテ如意輪ノ御本尊ヲ召返シ、御持僧ヲ改易セラル」(卷一二二オ)。「盛」<sup>①</sup>が欠く①②を記すのは、他に〈長・屋・覚・中〉、さらに〈屋〉は、「被<sub>レ</sub>停<sub>ラ</sub>止公請<sub>ラ</sub>上被<sub>レ</sub>没<sub>キ</sub>収所職<sub>ヲ</sub>」(九三頁)と傍線部を記す。明雲の公請を停止し、御本尊を返したとだけする〈盛〉はやや説明不足であると言えよう。「公請」とは「朝廷より法会へ召されること、つまり、国家的法会への参加あるいは参加権をいう。公請の対象となるのは朝廷(伏座や御前)で僧名定が行われる法会で、具体的には御齋会・季御読経・仁王会や内裏で行われる臨時の法会である。院政期には、上皇により僧名定が行われる法会も公請に含まれて」いた(上島亨四二

頁)。「玉葉」「愚昧記」「天台座主記」などによれば、五月五日、明雲は天台座主を解却、職掌を停止されている(今日天台座主法務僧正明雲、宜<sub>レ</sub>解却見任、停<sub>止</sub>職掌<sub>之</sub>由、被<sub>レ</sub>下<sub>三</sub>宣旨<sub>二</sub>「玉葉」五月五日条)。この突然の処分は、明雲の有罪を示す証拠の文書が見つかったことによるらしい。「嘉応元年と今度の事件、そしてその結果としての神輿振りはずべて明雲の指令によったことを示す文書が見付かったというのである」(美濃部重克二二頁)。「上卿としてことにあたった権大納言藤原実房も、「事の体信受せられずと雖も、証文あるにおいてはいかしてかや」と、とまどいを隠せない」(高橋昌明二二四頁)有様であった。「愚昧記」はその様子を「先年成親与三時忠<sub>二</sub>之時事、并今度衆徒事、共是明雲下知之由、証文出来云々、事跡雖<sub>レ</sub>不被<sub>レ</sub>信受、於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>証文<sub>一</sub>者何為哉、不便々々」(五月五日条)と記す。なお、尋問の末に証文が発見されたのか、証文が発見されたから拘禁・尋問が行なわれたのか、については、河内祥輔が「後白河が突如、明雲を首謀者と決め付け、激しい怒りを露わにした理由は、この「証文」の出現にあったことなるう」(二三〇頁)と、証文の出現を先とする見方を示し、松下健二も「今回の騒動が、明雲の下知によるものだったことを示すこの「証文」が、後白河院をして明雲拘束に踏み切らせたことは想像に難くない」(四七頁)と河内説を支持する。またこの証文について、河内祥輔は「いかにも怪しげであり、偽造されたものとみなすのが妥当であろう」とし、山門強訴の被害を蒙っていた成親と西光が共謀して文書を偽造して「明雲を罪に陥れることで、自らの流罪の屈辱と怨念を晴らそうとしたのではなからうか」(一三一頁)とするが、これについては松下健二が「西光と成親は政治的基盤を異

にし、敵対関係にあった」（六一頁）故に其謀説は成り立たないと指摘する。ところで、これより先四月二十八日には安元の大火（太郎焼亡）があり、〈盛〉に見られるようにこれを「日吉の神火」とする噂もあった（本全釈一三二―六二頁）。さらに四月三十日には、強盗が陣中の中宮庁に入って雑物を盗み取って放火する事件があった。五味文彦はこれらの事件を受けて「山門の強訴の一件を強く後悔し」明雲の拘束に動いたと見る（二四五頁）。佐々木紀一は、『愚昧記』五月十三日条の明雲の罪名勘申に見られる「一夜内裏闖入事」はこの四月三十日の事件を指すと見る（九二頁）。また次節「或以凶徒乱入陣中、数箇所放火……」項も参照。なお、『百練抄』によれば、御本尊は前日（五月四日）のうちに藏人によって召し返されている（「又遣藏人召返御本尊」五月四日条）。○其上使庁ノ使ヲ以テ、今度奉振下神輿大衆ノ張本ヲ被召ケリ（闖・延・長・南・屋・覺・中・同、〈長〉は、「則使庁のつかひをつけて、水火の責に及ぶ」（一―一―三頁）と傍線部を記す。検非違使庁の役人が明雲のもとに遣わされたのは、五月四日のことであった。『玉葉』治承元年五月五日条には、「座主自去夕付使庁使」〈信房云々〉、家門以繩結之、房家一切無人、井覆蓋、下部等昇立堂上、大略同座云々、是依被召大衆張本也云々とあり、『百練抄』五月四日条にも「天台座主明雲付使庁使、被責召山悪僧并白山張本」とある。使庁の使の一人は、『玉葉』に見るように左衛門尉惟宗信房。後白河院の北面で近習者でもあった。六月三日には「謀反同意輩」（『百練抄』）として俊寛等と共に捕らえられている。明法道の家筋と見られる（美濃部重克二二頁）。今回の件について、河内祥輔は、「実際には、明雲と別に「張本」を搜索するよう

な動きはみられない。明雲が「張本」とみなされたのが真相であろう」（二七四頁）と指摘する。ただし、『顯広王記』五月六日条には、「今日七宮并法橋陽弁、被付検非違使、同依被召悪僧也」とあり、この事について佐々木紀一は「先に院は不満ながらも山門に妥協したが、強訴以来一貫して悪僧の処罰を意図し、大火以前に座主に召還を命じ（皇代暦）、明雲も張本を「少々出」したと言ふが（皇代暦裏書）、「明雲も必ずしも召還に協力的ではなかったから、院が強硬措置を取」って明雲の身柄を拘束し、「七宮寛快法親王に対して、悪僧召還の命令を下し」たものと指摘する。必ずしも明雲が「大衆張本」と見なされたわけではないことになる。また、院による強権発動の背景には、『平家物語』には記されない、四月二十八日の大火後に起こった「三十日の右衛門陣放火事件を悪僧の所行と見なした為」とする（佐々木紀一、九二頁）。この四月三十日の事件とは、『愚昧記』五月一日条に「去夜内裏有闖入事云々、事有疑、難信受歟……則又放火、家内三焼亡、又放矢射内裏方、右衛門陣中矢云々」と記されているもので、二十八日の大火のために仮の中宮庁としていた二条北小路西の経法師の家（閑院内裏の南側にあたる）に強盗が乱入し、庁守が疵を蒙り、家主法師の従者が切り伏せられた上に、放火がなされ、内裏の方に向かって矢が放たれ、右衛門陣にあたったというものであった。『愚昧記』は「去夜放火事、諸人無不驚奇事、法皇驚給云々、於院資賢卿云、暫可令去皇居歟、此儀頗以為可耳、右衛門陣中矢之条、尤有禁忌事歟、平治乱代之外、定無此例歟」（五月一日条）と、院並びに周辺の動揺が大きかったことを伝える。また九条兼実が「陣中強盜古来未聞、可彈指之世也、又人云、右衛門陣へ油

小路南門也、矢二射立之云々、天連欲<sub>レ</sub>尽歟、悲泣而有<sub>レ</sub>余者也、先流矢中<sub>レ</sub>神輿、尋<sub>レ</sub>承保<sub>レ</sub>又有<sub>レ</sub>此事、深可<sub>レ</sub>恐怖歟、我國滅亡時已至歟」(『玉葉』五月一日条)と悲憤している。○加賀国二八、座主ノ御房領アリ。師高國務之刻、是ヲ停廢ノ間…以下「既ニ朝家ノ及御大事之由」までが西光父子による讒奏の内容。(闘・延・長・南・屋・覚・中)同。白山事件の原因については、これまでは白山とその末寺と、師高・国庁との争いが原因とされていた。が、ここで新たに国司師高による加賀国の座主御房領の停廢に対する私怨が原因として語られる。ただし、この所領問題については事実関係は未詳。明雲の捕縛・配流が西光等の讒奏によるものであったという見方については、(延・全注釈)は「『玉葉』六月一日条の、西光捕縛に対する、「被<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>年来之間所<sub>レ</sub>積之凶悪事、並今度配<sub>レ</sub>流明雲、及讒<sub>レ</sub>邪万人於法皇、如此了問、非常不敵事等云々」といった記述から、一般的に存在したものと見られよう」(二一八頁)と指摘する。ただし、西光の子師高は四月二十日に尾張配流の宣旨が下されていた。美濃部重克は、加賀国座主御坊領について、『玉葉』治承元年五月十日付宣旨に記される明雲が知行する寺院の所領とされるものの内、「恵心院 七ヶ所」が該当する可能性を指摘する。「加賀国には恵心院支配の梶井門跡領として加賀郡の英田保、気屋保、今南西郡の帆山寺、吉田郡の吉田保が知られている。そのうち英田保はこの時期、恵心院支配の梶井門跡領であったことは確実視されている。加賀守師高の讒奏という座主の御坊領の莊園というのは英田保あるいは他の恵心院支配の土地のいずれかを指すのだろうか」(二三〇頁)。いずれにせよ、諸本とも明雲の捕縛の背景に西光の讒奏があったことを強調するのは共通しており、この後

も明雲の配流が決定するところで「西光法師ガ無実ノ讒奏ニ依テカク被<sub>レ</sub>行ケリ」(『盛』二九〇頁)と繰り返される。○法皇大二逆鱗有テ、殊ニ重科ヲ行ベキ由、被<sub>レ</sub>思召ケリ(闘・延・長・南・屋・覚・中)同。西光の讒奏の真偽については不明であるが、大火および一連の放火事件以後、後白河院の態度が硬化して明雲拘禁に至っていることについては、元木泰雄が「四月末には、のちに太郎焼亡と称される大火が左京を襲い、多くの公卿の邸宅、そして大極殿を含む多数の殿舎・家屋を焼失するに至った。さらに、京の治安も悪化した事から、崇徳上皇の怨霊の跳梁が噂にのぼることになる。後白河の王権としての正当性が大きく動揺はじめてたのである。激怒した後白河は天台座主明雲を謀叛の罪で配流するという理不尽な措置をとる」(四七頁)と指摘する。『愚昧記』五月九日条には「相府示給云、讚岐院并宇治左府事、可有沙汰云々、是近日天下悪事彼人等所為之由、有<sub>レ</sub>疑、仍為<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>鎮<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>事也」とあり、一連の事件の背景として、崇徳・頼長の怨霊が噂となっていたことが確認できる。大火以降の後白河の強硬姿勢転換については、高橋昌明(二三四頁)、五味文彦(二四五頁)なども指摘する。(次節「此事ニ依テ、衆徒憤申テ…」の項参照)○同六日、檢非違使師房、使<sub>レ</sub>庁ノ下部廿余人ヲ相具シテ、白河高畠ノ座主ノ御坊内ニ乱入テ狼藉、古今ニ絶タリ(『盛』の独自異文。『玉葉』『顕広王記』によれば、院は五月四日に檢非違使を派遣して明雲を拘束した(座主自<sub>レ</sub>去夕<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>庁使<sub>レ</sub>信房云々)、『玉葉』治承元年五月五日条)。檢非違使師房は未詳。恐らくは、『玉葉』五月五日条に見る「信房」の誤りであろう。注解「其上使<sub>レ</sub>庁ノ使<sub>レ</sub>ヲ以テ、今度奉振下神輿大衆ノ張本ヲ被<sub>レ</sub>召ケリ」参照。「白河高畠ノ座主ノ御坊」とは、三条白川に

ある梶井門跡の御所である白川御所のこと。『天台座主記』はこの白川御所で座主任命の宣旨を受けたことを記す（同（仁安二年二月）廿一日於「白川」房請「宣命」）。また「白川房」の頭注に「東山、号三条座主、後移三条高昌」とある。『改訂増補天台座主記』第一書房一九七三・4、一〇一頁。監禁の様子は、「家門以繩結之、房家一切無人、井覆蓋、下部等昇立堂上、大略同座云々」「玉葉」五月五日条）だったという。こういった明雲への処遇は、『平家物語』でもこの後十二日の記述に見られる（次節参照）。『愚昧記』五月八日に「予参七宮之間、過前座主明雲房、見之皆閉門、使庁之輩少々在之。北門前引大幕」とある。この時覚快（七宮）がいたのが青蓮院門跡で、そこに向かう途中に明雲の御房の前を通ったのだろう。また、明雲の配流が決定した後に、〈盛〉「追立ノ檢非違使、白河高昌ノ御坊ニ参テ責申ケリ」（二九〇〜二九二頁）とする場面があるが、この箇所を他本は「白川ノ御坊」（〈延〉）などとするのに対して「高昌ノ」と地名を記すのは〈盛〉のみ。本箇所と合わせて注目される。この白河高昌の坊については、後節「今夜都ヲ出奉ラント……」の項参照。○臈当日ニ印鑑ヲ御経藏へ奉渡 〈延・長・屋・覚・中〉同。印鑑は印と鍵。「別当や座主など一寺の長である僧が持つ公的な印章と鍵。あるいは僧綱の職印と僧綱所の鍵など」（〈日国大〉）。この場合、延暦寺において座主交代の度に引き継がれている印鑑を意味する。『天台座主記』によれば、明雲も仁安二年（一一六七）二月十五日に座主に任ぜられると、同十九日に登山、二十一日には宣命を請け、四月十三日に「拜堂、先於「円融房」請「印鑑」、行「政等」」（一〇一頁）と記されている。第五十二代快修「拜堂、先於「本覚院」請「印鑑」（応

保二年（一一六二）七月十一日条、九七頁）や、第四十八世行玄「同八日於「南山房」請「宣命」、同廿六日於「同所」請「印鑑」遂「拜堂」（保延四年（一一三八）八七頁）とあり、座主として拜堂を行なうに先立って、まず印鑑を請けるのが慣例であったようだ。なお、辞する場合については、同じく『天台座主記』の第五十六世覚快「（治承三年（一一七九）十一月十日辞退座主職、同十五日送「印鑑」」（一〇七頁）や、第五十一世重倫「上「表」辞「退」座主職「送」印鑑」（応保二年（一一六二）三月二十日条、九六頁）とあるように、職を辞するに際して印鑑を送るというのが慣例であった。事実としては明雲は辞職ではなく罷免であったが、〈延・長・屋・覚・中〉が「明雲ハカヤウニ法皇ノ御気色アシカリケレバ、印鑑ヲ返シ奉リテ、座主ヲ辞申サレケリ」（〈延〉巻二二二〇〜二二ウ）のように記すのは、こうした慣例を踏まえたものか。経藏に渡したとするのは〈盛〉のみ。経藏というのは「彼ノ庫藏ニ所「納」聖財、悉ク大師ニ奉「渡」給ヘリ。則大師是ヲ請来シ給テ、吾山ニゾ被「納」ケル。今ノ御経藏ト申ハ是也」（〈延〉巻一八七ウ〜八八オ）とある経藏で、最澄が中国の宝蔵より持ち帰った聖教が納められているとされたものである。〈盛〉は、座主のみが所持できる印と鍵はこの経藏に納められるべき物との認識があったか。○山門「京都耳目ヲ驚セリ」：「寄台々々私語ケリ」まで、〈盛〉の独自異文。明雲の拘禁、座主の罷免は、多くの人々の耳目を驚かせるものであった。『玉葉』五月十一日条は、明雲の所領没官の宣旨を引いた後に「凡此間沙汰、夢歟非「夢歟」、惣非「言語筆端之所」及」と慨嘆している。また明雲拘禁の直後から大衆下洛の噂がたびたび京中に流れたらしい（後述）。「京都」の用例としては、『古今著聞集』「年来西国

のかたにて海賊をし、東国にては山立をし、京都にては強盜をし」(旧大系三五二頁)が見える。『邦訳日葡辞書』「キャウト(京都) 首都、すなわち、国王のいる都」(五〇三頁)。〇十一日、七条ノ七宮へ覺快、天台座主二成セ給 本項、次項とも〈鬪・延・長・南・屋・覺・中〉同じ。〈鬪・南・屋・覺・中〉は「覺快」の名も記す。但し、〈鬪は「七日」のこととする。七宮の座主就任をめぐっては、七日に、『玉葉』『愚昧記』『顕広王記』によると明雲のあとの座主に鳥羽院の第七皇子で七宮と呼ばれた覺快が補任されたという噂が」(美濃部重克二三頁)たっていた(「七宮被補座主」之由風聞、已一定云々『玉葉』五月七日条)。実際に、覺快には院の内意が伝えられたらしい(「七宮可補座主給」云々、檢非違使被召立了云々『愚昧記』五月七日条)。しかし日次が宜しくないという理由でこれは延期された(「去七日、以光能朝臣被仰七宮云々、依日次不<sub>レ</sub>宜、明日可<sub>レ</sub>被宣下云々」『玉葉』五月十日条)。美濃部重克は、八日に参賀に訪れた「三条実房に対面した覺快が噂に困惑しているむねを語るなかで「明雲門徒広者也」と、明雲がこの時期、山門で広く勢力を張っていたことに言及している」(二三頁)と指摘する(「宮示給云、可補座主者、内々可蒙仰歟、而未<sub>レ</sub>有其事、付被仰之詞可<sub>レ</sub>申子細也、而全無承仰事、只人々告示許也、凡<sub>レ</sub>齡未<sub>レ</sub>闌、只今<sub>レ</sub>天台座主之望<sub>レ</sub>、況<sub>レ</sub>近日者哉、明雲門徒広者也、大衆等定弥蜂起歟、無<sub>レ</sub>極之不<sub>レ</sub>詳也」『愚昧記』五月八日条)。院からは内意の沙汰はなく、しかも明雲は大衆に広く支持されており、その明雲を廢しての座主就任には大衆が抵抗する恐れがある旨を吐露したものと解される。なお、七宮への座主宣下は、諸本が記すように十一日に行なわれた(「今日座主宣命被受

取云々。少納言惟基、上卿權中納言実綱卿云々」『玉葉』五月十一日条)。〇是八鳥羽院ノ第七ノ皇子、故青蓮院大僧正行玄ノ御弟子ナリ『天台座主記』には「五十六世 無言覺快親王(青蓮院 無動寺 檢校) 治山三年 鳥羽法皇第七皇子、御母法印光清ノ女、行玄大僧正入室瀉瓶ノ弟子、安元三年(丁酉)五月十一日任座主(御年四十四)(一〇六、一〇七頁)とある。同じく行玄は、「四十八世 權僧正行玄(青蓮院加無動寺竝横川三昧院) 治山十七年、京極大 殿(関白師美) 息、母(右大臣師房) 公女、師主 寬慶座主、忠尋座主、弟子、勝豪法印受法、良祐阿闍梨灌頂弟子、保延四年(戊午)十月廿九日任座主(年四十二)(八七頁)とある。その在任期間の久安三年(一一四七)に、鳥羽法皇に訴えて、白山の平泉寺を天台の末寺とした人物であった。「四月七日、貫首以下門徒僧綱等列<sub>レ</sub>参 法皇(鳥羽) 御所、是依<sub>レ</sub>訴<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>白山平泉寺可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>天台末寺之由也、同廿七日 院宣<sub>レ</sub>傳<sub>レ</sub>学<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>之後以<sub>レ</sub>白山平泉寺可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>延曆寺末寺之由被<sub>レ</sub>宣下也、御婦依依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>浅<sub>レ</sub>、遂<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>理<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>許也」(九〇頁)。なお、〈鬪〉は、この記事の後に、「伝教大師記文云王子成<sub>二</sub>天台座主者可<sub>レ</sub>思末世<sub>一</sub>世既<sub>レ</sub>臨<sub>レ</sub>末人申逢」(一下二二〇)と、伝教大師の記文を引き、王子が座主となるのは末世になったからだとの批判的な言辭を記す。松田宣史は、梶井門跡側からの対抗意識をもって改編された〈鬪〉が、『明月記』の貞永二年(一二三三)二月二十日条に見る妙法院門跡の尊性座主に対する世評を取り込んだためとする(八七頁)。一方、覺快に対してそうした非難の見られな<sub>レ</sub>い〈盛〉に対して、青蓮院方の意識を見ようとする見解については、他本も同様であり、何ら独自性は見られないとする源健一郎の反論

（五八頁）がある。

【引用研究文献】

\*上高亨「中世前期の国家と仏教」（日本史研究四〇三号、一九九六・三）

\*河内祥輔『日本中世の朝廷・幕府体制』（吉川弘文館二〇〇七・六）

\*五味文彦『平清盛』（吉川弘文館一九九九・一）

\*佐々木紀一「語られなかつた歴史―『平家物語』『山門強訴』から―」（文学三卷四号、二〇〇二・七）

\*高橋昌明「嘉心・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館二〇〇四・六）

\*田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」（日本史研究二五〇号、一九八三・六。『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四・六所収。引用は後者による）

\*松下健二「明雲流罪事件の再検討―『源平闘諍録』所引の平清盛宛書状等をもとに―」（人文〔学習院大学人文科学研究所〕一四号、二〇一六・三）

\*松田宣史『源平盛衰記』と青蓮院門跡―『源平盛衰記』の成立圏・統論（『室町藝文論攷』三弥井書店一九九一・12。『比叡山仏教説話研究―序説―』三弥井書店二〇〇三・11再録。引用は後者による）

\*源健一郎「源平盛衰記と天台圏―青蓮院門跡関与説の検証―」（中世文学四九号、二〇〇四・六）

\*元木泰雄『治承・寿永の内乱と平氏』（吉川弘文館二〇一三・4）

\*美濃部重克「隠喩的文学」としての『平家物語』―巻一「座主流」を中心に―」（伝承文学研究五五号、二〇〇六・8。『観想 平家物語』三弥井書店二〇二二・8再録。引用は前者による）

1 同日ニ明法へ<sup>1</sup>被<sup>2</sup>尋<sup>3</sup>下<sup>4</sup>宣旨<sup>5</sup>状<sup>6</sup>云<sup>7</sup>、

延暦寺<sup>3</sup>前座主僧止明雲<sup>4</sup>条々<sup>5</sup>所犯事<sup>6</sup>

一 故大僧正快秀、<sup>4</sup>為<sup>5</sup>当山座主<sup>6</sup>間、<sup>5</sup>相<sup>6</sup>語<sup>7</sup>惠僧等<sup>8</sup>一<sup>9</sup>令<sup>10</sup>追<sup>11</sup>弘山門<sup>12</sup>事

一 去<sup>13</sup>嘉心元年<sup>14</sup>、<sup>7</sup>就<sup>8</sup>美濃国比良野庄<sup>9</sup>氏等<sup>10</sup>結<sup>11</sup>構<sup>12</sup>訴<sup>13</sup>詔<sup>14</sup>、<sup>8</sup>発<sup>9</sup>当山<sup>10</sup>之<sup>11</sup>惡徒<sup>12</sup>一<sup>13</sup>令<sup>14</sup>乱<sup>15</sup>入<sup>16</sup>宮城<sup>17</sup>狼藉<sup>18</sup>事

一 近日<sup>19</sup>大衆蜂起<sup>20</sup>事次第<sup>21</sup>超<sup>22</sup>過<sup>23</sup>彼<sup>24</sup>嘉心狼藉<sup>25</sup>一<sup>26</sup>先<sup>27</sup>一<sup>28</sup>日<sup>29</sup>意<sup>30</sup>趣<sup>31</sup>一<sup>32</sup>催<sup>33</sup>三<sup>34</sup>塔<sup>35</sup>凶徒<sup>36</sup>、<sup>13</sup>外<sup>14</sup>構<sup>15</sup>一<sup>16</sup>制<sup>17</sup>止<sup>18</sup>之<sup>19</sup>詞<sup>20</sup>一<sup>21</sup>内<sup>22</sup>成<sup>23</sup>騒<sup>24</sup>動<sup>25</sup>一<sup>26</sup>之<sup>27</sup>企<sup>28</sup>一<sup>29</sup>。<sup>15</sup>茂<sup>30</sup>爾朝

章、<sup>16</sup>欲滅仏法。或以凶徒<sup>17</sup>乱入陣中、<sup>18</sup>数箇所放火、或対<sup>19</sup>警固之輩、<sup>20</sup>合戦、或帶<sup>21</sup>兵具、<sup>22</sup>可下洛之由、令<sup>23</sup>執奏。誠是<sup>24</sup>朝  
家之怨敵、<sup>25</sup>偏叡山之<sup>26</sup>魔滅者歟。仰<sup>27</sup>下明法博士、<sup>28</sup>就彼条々所犯、可<sup>29</sup>レ勘<sup>30</sup>申<sup>31</sup>明雲所当罪名<sup>32</sup>。

安元三年五月十一日 蔵人頭右近衛中将<sup>33</sup>藤原朝臣光能奉  
トゾ有ケル。

十二日<sup>34</sup>ニ、<sup>35</sup>前座主<sup>36</sup>所職ヲ被<sup>37</sup>止之上、大衆ノ張本ヲ出スベキ由、<sup>38</sup>檢非違使<sup>39</sup>二人ヲ被<sup>40</sup>差遣、水火ノ責ニ及ケリ。此事ニ依テ、<sup>41</sup>衆徒  
憤<sup>42</sup>申テ、猶參洛スベシト聞ケレバ、内裏并ニ法住寺殿ニ軍兵ヲ被<sup>43</sup>召置、大臣以下殿上ノ侍臣皆馳集<sup>44</sup>ケレバ、京中ノ上下騒アヘリ。

【校異】 1 〈蓬・静〉改行あり。なお、〈近〉「おなじき日に」、〈蓬〉「同日に」、〈静〉「同日に」。2 〈近〉「たつねくたされ」、〈蓬〉「尋下さるゝ」、  
〈静〉「尋下さるゝ」。3 〈近〉「せんざす」、〈蓬〉「前座主」、〈静〉「前座主」。4 〈近〉「たうさんのざすたるあひだ」、〈蓬〉「為<sup>45</sup>当山座主問」、〈静〉  
「為<sup>46</sup>当山座主問」。5 〈近〉「あくそうらをあひかたらひ」、〈蓬〉「相<sup>47</sup>語<sup>48</sup>悪僧等」、〈静〉「相<sup>49</sup>語<sup>50</sup>悪僧等」。6 〈近〉「さんもんをおひはら  
はしめんとする事」、〈蓬〉「令<sup>51</sup>追<sup>52</sup>弘山門事」、〈静〉「令<sup>53</sup>追<sup>54</sup>弘山門事」。7 〈近〉「みのゝくにひらのゝしやうのたみらせうをけつこうす  
るにつめて」、〈蓬〉「就<sup>55</sup>美濃国比良野庄民等結構詔」、〈静〉「就<sup>56</sup>美濃国比良野庄民等結構詔」。訓読については注解参照。8 〈近〉「おこし」、  
〈蓬・静〉「発<sup>57</sup>」。9 〈近〉「きうじやうにらんにいせしむるらうせきの事」、〈蓬〉「令<sup>58</sup>乱<sup>59</sup>入<sup>60</sup>宮城<sup>61</sup>狼籍事」、〈静〉「令<sup>62</sup>乱<sup>63</sup>入<sup>64</sup>宮城<sup>65</sup>狼籍事」。  
10 〈近〉「きんしつ大しゆほうきのことししたいかのかおうのらうせきにてうくはせり」、〈蓬〉「近日大衆蜂起事次第超<sup>66</sup>過<sup>67</sup>彼嘉応狼籍」、〈静〉  
「近日大衆蜂起事次第超<sup>68</sup>過<sup>69</sup>彼嘉応狼籍」。11 〈近〉「さきとして」、〈蓬〉「先<sup>70</sup>」、〈静〉「先<sup>71</sup>」。12 〈蓬〉「凶徒<sup>72</sup>」。13 〈近〉「ほか」、〈蓬・静〉  
「外<sup>73</sup>」。14 〈近〉「うち」、〈蓬・静〉「内<sup>74</sup>」。15 〈近〉「しからはてうしやうをないかしろにし」、〈蓬〉「蔑<sup>75</sup>爾<sup>76</sup>朝<sup>77</sup>章<sup>78</sup>」、〈静〉「蔑<sup>79</sup>爾<sup>80</sup>朝<sup>81</sup>章<sup>82</sup>」。16 〈近〉「ぶ  
つほうをほろほさんとす」、〈蓬〉「欲<sup>83</sup>レ滅<sup>84</sup>ニ仏法<sup>85</sup>」、〈静〉「欲<sup>86</sup>レ滅<sup>87</sup>ニ仏法<sup>88</sup>」。17 〈近〉「らんにいし」、〈蓬〉「乱<sup>89</sup>入<sup>90</sup>」、〈静〉「乱<sup>91</sup>入<sup>92</sup>」。18 〈近〉「す  
かしよをはうくはし」、〈蓬・静〉「数箇所放火<sup>93</sup>」。19 〈近〉「かせんす」、〈蓬〉「合戦<sup>94</sup>」、〈静〉「合戦<sup>95</sup>」。20 〈近〉「たいして」、〈蓬・静〉「帯<sup>96</sup>」。21 〈近〉  
「けらくすへきのよし」。22 〈近〉「てうけの」、〈蓬〉「朝家<sup>97</sup>之<sup>98</sup>」、〈静〉「朝家<sup>99</sup>之<sup>100</sup>」。23 〈近〉「まめつするものか」、〈蓬〉「魔滅<sup>101</sup>者歟<sup>102</sup>」、〈静〉「魔滅<sup>103</sup>  
者歟<sup>104</sup>」。24 〈近〉「みやうぼうのはかせに」、〈蓬・静〉「明法博士<sup>105</sup>」。25 〈近〉「かのうでうにつてをかすところ」、〈蓬〉「就<sup>106</sup>彼条々所犯<sup>107</sup>」、〈静〉  
「就<sup>108</sup>彼条々所犯<sup>109</sup>」。26 〈近〉「めいいうんしよたうのざいめいを」、〈蓬〉「明雲所当罪名<sup>110</sup>」、〈静〉「明雲所当罪名<sup>111</sup>」。27 〈近〉「蔵人のかみ」、〈蓬〉  
「蔵人頭<sup>112</sup>」、〈静〉「蔵人頭<sup>113</sup>」。28 〈近〉「ふちはらのあそんみつよしかうけたまはり」、〈蓬〉「藤原朝臣光能<sup>114</sup>奉<sup>115</sup>」、〈静〉「藤原朝臣光能<sup>116</sup>奉<sup>117</sup>」。  
29 〈蓬・静〉「ニ」なし。30 〈近〉「せんざす」、〈蓬〉「前座主<sup>118</sup>」、〈静〉「前座主<sup>119</sup>」。31 〈近〉「しよしよくを」、〈蓬〉「所職を<sup>120</sup>」、〈静〉「所職を<sup>121</sup>」。32 〈近〉「と」、  
めらるゝうへ」、〈蓬〉「止<sup>122</sup>らるゝの上<sup>123</sup>」、〈静〉「止<sup>124</sup>らるゝの上<sup>125</sup>」。33 〈近〉「けひいし」、〈蓬〉「檢非違使<sup>126</sup>」、〈静〉「檢非違使<sup>127</sup>」。34 〈近〉「二にんを」。  
35 〈近〉「さしつかはされ」、〈蓬・静〉「さし遣<sup>128</sup>されて」。36 〈蓬・静〉「衆徒<sup>129</sup>」なし。

【注解】○同日二明法へ被尋下宣旨状云 この「宣旨」は、『玉葉』同日条に「又前座主明雲可被勸罪名云々、頭右中将光能朝臣宣旨下左大臣、々々々以史被下右中弁経房朝臣云々」とあるように、（天皇から）藏人頭を以て上卿左大臣に伝達され、上卿左大臣から史を以て弁官（右中弁）に伝達されるという正規の「宣旨」の発給手続きを踏んでおり、実態としては後白河院の意思であったとしても、明法博士に罪名を勸申させる為に正規の高倉天皇の宣旨という形式をとって命じている。この経緯を伝えるのは〈闕・盛〉のみ。〈延・長・南・屋・覚・中〉はこの経緯および明雲の罪名を記さない。但し〈長〉は、大衆が清盛に宛てて記したという落書を引く中で、この三箇条について触れている。「明法」は明法博士のこと。「大学寮明法道の教官。定員二名。正七位下相当。『大宝令』『養老令』にはみえず神龜五年（七二八）律学博士として新設、八世紀半ば前後に明法博士と改称された。（略）九世紀前半には讃岐氏、同後半から十二世紀初頭にかけては惟宗（令宗）氏が有力であったが、つぎつぎに没落、その後坂上・中原両氏が明法博士職を事実上世襲した（国史大辞典）。主な職務の一つが、「仗議」（陣定）などの際、議題に関する法的判断を記した「明法勘文」を作成することであった。これは、「宣令明法博士勸申罪名」之由、右大弁有勸仰右府」（『左経記』長元元年六月二十四日条）、「実綱卿奉勅、左少弁兼光伝宣、仰明法博士合勸申所当罪名」（『山槐記』治承二年正月十一日条）などであるように、天皇の勅が上卿・弁官を経て伝えられて命ぜられた。勘文の作成だけではなく、「頭弁朝臣先召明法博士国任於陣辺被問罪科」（『中右記』寛治六年九月二十八日条）とあるように、必要に応じて諮問を受けた。その判断は、

「任明法勘文趣、贖銅并仰中被宣旨下知頭為房朝臣」（『殿曆』天永元年三月十七日条）とあるように、基本的には尊重されたが「法家勘文両端也、何様可被行哉事」（『中右記』嘉承二年五月十九日条）、二人の明法博士の判断が分かれる場合も有った。公議での公卿の発言は「頭弁被下法家勘文一通」（前肥後守基実事、義親所従事）、人々被定申旨互以不同也」（『中右記』康和四年七月九日条）とあるように、最終的にはそれぞれの判断によるものであった。なお、明法勘文（法家勘文）の実例は、明法博士合宗道成の勘文（『小右記』長元三年六月二十八日条）や『鎌倉遺文』など数例残存している。○延曆寺前座主僧正明雲条々所犯事 この文書は『玉葉』治承元年五月十一日条所載の宣旨とほぼ同文。この宣旨を記すのは〈盛〉の他は〈闕〉（二下―一オ）のみ。事書は『玉葉』および〈闕〉では「前延曆寺座主僧正明雲条々所犯事」。○故大僧正快秀、為当山座主間、相語悪僧等令追弘山門事 「故大僧正快秀、当山の座主たる間、悪僧等を相ひ語らひて山門を追い払はしむる事」。〈闕〉も同文。『玉葉』も「快秀」を「快修」とする以外は同文。〈闕・盛〉の「快秀」は「快修」が正しい。快修は、『天台座主記』によれば「五十二世 権僧正 快修（本覚院 妙法院 綾小路祖師）、治山三年、中納言太宰帥俊忠卿ノ息、最雲親王弟子、源暹阿闍梨灌頂ノ弟子」（九七頁）。五十二世として応保二年（一一六二）から長寛二年（一一六四）までの期間と、五十四世として仁安元年（一一六六）から仁安二年（一一六七）までの四箇月（この時は僧止）の二度に渡って座主を勤めた。座主を二度務めたのは快修が最初。そのいずれの時も、大衆の騒動によって座主の座を追われている。この二度目の解任の後に座主となったのが明雲

であつた。明雲が悪僧等と手を組んで騒動を起こして、快修を座主から追い落としたことについては、『愚管抄』が「明雲ハ山ニテ座王アラソイテ快修トタ、カイシテ、雪ノ上ニ五仏院ヨリ西塔マデ四十八人コロサセタリシ人ナリ。スベテ積患ヲ、カル人ナリ」(旧大系二六〇頁)と記す。『天台座主記』は赤袴騒動と呼ばれたこの騒動を次のように記す。『天台座主記』(仁安元年(一一七五)十二月二十一日、定心院、実相院、五仏院、丈六堂、円融房(已上東塔南谷)等焼亡。是レ称ニ類ノ悪僧ノ之所為ト。凡自今年ノ秋至明年ノ二月、合戦不絶、殺害有数多。山上号之云フ赤袴ノ騒動ト。同二年(丁亥)西塔横川ノ悪僧、欲レ免ニ座主ニ之由風聞之間、東塔衆徒以テ五仏院政所并小谷岡本ヲ為ス城郭ト。正月一日、東西両塔衆徒行キ逢テ於千光院、(東塔西塔)合戦七日ノ亥尅、八王子、客人、十律師御輿、奉レ振上テ中堂。同十八日、赤袴ノ党類、襲ヒ来リ東塔ニ、於テ政所岡本ノ両所ニ同時ニ合戦。無レ程被レ追ヒ帰サ畢。寄セラ来ノ之輩、所レ被レ討テ取テ二十九人、生虜九人ナリ也。其後西塔構ニ城郭ヲ於塔ノ下ニ。二月十日、自東塔寄テ戦西塔之間、塔ノ下ノ城郭落テ畢。同十五日、依リ座主(明雲)命ニ、扨ニ張本法眼宗延、被レ配流ニ常陸ノ国。同十八日、神輿奉レ歸ニ座主本社。〈去ル十五日、以明雲ニ補座主ニ〉(一〇〇〜一〇二頁)。美濃部重克は、「快修は後白河院が後に初代門跡となつたとされる妙法院の本寺である西塔本覚院の住職であり、妙法院綾小路の祖とされる。また後白河院の篤い帰依を受け妙法院の基礎を作り法住寺および新日吉社を管領した妙法房昌雲の師でもあつた(妙法院蔵「妙法院門跡伝」、「五二宝幢院検校職相承次第」『妙法院史料 第五卷』古記録・古文書一、一五〇 妙法院門流伝『妙法院史料 第六卷』古記録・古文書一、妙

法院志稿一」京都府文庫『京都府寺誌稿』。後白河院とは深い繋がりを持つていたと見てよい人物である。『天台座主記』では明雲の関与を言わないが、『愚管抄』は明雲が赤袴騒動を利用して快修を座主の地位から追い落としたかのように書いていて、それが事実だったのだから。後白河院はそれに怒りを覚え、長く根に持っていたわけである。明雲の断罪には快修一件に由来する後白河院の明雲への憎悪が働いていたと見てよい(二四頁)とする。また、佐々木紀一①は、朝廷が死欠以外の交代を認めないと決定し快修が復任したため(「永万元年八月」十日座主職期ニ死闕ヲ永ク停止ス彼此ノ競望ニ之由 宣下)『天台座主記』(俊円一九九頁)、明雲が実力行使に出たと見る(八頁)。このように死者まで出した西塔と東塔との間の騒動は、西塔の城郭が落ちて終結し、西塔本覚院の住職であつた快修が座主を辞任することとなつたのである。ただし、このたびの罪状に十年も前の快修の一件を加えることについては、明法への勘案を命じられた左大臣経宗も、「至快修事者不レ可レ及沙汰事歟」(『愚昧記』五月十一日条)と実房に対して感想を漏らしている。○去嘉応元年、就美濃国比良野庄民等結構訴詔、発当山之悪徒令乱入宮城狼藉事「去ぬる嘉応元年、美濃の国比良野の庄民等に就きて訴詔を結構し、当山の悪徒を発し、宮城に乱入せしめ(むる)狼藉の事」。『玉葉』「去嘉応元年、就美濃国比良野庄民等結構訴詔、発当山之悪徒令乱入宮城一致狼藉上事」。〈闘〉も『玉葉』とほぼ同文。本文としては『玉葉』が妥当か。嘉応元年(一一六九)冬に、尾張国の目代右衛門尉政友が美濃国平野庄の神人を禁獄にしたことに端を発して、同年十二月二十二日に政友と知行国主であつた藤原成親の処分を求めて強訴に及んだ事件。この

時の座主が明雲であった。なお詳細については、本全釈一三「高倉院御宇嘉応元年十二月廿二日、尾張国目代政友、依平野ノ神人陵礫ノ事…」の項（三〇～三一頁）参照。この事件については〈盛〉巻七はじめ、平家物語諸本も鹿ヶ谷事件により成親が配流に処せられる場面でも詳述される。○近日大衆蜂起事次第超過彼嘉応狼藉「近日の大衆蜂起、事の次第、彼の嘉応の狼藉に超過せり。」「玉葉」〈闘〉も同文。近日に起こった大衆の蜂起（強訴）の有様は、嘉応の強訴による狼藉よりもはるかにまさっていた、の意。なお白山事件の詳細については本全釈一三参照。○先一旦意趣、催三塔凶徒、外構制止之詞、内成騒動之企、蔑爾朝章、欲滅仏法「一旦の意趣を先として、三塔の凶徒を催し、外には制止の詞を構へ、内には騒動の企を成す、朝章を蔑爾し、仏法を滅せんと欲す。」「玉葉」先以一旦意趣（先づ一旦の意趣を以て）、「闘」先以一旦意趣（「以」は「一」の誤りとも、「以」の後に「一」の脱字とも両様に考えられる）。「朝章」は「朝廷の綱紀。朝廷のおきて。国家の憲章。朝典。朝綱」（日国大）。「蔑爾」は「さげすむこと。軽んじること。ないがしろにすること」（日国大）。巻五の巻頭では、西光父子の讒奏として、加賀国の座主の御房領を師高が廃止したことに對する明雲の私的な宿意から、大衆を焚きつけて強訴に及んだとされていた。「一旦意趣」はこれを指そう。その私的な宿意から、表向きは大衆を制止するふりをしながら、密かに大衆を焚きつけ、朝廷の掟を蔑ろにして、仏法を滅亡させようとした、の意。『平家物語』は、西光の子加賀の目代師経と白山の末寺宇河法師との間に生じた小競り合いが、その後西光父子の私怨に発する讒奏により、ついには白山・山門事件へと展開していったと記すが、『平家物語』

にはもう一つの脈絡があった。それが、これも西光父子の讒奏によるとはするが、加賀国の座主の御房領を廃止されたことによる明雲の私怨による大衆を巻き込んだ強訴という脈絡であった。明雲の罪科を記した〈闘・盛〉に見る当該記事は、そうした脈絡に沿って取り込まれたものと考えられる。○或以凶徒乱入陣中、數箇所放火、或對警固之輩合戰、或帶兵具可下洛之由、令執奏「或いは凶徒を以て陣中に乱入し、數箇所に放火し、或いは警固の輩に對して合戦し、或いは兵具を帶して下洛すべき由、執奏せしむ。」「玉葉」〈闘〉も同文。「執奏」は「意見、書き物などをとりついで天皇など貴人に奏上すること。とりついで申し上げること」（日国大）。この「以凶徒乱入陣中、數箇所放火」を佐々木紀一②は「四月十三日の強訴には放火を伴つてをらず、①（引用者注、「以凶徒乱入陣中、數箇所放火」のこと）は三十日の事件（及びその他の放火）を指すと考へられるのである」（九二頁）とし、三十日に強盜が陣中に押し入り放火した事件を指すと見る（前節「明雲僧止被止公請之上、藏人ヲ遣テ被召返御本尊」項参照）。だとすれば、大衆の強訴から放火事件まで半月余りの不穏な情勢を、山門が引き起こした一連の事件と捉えていると言えよう。なお、『玉葉』にも「或以凶徒乱入陣中、數ヶ処放火…」と記される事件であるが、『愚昧記』によれば明雲の罪科は十一日の段階では「一、嘉応年中大衆闖入宮中事、一、今度衆徒事、一、前座主快修抄事」の三箇条だったが、十三日には「一夜内裏闖入事在此中云々、扨快修事・嘉応衆徒事・今度事、都合四个事」となっており、「一夜内裏闖入事」が新たに追加されている。これについて『愚昧記』の記主藤原実房は、「愚案、以一夜内裏闖入一事可足歟、二罪以上共発、以重

論云々、如「此文者以一事可足歎、一夜事ハ八虐歎云々」と述べている。「一夜内裏闖入事」はその事だけで「八虐」の罪にあたる大罪であり処罰はその一事で足りており、それ以上に罪を並べるのは「重論」（＝重複）であると言っている。また、四月三十日の事件は、大火の中宮庁として点定されていた「経師法師家」が「強盗」に襲撃され放火されたという事件だが、家主の法師は「財産之蓄」も「敵」も無く、事実、被害の状況は「一切於物者不取」という状況で、不思議がられている（『愚昧記』一日条）。犯人については二日になっても「内裏向族盜之時火事也」と、盜賊との理解をしていたようで、これがなぜか十三日には明雲の罪科としてあげられている点については、その根拠は記録類から知ることは出来ない。○誠是朝家之怨敵、偏叡山之魔滅者歟 「誠に是れ朝家の怨敵、偏に叡山の魔滅の者か」。『玉葉』「誠是朝家之怨敵、偏為叡山之惡魔者歟（偏に叡山の惡魔たる者か）」、〈闕〉「誠是朝家之怨敵、偏叡山之惡魔者歟」。「魔滅」は「惡魔のようなしわざで滅ぼすこと。また、魔道のために滅びること」（日国大）。まことに是（明雲）は朝家の怨みある敵であり、偏に叡山を惡魔のよくな仕業で滅ぼす者であるか、の意。○仰下明法博士、就彼条々所犯、可勸申明雲所当罪名 〈闕〉は「就彼」なし。『玉葉』「仰下」知明法博士等、就「彼条々所犯、可勸」申明雲所当罪名」。明法博士に罪名勸申を命じる文言は「所当罪状、宜令明法博士勸申」（『兵範記』久寿二年二月二十一日）、「宜仰明法博士等令勸申所当罪名」（『兵範記』保元元年七月二十七日）、「仰明法博士之令勸申所当罪名」（『山槐記』治承二年閏六月五日）など、「仰」を用いることが多い。「近代政難行」之故、早成宣旨下知了、是近代作法也」（『中右記』嘉承二年二月

二十七日）とあるように、宣旨を下して命じることが「下知」である以上、当該文書に『玉葉』の「仰下知」、〈盛〉の「仰下」のどちらの表現もあり得るということになる。○藏人頭右近衛中将藤原朝臣光能奉 〈闕〉同、『玉葉』は「藏人頭右中将藤原光能」と「朝臣」を欠く。光能は藤原忠成の子で院の近臣。安元二年（一一七六）に藏人頭に任ぜられている。四月二十日の院宣も彼の名で発せられている（本全釈一三二「権中納言藤原光能」項（四八頁）参照）。前節「同日ニ明法へ被尋下宣旨状云」項に引いた『玉葉』記事にも、光能を通して左大臣経宗に宣が下されたとある。○十二日ニ、前座主所職ヲ被止之上、大衆ノ張本ヲ出スベキ由、檢非違使二人ヲ被差遣、水火ノ責ニ及ケリ 〈闕〉延・長・南・屋・覚・中」ほぼ同じだが、①「大衆ノ張本ヲ出スベキ由」を欠く。〈延〉「十二日、先座主所職ヲ被止之上檢非違使二人付テ水火ノ責ニ及」（卷一一二ウ）。なお、〈盛〉が、①を加えるのは、この後に引く『百練抄』の記事と関わる。〈覚〉は「井に蓋をし、火に水をかけ、水火のせめに及ぶ」（上―六五―六六頁）とやや詳しい。但し、『平家物語』諸本の記す経緯は、史料とはやや異なる。前述したように、白川御所に檢非違使が派遣されたのは五月四日、この日から明雲は拘禁状態に置かれ、「山患僧并白山張本」（『百練抄』五月四日条）を差し出すよう求められる。翌五日には見任を解却し、職掌を停止する旨の宣旨を受けており、また十一日には七宮覺快が座主となっているので、十二日になってから「前座主所職ヲ被止之上」というのは当たらない。『平家物語』諸本も、五月五日のこととして公請停止を記しており、内容的には重複している。なお、「水火ノ責」については、〈覚〉「井に蓋をし、火に水をかけ」にもみるよ

うに火と水の使用を禁じた刑罰。とはいふものの、明雲への尋問は過酷なものであったらしく、「座主此両三日飲食不<sub>レ</sub>通、自<sub>一</sub>昨日<sub>一</sub>檢非違使兼隆、為<sub>レ</sub>守護被<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>遣之、其謹責之<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>切焼云々」(『玉葉』五月十五日条)、「前座主去夜絶入、其謹密之間不能<sub>レ</sub>飲食云々」(五月十六日条)という有様であった。そうした嚴重な警戒の一方で『愚昧記』五月八日条によれば、厳しい尋問を受ける明雲にも外部の情報を得、外部と連絡を取る手立てはあったらしい(美濃部重克 三頁)。

松下健二は、明雲の締め付けが厳しくなったのは、後白河院が十一日に勘申の宣旨を下した頃からではなかったか(二六〇頁)とする。

○此事ニ依テ、衆徒憤申テ、猶參洛スベシト聞ケレバ(『闘』「剩十五日減<sub>ス</sub>死罪一等可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遠<sub>シ</sub>流法家」に令勘申之由有其聞)大衆又捧奏状(『驚天聽』(二下―三オ)。「奏状」とは、次節に引用される奏状を指す。〈延〉「此事ニヨリテ大衆又奏状ヲ捧テ憤申ス。猶可參洛之由聞ケレバ」(巻二―二ウ、〈長・南〉もほぼ同文)、〈屋〉「カ、ル間大衆猶可<sub>レ</sub>參洛スト聞ヘシカバ」(九四頁、〈覚・中〉もほぼ同文)。衆徒下洛の噂は、明雲拘禁の直後から繰り返される。五月六日「以光能朝臣<sub>一</sub>自<sub>一</sub>院仰給云、大衆可<sub>レ</sub>參洛之由云々」(『愚昧記』、八日「山法眼被<sub>レ</sub>示送云、大衆事無<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>下向之由風聞、更不可<sub>レ</sub>信受云々」(『玉葉』、十三日「大衆只今下京云々、但非<sub>レ</sub>実説歟、蜂起云々」(『玉葉』、十四日「山法眼示送云、大衆蜂起熾盛云々、然而下京事猶不<sub>レ</sub>決、今日合議可<sub>レ</sub>事切云々、是依<sub>レ</sub>前座主事<sub>一</sub>蜂起云々」(『玉葉』、十六日「納言語云、在<sub>レ</sub>山之僧兩人(道因子法師・定家言<sub>レ</sub>法師)告送云、明曉衆徒下京一定也、御所(納言家也)、已為<sub>レ</sub>戰場、定有<sub>レ</sub>怖畏歟、如何云々」(『愚昧記』)等々の記事が史料に散見される。「前座主事」

(四)

を理由に「蜂起」したのが、その方向性(下京するか否かなど)について「合議」(『叢議』)が一致しなかったことである。こうした衆徒の怒りについて、『玉葉』は「尤可<sub>レ</sub>然云々、於<sub>レ</sub>此条<sub>一</sub>者非<sub>レ</sub>衆徒之過失歟」(十四日条)と記しており、美濃部重克は「明雲解放の訴えとそれに乗じた山門の暴力行為を後白河院と院の近臣たちは山門による王法紊乱」と捉える一方で、「九条兼実を始めとする多くの公卿は山門の怒りを正当と考えていたふしがある」(二五頁)と指摘する。前項に引用した『玉葉』十五日条に記された白川房への兼隆の派遣も、こうした衆徒の動きに対応して、明雲奪還を防ぐためであった。『愚昧記』五月十八日条は、「或説」として大衆による明雲奪還の風聞を受けて派遣した檢非違使平兼隆に対して、「大衆欲<sub>レ</sub>奪取<sub>レ</sub>而責、若難<sub>レ</sub>去者、只可<sub>レ</sub>切<sub>レ</sub>明雲頸云々」と命じたとの記事について、美濃部重克は「明雲を斬つてよいという命令を下したということ」から読み取れる、「後白河院周辺の人々の過激な姿勢に注目しなければなるまい」(二六頁)と指摘している。○内裏并<sub>ニ</sub>法住寺殿<sub>ニ</sub>軍兵ヲ被<sub>レ</sub>召置<sub>ニ</sub>、大臣以下殿上ノ侍臣皆馳集ケレバ、京中ノ上下騒アヘリ(『延』「内裏并<sub>ニ</sub>法住寺殿<sub>ニ</sub>軍兵ヲ被<sub>レ</sub>召集<sub>ス</sub>、京中ノ貴賤騒アヘリ。大臣公卿馳參ル」(巻二―二ウ、〈長・南〉もほぼ同)、〈屋〉「内裏并<sub>ニ</sub>法住寺殿ヘ軍兵ヲ召ル。京中ハ又騒アヘリ」(九四頁)、〈覚〉「京中又さはぎあへり」(上―六六頁)、〈中〉「だいいり、ならびにるんの御所へぐんびやうをめさせられけり。され共大衆さんらくせざれば、事しづまりぬ」(上―六八頁)。〈闘〉はこの一節を欠く。明雲拘禁の直後から、「後白河方は、延暦寺大衆の激しい反発があるものと予想したらしく、五月六日には大衆が入京するとの噂に、天皇を法住寺殿に移そうかという

議論もなされている」(河内祥輔二三二頁)。この時は行幸の提案は却下され、いつものように切堤で下落を防ぐことになったが(「行幸条不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>候事也、任<sub>レ</sub>例早可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>防切堤也」『愚昧記』五月六日条)、「凡近日連夜京中騒動奔走云々、如<sub>レ</sub>此事是偏是末世之令然歟」(同)という有様であった。五月十三日になると、『愚昧記』同日条「今日午刻許、京洛騒動云、大衆発回、参院御所了、下<sub>レ</sub>自如意峯云々、又云、向<sub>レ</sub>山階<sub>レ</sub>焼<sub>レ</sub>弘師光法師堂云々、又説、前座主可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>配流之由云々、仍大衆下京、取<sub>レ</sub>明雲<sub>レ</sub>帰山云々、閻巷之説、区分未<sub>レ</sub>一定、但共以虚言歟、又云、明曉可<sub>レ</sub>下洛云々」とあるように、「延暦寺僧徒が前座主明雲流罪のことで蜂起し、院の御所に参上する。また大衆が山科の西光の堂を焼き払った、明雲を奪還したなどの情報が乱れ飛んだ」(高橋昌明二三五頁)。さらに『愚昧記』「相府遣<sub>レ</sub>人令<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>内裏辺<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>処、使者帰来云、維盛少将在<sub>二</sub>一条堀川直廬<sub>一</sub>、郎從十余人許云々、頃之又令<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>給、帰来申云、左衛門尉忠景在<sub>二</sub>東三条之内<sub>一</sub>、郎等五十

## 【引用研究文献】

- \* 河内祥輔『日本中世の朝廷・幕府体制』(吉川弘文館二〇〇七・6)
- \* 佐々木紀一①「惠信僧止伝断章」(米沢史学三三号、二〇〇七・10)
- \* 高橋昌明「嘉心・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」(河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館二〇〇四・6)
- \* 松下健二「明雲流罪事件の再検討―『源平鬪諍録』所引の平清盛宛書状等をもとに―」(人文〔学習院大学人文科学研究所〕一四号、二〇一六・3)
- \* 美濃部重克「『隱喩的文学』としての『平家物語』―巻二「座主流」を中心に―」(伝承文学研究五五号、二〇〇六・8、『観想 平家物語』三弥井書店二〇一八再録。引用は前者による)

人許云々、只今資盛退<sub>下</sub>直廬、維盛相代参上云々、又武士等多下方馳向<sub>レ</sub>云々」とあるように、「左大臣藤原経宗が閑院内裏辺の様子を見にやらせたところ、帰参した使は、小松家の維盛が郎從十余人とともに二条堀川の直廬で西から、また伊藤忠清は仁安元年(一一六六)の火事で焼亡した東三条殿跡地にあつて、郎等五十人ばかりを率い東側から、それぞれ閑院を守っている、また維盛と交代するため院御所から弟資盛が下がってきていることなどを報告している」(高橋昌明二三五頁)。「百練抄」にも「洛中驚<sub>レ</sub>目、偏如<sub>レ</sub>軍陣」(十三日条)の記事が見える。このように武士たちが市中に陣を構えている様子について、『顕広王記』十四日条は「凡、張<sub>レ</sub>陣突<sub>レ</sub>盾之<sub>レ</sub>体、同<sub>レ</sub>孚囚<sub>レ</sub>之地、当时如<sub>レ</sub>合戦庭、只、是摩縁所<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>誑歟、すなわち「柵を築き蝦夷の襲来に備えたかつての東北の地のようだといひ、魔性のものが取りついたとしか思えないと感想を書く」(美濃部重克二三五頁)とする。

山門奏狀

1 十五日ニ、<sup>2</sup>前座主明雲僧正、<sup>3</sup>減死罪一等可被遠流之由、<sup>4</sup>法家勘申之旨風聞有ケレバ、衆徒<sup>5</sup>捧<sup>6</sup>奏狀<sup>7</sup>ニ云、<sup>8</sup>延曆寺<sup>7</sup>三千大衆<sup>8</sup>法師等誠惶誠恐<sup>9</sup>謹言

請<sup>10</sup>特蒙<sup>11</sup>天恩<sup>12</sup>早被<sup>13</sup>停止<sup>14</sup>、前座主明雲配流<sup>15</sup>并私領没官<sup>16</sup>子細事

右座主是挑<sup>17</sup>法燈<sup>18</sup>之職、和尙又伝<sup>19</sup>戒光<sup>20</sup>之仁也。若処<sup>21</sup>重科<sup>22</sup>被<sup>23</sup>配流<sup>24</sup>者、豈非<sup>25</sup>天台<sup>26</sup>宗<sup>27</sup>忽滅<sup>28</sup>菩薩<sup>29</sup>大戒<sup>30</sup>永失<sup>31</sup>哉。因<sup>32</sup>茲<sup>33</sup>、我山開闢之後、  
貫首<sup>34</sup>草創<sup>35</sup>以來、百王<sup>36</sup>理亂<sup>37</sup>雖<sup>38</sup>是<sup>39</sup>異<sup>40</sup>、一山<sup>41</sup>安危<sup>42</sup>雖<sup>43</sup>隨時<sup>44</sup>、只有<sup>45</sup>掃敬<sup>46</sup>之礼<sup>47</sup>、都無<sup>48</sup>流罪<sup>49</sup>之例<sup>50</sup>。就<sup>51</sup>中<sup>52</sup>明雲<sup>53</sup>是<sup>54</sup>顯密<sup>55</sup>之棟梁<sup>56</sup>、智行之賢<sup>57</sup>三<sup>58</sup>德也。  
一山九院之陵遲、此時復<sup>59</sup>旧跡<sup>60</sup>、四教<sup>61</sup>三密<sup>62</sup>之紹隆<sup>63</sup>、其儀<sup>64</sup>不<sup>65</sup>耻<sup>66</sup>上代<sup>67</sup>。今<sup>68</sup>忽<sup>69</sup>赴<sup>70</sup>遠方<sup>71</sup>、永<sup>72</sup>別<sup>73</sup>我山<sup>74</sup>。衆徒<sup>75</sup>悲歎<sup>76</sup>、何事<sup>77</sup>如<sup>78</sup>之。何況<sup>79</sup>、前座  
主於<sup>80</sup>天朝<sup>81</sup>者、是一<sup>82</sup>乘經<sup>83</sup>之師範<sup>84</sup>也。須<sup>85</sup>尽<sup>86</sup>千歲<sup>87</sup>之供給<sup>88</sup>。於<sup>89</sup>仙院<sup>90</sup>者、又<sup>91</sup>菩薩<sup>92</sup>戒<sup>93</sup>之和尙<sup>94</sup>也。蓋<sup>95</sup>運<sup>96</sup>三時<sup>97</sup>之礼敬<sup>98</sup>。今<sup>99</sup>没官<sup>100</sup>所知<sup>101</sup>、更<sup>102</sup>被<sup>103</sup>蒙<sup>104</sup>  
重科<sup>105</sup>、寧非<sup>106</sup>大逆罪<sup>107</sup>哉。謹尋<sup>108</sup>異域<sup>109</sup>一訪<sup>110</sup>旧例<sup>111</sup>、未<sup>112</sup>聞<sup>113</sup>朝国<sup>114</sup>師<sup>115</sup>無<sup>116</sup>故<sup>117</sup>蒙<sup>118</sup>逆害<sup>119</sup>矣。抑<sup>120</sup>配流<sup>121</sup>科<sup>122</sup>怠<sup>123</sup>何事<sup>124</sup>乎。如<sup>125</sup>閻巷<sup>126</sup>說者<sup>127</sup>、或人<sup>128</sup>讒<sup>129</sup>  
言度々<sup>130</sup>山門<sup>131</sup>訴訟<sup>132</sup>、或追<sup>133</sup>却<sup>134</sup>快秀<sup>135</sup>僧正<sup>136</sup>、或訴<sup>137</sup>申<sup>138</sup>成親<sup>139</sup>卿<sup>140</sup>。又<sup>141</sup>當時<sup>142</sup>師高<sup>143</sup>之事<sup>144</sup>等、偏<sup>145</sup>是<sup>146</sup>明雲<sup>147</sup>之結構<sup>148</sup>也者。因<sup>149</sup>此<sup>150</sup>讒達<sup>151</sup>忽蒙<sup>152</sup>勘勅<sup>153</sup>云々。若<sup>154</sup>如<sup>155</sup>風  
聞者<sup>156</sup>、何用<sup>157</sup>浮言<sup>158</sup>。須<sup>159</sup>对<sup>160</sup>决<sup>161</sup>彼此<sup>162</sup>、被<sup>163</sup>礼<sup>164</sup>真偽<sup>165</sup>也。至<sup>166</sup>件<sup>167</sup>等事<sup>168</sup>者、大<sup>169</sup>衆<sup>170</sup>鬱憤<sup>171</sup>致<sup>172</sup>訴訟<sup>173</sup>之刻<sup>174</sup>、於<sup>175</sup>前座主<sup>176</sup>者、每度<sup>177</sup>林<sup>178</sup>不<sup>179</sup>制<sup>180</sup>之。蓋<sup>181</sup>  
山門<sup>182</sup>動搖<sup>183</sup>為<sup>184</sup>貫主<sup>185</sup>痛<sup>186</sup>故<sup>187</sup>也。对<sup>188</sup>决<sup>189</sup>无<sup>190</sup>其<sup>191</sup>隱<sup>192</sup>歟。設有<sup>193</sup>不<sup>194</sup>慮<sup>195</sup>越度<sup>196</sup>、何及<sup>197</sup>重科<sup>198</sup>耶。衆徒<sup>199</sup>等<sup>200</sup>謹<sup>201</sup>驚<sup>202</sup>天<sup>203</sup>聽<sup>204</sup>欲<sup>205</sup>救<sup>206</sup>末<sup>207</sup>寺<sup>208</sup>愚<sup>209</sup>僧<sup>210</sup>之<sup>211</sup>處<sup>212</sup>、被<sup>213</sup>召<sup>214</sup>其  
張本<sup>215</sup>為<sup>216</sup>歎<sup>217</sup>之間<sup>218</sup>、終<sup>219</sup>失<sup>220</sup>本<sup>221</sup>山<sup>222</sup>之<sup>223</sup>高<sup>224</sup>僧<sup>225</sup>之<sup>226</sup>条<sup>227</sup>、不<sup>228</sup>慮<sup>229</sup>愁<sup>230</sup>無<sup>231</sup>物<sup>232</sup>取<sup>233</sup>喻<sup>234</sup>。夫<sup>235</sup>不<sup>236</sup>蒙<sup>237</sup>聖<sup>238</sup>勅<sup>239</sup>、勿<sup>240</sup>散<sup>241</sup>怨<sup>242</sup>望<sup>243</sup>、是<sup>244</sup>常<sup>245</sup>例<sup>246</sup>也。今<sup>247</sup>雖<sup>248</sup>仰<sup>249</sup>天<sup>250</sup>裁<sup>251</sup>、還<sup>252</sup>蒙<sup>253</sup>嚴<sup>254</sup>罰<sup>255</sup>、  
未<sup>256</sup>得<sup>257</sup>意<sup>258</sup>矣。抑<sup>259</sup>我<sup>260</sup>君<sup>261</sup>太<sup>262</sup>上<sup>263</sup>法<sup>264</sup>皇<sup>265</sup>、偏<sup>266</sup>仰<sup>267</sup>医<sup>268</sup>王<sup>269</sup>山<sup>270</sup>王<sup>271</sup>之<sup>272</sup>冥<sup>273</sup>德<sup>274</sup>、久<sup>275</sup>婦<sup>276</sup>台<sup>277</sup>岳<sup>278</sup>之<sup>279</sup>三<sup>280</sup>宝<sup>281</sup>、專<sup>282</sup>愍<sup>283</sup>山<sup>284</sup>修<sup>285</sup>山<sup>286</sup>学<sup>287</sup>之<sup>288</sup>禅<sup>289</sup>侶<sup>290</sup>、忝<sup>291</sup>抽<sup>292</sup>興<sup>293</sup>隆<sup>294</sup>之<sup>295</sup>歡<sup>296</sup>慮<sup>297</sup>。而<sup>298</sup>今<sup>299</sup>仁  
恩<sup>300</sup>忽<sup>301</sup>變<sup>302</sup>、誅<sup>303</sup>戮<sup>304</sup>俄<sup>305</sup>来<sup>306</sup>。數<sup>307</sup>百<sup>308</sup>歲<sup>309</sup>之<sup>310</sup>仏<sup>311</sup>日<sup>312</sup>、云<sup>313</sup>迷<sup>314</sup>心<sup>315</sup>神<sup>316</sup>之<sup>317</sup>所<sup>318</sup>行<sup>319</sup>、三<sup>320</sup>千<sup>321</sup>人<sup>322</sup>之<sup>323</sup>胸<sup>324</sup>火<sup>325</sup>、熾<sup>326</sup>燃<sup>327</sup>不<sup>328</sup>知<sup>329</sup>愚<sup>330</sup>身<sup>331</sup>之<sup>332</sup>所<sup>333</sup>措<sup>334</sup>。若<sup>335</sup>明<sup>336</sup>雲<sup>337</sup>被<sup>338</sup>配<sup>339</sup>流<sup>340</sup>者、衆<sup>341</sup>徒<sup>342</sup>誰<sup>343</sup>留<sup>344</sup>跡<sup>345</sup>。而<sup>346</sup>今<sup>347</sup>仁  
護<sup>348</sup>国家<sup>349</sup>道<sup>350</sup>場<sup>351</sup>、眼<sup>352</sup>前<sup>353</sup>欲<sup>354</sup>魔<sup>355</sup>滅<sup>356</sup>。早<sup>357</sup>有<sup>358</sup>明<sup>359</sup>雲<sup>360</sup>配<sup>361</sup>流<sup>362</sup>、被<sup>363</sup>停<sup>364</sup>止<sup>365</sup>私<sup>366</sup>領<sup>367</sup>没<sup>368</sup>官<sup>369</sup>者、十二<sup>370</sup>願<sup>371</sup>王<sup>372</sup>、新<sup>373</sup>護<sup>374</sup>持<sup>375</sup>玉<sup>376</sup>体<sup>377</sup>、三<sup>378</sup>千<sup>379</sup>衆<sup>380</sup>徒<sup>381</sup>、弥<sup>382</sup>奉<sup>383</sup>祈<sup>384</sup>三<sup>385</sup>宝<sup>386</sup>算<sup>387</sup>一<sup>388</sup>矣。

誠惶誠恐謹言。

安元三年五月日

トゾ書タリケル。

【校異】 1 〈近〉合点と「同」あり。行の冒頭右に「山門」、同左に「さんもんそうぢやう」と傍書。 2 〈近〉「せんざす」、〈蓬〉「前座主」、〈静〉「前座主」。 3 〈近〉「しさい」とうをげんしてゑんるせらるへきのよし」、〈蓬〉「減死罪一等遠流せらるへきのよし」、〈静〉「減死罪一等遠流せらるへきのよし」。 4 〈近〉「ほつけ」、〈蓬・静〉「法家」。 5 〈近〉「さくけじやうにいはいく」。 6 〈近〉以下「誠惶誠恐謹言」まで白文。 7 〈静〉「三千大衆」。 8 〈蓬〉「法師等」、〈静〉「法師等」。 9 〈蓬〉「謹言」。 10 〈底・近〉「蒙」と「天恩」の間に一字分空白あり。なお、〈蓬〉「特蒙天恩」、〈静〉「特蒙天恩」。 11 〈近蓬〉「并」。 12 〈蓬〉「法燈」、〈静〉「法燈」。 13 〈蓬〉「和尙」、〈静〉「和尙」。 14 〈蓬・静〉

「忽滅」。15 〈蓬・静〉「菩薩大戒」。16 〈蓬・静〉「永失」。17 〈蓬・静〉「因・兹」。18 〈蓬・静〉「草創以来」。19 〈蓬〉「百王」、〈静〉「百王」。  
 20 〈蓬〉「雖レ随レ時」、〈静〉「雖レ随レ時」。21 〈蓬・静〉「有帰敬之礼」。22 〈蓬〉「複旧跡」、〈静〉「複旧跡」。23 〈蓬〉「紹隆」。24 〈近  
 上代不恥」。25 〈蓬〉「忽 赴 遠方」、〈静〉「忽 赴 遠方」。26 〈蓬〉「別 我山」、〈静〉「別 我山」。27 〈蓬〉「前座主」、〈静〉「前  
 座主」。28 〈蓬・静〉「供給」。29 〈蓬・静〉「和上也」。30 〈蓬・静〉「礼敬」。31 〈蓬・静〉「更被 処 重科」。32 〈蓬〉「寧非 大逆 罪  
 哉」、〈静〉「寧非 大逆 罪 哉」。33 〈蓬・静〉「謹」。34 〈蓬・静〉「無故」。35 〈蓬〉「蒙 」、〈静〉「蒙 」。36 〈蓬〉「配流科怠何事乎」、  
 「配流科怠何事乎」。37 〈蓬・静〉「如 閭巷説者」。38 〈蓬・静〉「或人」。39 〈近〉「讒言度々山門詔詔」、〈蓬〉「讒凶度々山門詔詔」、  
 「静」護 凶度々山門詔詔」。40 〈蓬〉「快秀僧正」。41 〈蓬〉「事等」、〈静〉「事等」。42 〈蓬〉「結構也者」、〈静〉「結構也者」。43 〈蓬〉「因  
 此 讒達 」、忽 蒙 二 勘 勅 」、〈静〉「因 此 讒達 忽 蒙 二 勘 勅 」。44 〈近・蓬・静〉「云々」。45 〈蓬・静〉「如 二 風聞 者 」、46 〈蓬〉「浮言」。  
 47 〈蓬〉「至 二 件 等 事 者 」、〈静〉「至 二 件 等 事 者 」。48 〈蓬〉「大衆鬱憤」、〈静〉「大衆鬱憤」。49 〈蓬〉「詔詔」、〈静〉「詔詔」。50 〈蓬  
 前座主 」、〈静〉「前座主」。51 〈蓬〉「禁制之 」、〈静〉「禁制之 」。52 〈蓬〉「山門動揺」、〈静〉「山門動揺」。53 〈蓬〉「慣主痛故也」、  
 「静」為 貫 主 痛 故 也 」。54 〈蓬〉「対決 処 無 其 隱 欺 」、〈静〉「対決 処 無 其 隱 欺 」。55 〈蓬〉「越度 」、〈静〉「越度 」。56 〈蓬・静  
 驚 』と 天 』の 間 に 二 字 分 空 白 あり。なお、〈蓬・静〉「謹」。57 〈蓬・静〉「処 」。58 〈蓬〉「被 召 其 張 本 」、〈静〉「被 召 其 張 本 」。59 〈蓬  
 静 』失 」。60 〈蓬〉「不 慮 愁 無 物 取 喩 」、〈静〉「不 慮 愁 無 物 取 喩 」。61 〈蓬・静〉「不 蒙 二 聖 勅 」。62 〈蓬〉「勿 散 二 怨 望 」、〈静  
 勿 散 二 怨 望 」。63 〈蓬〉「未 得 意 矣 」、〈静〉「未 得 意 矣 」。なお、〈静〉「未 字 左 訓 』ス 」。64 〈蓬〉「抑 」。65 〈蓬〉「太上法皇」、〈静  
 太上法皇 」。66 〈蓬・静〉「愍 」。67 〈静〉「禅侶」。68 〈蓬〉「忝 」。69 〈蓬・静〉「変 」。70 〈蓬・静〉「云迷 」。72 〈蓬  
 熾 燃 不 知 愚 身 之 所 指 」、〈静〉「熾 燃 不 知 愚 身 之 所 指 」。73 〈蓬・静〉「留 跡 」。74 〈蓬・静〉「鎮護国家 」。75 〈蓬〉「欲 二 魔 滅 」、  
 「静」欲 魔 滅 」。76 〈蓬・静〉「有 」。77 〈蓬〉「被 停 止 私 領 没 官 者 」、〈静〉「被 停 止 私 領 没 官 者 」。78 〈静〉「三千衆徒」。  
 【注解】○十五日ニ、前座主明雲僧正、滅死罪一 等可被遠流之由、法  
 家勘申之旨風聞有ケレバ、〈鬪〉「剩十五日滅死罪一 等可被遠流  
 法家」に合勘申之由有其聞、大衆又捧奏状を驚天聽（二下―三オ）。  
 以下、文書の引用を含め、〈盛〉と〈鬪〉の近似性が顕著に見られる  
 一節。『玉葉』五月十四日条には、「今日法家勘申明雲罪名云々」と  
 あり、十一日に下された院の下問に対して、法家がこの日に明雲の罪  
 名を勘申したことが確認できる。『愚昧記』十四日条にも、実房が左  
 大臣經宗に招かれた際にこの事を直接伝えられている（經宗）示給  
 云、明雲罪名已勘上了、可被配流之由勘之」。その一方で、明雲  
 配流の噂はこの日以前にすでに広まっていたらしい。『愚昧記』五月  
 十三日条には、明雲配流に対して、大衆が下山して明雲を奪還しよう  
 としているとの噂が流れていたことが記されている（又説、前座主  
 可被配流之由云々、仍大衆下京、取明雲帰山云々）。○衆徒  
 捧奏状云『愚昧記』五月十六日条によれば、前日の十五日に山門の

僧綱十余人が衆徒から使者として参院し、明雲の配流ならびに所領没官の停止を訴えている（「山門僧綱十余人参上、列居台東・南等庇、以光能朝臣、明雲配流并没官事可被<sub>レ</sub>停之由訴申云々、是衆徒使也」）。これに対して院は、「仰云、先々日、登山可<sub>レ</sub>制止大衆等之由、被<sub>レ</sub>仰下之時、各以固辞了、而今依<sub>レ</sub>大衆使<sub>レ</sub>参上之条、返々奇怪思食、次奉<sub>レ</sub>傾王法、欲<sub>レ</sub>滅<sub>レ</sub>門徒之仏法之者被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>罪科、何可<sub>レ</sub>慎申哉。誤可<sub>レ</sub>訴申<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>、返々奇怪、早可<sub>レ</sub>退出云々」（『愚昧記』十六日条）、すなわち「十四日に大衆の行動を制止するよう命じた時には、使に立つことを固辞したくせに、いま大衆の使として参上するのはどう考えても奇怪だと嫌みをいい、「王法を傾け奉り、門徒の仏法を滅せんと欲するの者、罪科に行はるるになんぞ慎み申すべきや」と訴えを一蹴する」（高橋昌明「二六頁」）。『玉葉』十六日条にも「昨日僧綱十一人、為<sub>レ</sub>衆徒使<sub>レ</sub>参院、訴<sub>レ</sub>申明雲罪科事」（以折紙申<sub>レ</sub>之云々）。院宣云、更不可<sub>レ</sub>裁許云々」とある。なお、この時に取り次いだのは院の近臣である光能であり、〈盛〉が次節に述べる、奏状の仲介を清盛に依頼したという事情とは異なる。○延暦寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言〈闕〉も同じ。以下に続く奏状を引用するのは〈盛〉のほかには〈闕〉のみ。両者の本文は若干の異同があるもののほぼ同文（以下〈闕〉との異同がある箇所のみ適宜指摘する）。なお、これを載せる史料は今のところ見つかっていない。源健一郎は、〈闕〉に引かれる明雲の処遇についての文書三通（一・二・三「明雲、罪科に行はるべき宣旨の状」、四「山門の大衆の奏聞の状、並びに入道相国の方に送り副ふる状」）について、これをすべて載せるのは〈闕〉と〈盛〉のみ（ただし三通目については〈盛〉は地の文とする）であるが、この三通目で〈盛〉

が〈闕〉にある明雲弁護の言（梨本門跡の繁栄を語る言）を含む前半を省略しているのは、「文献操作の上での便宜的な処置」とみるべきであり、「梨本門跡繁栄を語る文書をそのまま載せる闕諍録の特異性」の問題を指摘する（五八〜五九頁）。なお、この奏状のおよその内容は『百鍊抄』治承元年五月十五日条に引用される、山門の僧剛たちが大衆の使者として後白河院を訪れ明雲の宥免を訴えた際の内容に一致する。〈闕・盛〉に一致する文書は諸資料に見いだせないが、『百鍊抄』の当該記事はその内容を抜粋したものである可能性がある。次節の注解「但此奏状、誰人ヲ以テカ<sub>レ</sub>伝奏スベキ」ト僉議アリケルニ」参照。

○請<sub>レ</sub>特蒙<sub>レ</sub>天恩<sub>レ</sub>早<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>停止、前<sub>レ</sub>座主<sub>レ</sub>明雲<sub>レ</sub>配流<sub>レ</sub>并<sub>レ</sub>私領<sub>レ</sub>没<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>子細<sub>レ</sub>事「特に天恩を蒙りて早く停止せらるべきを請ふ、前座主明雲配流并びに私領没官子細の事」。〈闕〉「特」を「殊」とする。〈名義抄〉「特 コトニ」（仏下末）。以下文書を、段落に分ち書き下す。

右座主は、是れ法燈を挑ぐるの職、和尚は又戒光を伝ふるの仁なり。若し重科に処し配流せらば、豈に天台円宗忽ちに滅し、菩薩大戒永く失ふに非ずや。茲に因りて、我が山開闢の後、貫首草創より以来、百王の理乱、是れ異なりと雖も、一山の安危、時に随ふと雖も、只帰敬の礼のみ有りて、都て流罪の例無し。

就中明雲は是れ顕密の棟梁、智行の賢徳なり。一山九院の陵遲、此の時旧跡に復し、四教三密の紹隆、其の儀上代に恥ぢず。今忽ちに遠方に赴き、永く我が山に別る。衆徒の悲歎、何事か之に如かん。何に況んや、前の座主は天朝に於ては、是れ一乘經の師範なり。須く千歳の供給を尽くすべし。仙院に於ては、又菩薩戒の和尚なり。蓋ぞ三時の礼敬を運ばざらん。今、所知を没官し、更に重科を

蒙らるるは、寧ぞ大逆罪に非ずや。謹みて異域を尋ね旧例を訪ふに、未だ一朝の国師故無くして逆害を蒙るを聞かず。

抑も配流の科念は何事ぞや。閭巷の説のごとくんば、或ひは人度々山門の訴訟を讒言し、或ひは快秀僧正を追却し、或ひは成親卿を訴へ申す。又、当時師高の事等は偏に是れ明雲の結構なりてへり。此れに因りて、讒達し忽ちに勅勘を蒙ると云々。若し風聞のごとくんば、何ぞ浮言を用ゐん。須く彼此を対決し、真偽を糾さるべきなり。件等の事に至りては、大衆鬱憤し訴訟を致すの刻、前座主に於ては、毎度之を禁制す。蓋し山門の動揺、貫首の痛みたる故なり。

対決する処其の隠れ無からんか。設ひ不慮の越度有りとも、何ぞ重科に及ばんや。衆徒等、謹みて天聴を驚かし末寺の愚僧を救はんと欲するの処、其の張本を召され歎きを為すの間、終に本山の高僧を失ふの条、不慮の愁へ物に喩へを取る事無し。夫れ聖勅を蒙らざれば、怨望を散ずること勿し。是れ常の例なり。今、天裁を仰ぐと雖も、還つて嚴罰を蒙る。未だ意を得ず。

抑も我が君太上法皇、偏に医王山王の冥徳を仰ぎ、久しく台岳の三宝に帰し、専ら山修山学の禅侶を惑み、忝くも興隆の叡慮を抽んづ。而るに今仁恩忽ちに變じ、誅戮俄に來る。数百歳の仏日、ここに心神の所行を迷はし、三千人の胸火、熾燃して愚身の措く所を知らず。若し明雲配流せられれば、衆徒誰か跡に留まらん。鎮護国家の道場、眼前に魔滅せんとす。早く明雲の配流を宥め、私領没官を停止せられれば、十二願王、新たに玉体を護持し、三千の衆徒、弥よ宝算を祈り奉らん。誠惶誠恐謹言。

○右座主是挑法燈之職、和尚又伝戒光之仁也 〈闕〉「和尚又」なし。

「法燈」は「仏の正法が世の闇を照らすことを灯火にたとえていう語」(日国大)。「戒光」は「戒の徳をたたえていう語」(日国大)。(覺)

「三百余歳の法灯を挑る人もなく」(新大系二二頁)。座主は、弘仁十四年(八三三)延暦寺の勅願を賜つて以来、その法灯をかかげる職である意。『大師御行状集記』「我有劫世之思、欲遂本懷、既明年三月之中也。汝等挑法燈、可護秘藏。是報仏恩、報師恩之計也云々」(続群書八下―五一―九頁)。『寺家菩薩戒略作法』「因茲傳教大師伝戒光於四明之峯、後代上德授戒珠於万人之掌」(多賀宗準三―三三頁)。○若処重科被配流者、豈非天台円宗忽滅、菩薩大

戒永失哉「もし(明雲を)重い罪に処して配流されたならば、天台円宗は忽ちに滅亡し、代々継承されてきた菩薩大戒が永遠に失われてしまふ事になるのではないか」の意。「天台円宗」は天台宗の正式名称「天台法華円宗」の略。「菩薩大戒」は、代々の座主に継承されたもので、最澄が生前に円頓に伝授しながらも、朝廷からは認められず、没後に大師号とともに嵯峨天皇から官符が下されたという由来をもつ。『慈覚大師伝』「大同元年冬十二月廿三日、於叡山止観院、円澄法師为上首、百有余人、授円頓菩薩大戒、此授天台師々相伝大戒之始也」(続群書八下―六八―五頁)。天台座主を別格視して、その処分を憚る意識は、明雲への罪状僉議の席での発言、「但隆季申云、天台戒和尚処死罪一条、為円宗之殿理歟云々、余又同之也」(玉葉)

五月二十日条)、「権中納言藤原朝臣・左近衛中将藤原朝臣等定申云：但円宗之教法、是超余乘、台嶽之護持人、被一天択、其善徳被補座主、無被行流罪之例」(同二十一日条)などにも見える。

前述『百練抄』治承元年五月十五日条にも「当山座主末聞配流之例」

とある。○百王理乱雖是異、一山安危雖隨時 代々の天皇の治世の治乱はさまざまであり、叡山の安危もその時々によるとはいいながらも、の意か。〈校注盛〉は「百王理乱」「一山安危」の典拠として、『和漢朗詠集 下』帝王・六五五の白樂天の詩「四海安危照掌内、百王理乱懸心中」を指摘する（一五五頁）。原典は『白氏文集』『新樂府・百鍊鏡』。詩の意味は、「太宗は魏徵などの賢臣を用いてこれを鏡として政治をしたので、世界のすみずみまで、平和であるか戦乱をはらんでいるかを、手のひらの中のもののように照らし出すことができ、また百代の帝王の歴史のあとをたずねて、彼らの政治が成功したか破滅したかを、心の中にかかかかけたもののように知ることができた」（『和漢朗詠集 梁塵秘抄』旧大系二七六頁）。「百王理乱」は「代々の天皇の治乱の歴史」（『新定盛』一一三六頁）。建保四年（一二二六）奥書『諸人難修善』二「源氏一品経表白」にも「若又左吏（史カ）之記事。詳百王理乱四海安危」。文士（士カ）之詠物。恣煙霞春興風月秋望」（小峯和明・山崎誠、一五四頁）とある。○就中明雲是顯密之棟梁、智行之賢徳也 「顯密之棟梁」は顯教と密教における棟梁の意か。「智行之賢徳」は智恵と修業に努め知識と徳行を治めた人物、の意。天台座主を「顯密之棟梁」と称する例としては、大僧正覚忠の訃報を受けての追懐として「誠是仏法之樞鍵、顯密之棟梁也」（『玉葉』治承元年十月十六日条）が見られる。前述『百練抄』にも「何況顯宗棟梁哉」とある。○一山九院之陵遲、此時復旧跡 しだいに衰えてきていた比叡山の九院が、明雲の時代に再び盛時を回復した、の意。「一山九院」は『叡岳要記』によれば、「止観院、定心院、摠持院、四王院、戒壇院、八部院、山王院、西塔院、浄土院」（群書二四一

五〇七頁）。『山家要略記』巻四「当山九院定事」には、「三宝輔行記云、念九方之仏力、祈百王之聖運」……口決云、伝教大師御代九院十六院同置之。而慈覚大師御代殊崇重九院、九方者九院也」（『統天台宗全書 神道一』六〇頁）とある。「陵遲」は「物事がしだいに衰えすたれること。また、道義がうすれて行くこと」（『日国大』）。明雲が五十五代の座主の折、惣持院の門樓を復旧したことなどを指すか。『天台座主記』承安三年（一二七二）正月十四日「惣持院門樓回廊上棟自去年修造、三月終功。（中略）山門遺恨送年之処、今度復旧、満山感歎」（一〇四頁）。前述『百練抄』では「又修造堂塔超上古」とある。○四教三密之紹隆、其儀不恥上代 四教三密が盛んであることは、上代にも恥じることがないほどである、の意。〈校注盛〉は「天台宗の四教と真言宗の三密と顯密二教の意」（一五五頁）とし、〈新定盛〉は「藏・通・別・円の四教が心・報・法の三身に相應するという教」（三三六頁）とするが、「天台宗の顯密二教の立場を示して、顯教では四教を説き、密教では三密を修することをいったもの」（石田瑞曆『例文仏教語大辞典』）と捉えてよからう。「紹隆」は「前の人の事業を継承し、さらに盛んにすること」（『日国大』）。『束草集』「偏えに仏法の紹隆を期して更に他事の臆望無し」（『束草集』訳註研究一六四頁）。○今忽赴遠方、永別我山、衆徒悲歎、何事如之 五月二十一日に、明雲は伊豆に配流と決定する。座主が遠流の地に赴き、叡山から離れることになった場合の衆徒の悲嘆を訴える。前二句「闘」〔今忽赴遠方、永別当山（二下）三ウ〕。当該文書に関する盛と闘の異同は、このような一文字の表記に関するものが多い。但し、テキストの先後、あるいは典拠に関わると見られる箇所もあり、注意を要

する。○何況、前座主於天朝者、是一乘經之師範也。〔闘〕「是一乘教師範也」(二下―三ウ)。具体的には「安元二年八月、高倉天皇が明雲を師として法華經を書写せられたこと」(《全注釈》上―二九頁)をいう。前述『百練抄』にも「就中公家御經師」とある。『百練抄』「主上始令写妙經給。於二間有此事。御本道風筆。色々色紙墨字云々」(安元二年八月十一日条)。次々項参照。○須尽千歳之供給。当然座主に対しては「ずっと礼をもってお仕えすべきである意か。」

○於仙院者、又菩薩戒之和尚也。「安元二年(一一七六)四月、後白河法皇が比叡山に幸し、明雲を御戒師として菩薩戒を受け給うたことをいう」(《全注釈》上―二九頁)。前述『百練抄』にも「法皇御受戒和尚也」とある。『玉葉』「巳刻、法皇為受天台戒、登叡山。供奉卿及侍臣皆布衣云々」(安元二年四月二十七日条)。『天台座主記』「法皇(後白河)御登山、今日和尚為師回心受戒」(五十五世法印明雲)一〇(五頁)。明雲を高倉天皇の師範、後白河院の授戒の師と位置付ける言説は、法家によって提示された罪状の勘申に対する公卿たちの議定でも繰り返されている。『玉葉』「長方申云、衆徒依訴訟一企參陣、被相禦之間、自然及合戰、偏不可謂謀反、加之奉教一乘於公家、奉授菩薩戒於法皇、令還俗流罪之条、何様可候哉」(五月二十日条)、「明雲以一乘妙經奉授公家、以菩薩淨戒奉授法皇」(五月二十一日条)。その陣定の様子は平家物語でも描かれるところであり、《盛》も次節で「前座主僧止ハ顯密兼学、淨行持律ノ上、公家ニハ一乘円宗ノ御師範也、法皇ニハ円頓受戒ノ和尚タリ」(二八九頁)とする。次節「公家ニハ一乘円宗ノ御師範也。法皇ニハ円頓受戒ノ和尚タリ」項参照。○毒違三時之礼敬「三時」

は、「一日」(《日国大》)、「礼敬」は、「礼をもって敬まうこと」(《日国大》)。○今没官所知、更被蒙重科。〔闘〕「令没官所知を更被処重科」(卷二下―三ウ)。〔闘〕の「令」は「今」の誤写。明雲の知行が没官されたことは、『玉葉』五月十一日条に、「昨日明雲知行寺院所知、悉以没官云々」とある。○謹尋異域訪旧例、未聞一朝国師無故蒙逆害。〔闘〕「謹異域」(註「訪旧例」未聞一朝国師無故蒙逆害)矣」(二下―三ウ)。「異域」「旧例」の対句を考えるならば、「尋異域」「訪旧例」とする《盛》の方が良いか。○抑配流科意何事乎。〔闘〕「抑配流科意は何事哉」(二下―三ウ)。「科意」は、「過怠」に同じ。「中世以後、あやまちや過失の行為があったとして罰すること」(《日国大》)。○如閭巷説者、或人讒言度々山門訴訟、或追却快修僧正。〔闘〕「如閭巷の説の者或人讒言度々山門訴訟皆是明雲結構也或追却快秀僧正」(二下―三ウ)。傍線部は、〔闘・盛〕との間に見られる異同箇所。〔闘・盛〕は、この後にも「又當時師高事等偏是明雲結構也」(〔闘〕二下―三ウ)とあり、〔闘〕の傍線部は重複することになる。〔闘・盛〕ともに、この後に「師高之事等」とするようになり、快修の件、成親の件、師高の件などは、いずれも明雲が首謀者であったと、このたびの明雲の罪状とされた事件は、いずれも「人」(西光(父子)の讒言によるものであったことを、「閭巷説」として強調する。○因此讒達忽蒙勅勅云々。〔闘〕「依此讒達忽蒙勅勅」(二下―三ウ)。西光父子の讒言が法皇の耳に達することにより、勅勅を蒙ることになったの意。○若如風聞者、何用浮言。〔闘〕「儻如風聞者何用浮言」(二下―三ウ)。「如閭巷説」の一節と対となって、勘問された明雲の罪状を「讒言」「風聞」に基づくもの

と断じている。○須対決彼此、被糺真偽也〈闘〉「須対<sup>①</sup>決彼是<sup>②</sup>被糺<sup>③</sup>明真偽<sup>④</sup>也」。対句としては「対決」「糾明」とする〈闘〉がよいか。讒訴をなした「人」と自分たちを対決させて、真偽を糾明すべきである、の意。○至件等事者、大衆鬱憤致訴訟之刻、於前座主者、毎度禁制之〈闘〉「至件等<sup>①</sup>事<sup>②</sup>者<sup>③</sup>大衆鬱憤<sup>④</sup>滿山<sup>⑤</sup>致訴訟<sup>⑥</sup>之刻<sup>⑦</sup>於前座主<sup>⑧</sup>者<sup>⑨</sup>毎度禁制<sup>⑩</sup>之<sup>⑪</sup>」(二下—三四—四オ)。先の、すべての事件は明雲の主導によるとの讒訴に対して、明雲は常に大衆らを制止していたと主張する。○蓋山門動揺、為貫主痛故也〈闘〉「蓋山門<sup>①</sup>動揺<sup>②</sup>為貫主<sup>③</sup>痛<sup>④</sup>之故<sup>⑤</sup>也」。蓋し山門の動揺、貫首の痛みを為る故なり。「蓋し山門の動揺を、貫首と為て之を痛むが故なり」とも読めるか。○対決処無其隱歟〈闘〉「対決<sup>①</sup>之<sup>②</sup>處<sup>③</sup>無<sup>④</sup>其<sup>⑤</sup>隱<sup>⑥</sup>歟<sup>⑦</sup>」(二下—四オ)。「対決の処其の隠れ無きか」とも読めるか。「須対決彼此、被糺真偽也」という前述を受けており、「しっかりと調べていただければ明らかかなことなのです」の意か。○設有不慮越度、何及重科耶〈闘〉「設雖有<sup>①</sup>不慮<sup>②</sup>之<sup>③</sup>越度<sup>④</sup>何及<sup>⑤</sup>重科<sup>⑥</sup>耶<sup>⑦</sup>」(二下—四オ)。たとえ座主に不慮の過ちがあろうとも、どうして重科に処すようなことがあって良いだろうかの意。○衆徒等謹驚天聽、欲救末寺愚僧之処〈闘〉「衆徒等<sup>①</sup>謹<sup>②</sup>驚<sup>③</sup>天聽<sup>④</sup>欲<sup>⑤</sup>救<sup>⑥</sup>末寺<sup>⑦</sup>愚僧<sup>⑧</sup>之<sup>⑨</sup>處<sup>⑩</sup>」(二下—四オ)。「衆徒等<sup>①</sup>、シム」(名義抄)僧下一〇七)の意で、(盛)の「謹」と同じ意。「衆徒等は、恐れ多くも御門に訴え出て、末寺の僧等を救おうとしたところ」の意か。○被召其張本為數之間、終失本山之高僧之条〈闘〉同。その強訴の張本を召されて嘆いていたところ、ついに本山の高僧である座主を失うことになったのはの意。○不慮愁無物取諭〈闘〉「不慮<sup>①</sup>之<sup>②</sup>愁<sup>③</sup>無<sup>④</sup>物<sup>⑤</sup>取<sup>⑥</sup>諭<sup>⑦</sup>」(二下—四オ)。「不慮の愁へ諭へを取るに

物無し」とも読める。○夫不蒙聖勅、勿敢怨望、是常例也〈闘〉同。勅による裁定がなされなければ、怨みが残るのは世の常である、の意。○今雖仰天裁、還蒙嚴罰、未得意矣〈闘〉「今雖戴<sup>①</sup>天裁<sup>②</sup>還蒙<sup>③</sup>嚴罰<sup>④</sup>未得意<sup>⑤</sup>矣<sup>⑥</sup>」(二下—四オ)。今院の裁断を仰いだものの、かえって嚴罰を蒙り、未だに本意を得ることができない、の意。○抑我君太上法皇、偏仰医王山王之冥徳、久帰台岳之三宝、專愍山修山学之禅侶、忝抽興隆之叡慮〈闘〉「抑我公<sup>①</sup>太上法皇<sup>②</sup>偏仰<sup>③</sup>医王山王<sup>④</sup>之冥徳<sup>⑤</sup>久帰<sup>⑥</sup>台岳<sup>⑦</sup>之三宝<sup>⑧</sup>專愍<sup>⑨</sup>山修山学<sup>⑩</sup>之禅侶<sup>⑪</sup>忝抽<sup>⑫</sup>興隆<sup>⑬</sup>之叡慮<sup>⑭</sup>」(二下—四オ)。本来後白河院には叡山山王への信仰心が篤く、専ら山門の禅侶を愍み、仏法興隆への思いが深かったことを指摘する。「医王」は延暦寺の薬師如来、「山王」は日吉社の山王権現で、両者を並べる。(盛)巻三十四「同人怠伏拳山門」「宜仰医王山王之加護、顕憑三塔三千之与力」(五—八八頁)。「台岳」は比叡山。前半は日吉山王への信仰と天台の三宝への帰依が、後半は禅侶保護への思いと仏法興隆への叡慮が語られる。「医王山王之冥徳」と「山修山学之禅侶」、「台岳之三宝」と「興隆之叡慮」が対句仕立てとなっているが、「冥徳」と「禅侶」、「三宝」と「叡慮」では内容的には必ずしも対として照応していない。○而今仁恩忽変、誅戮俄来〈闘〉同。後白河院の前述べのような叡山への仁恩が、このたび突然に明雲への厳しい追及となったことをいう。○數百歳之仏日、云迷心神之所行〈闘〉「數百歳<sup>①</sup>之<sup>②</sup>仏日<sup>③</sup>云迷<sup>④</sup>心神<sup>⑤</sup>之<sup>⑥</sup>所行<sup>⑦</sup>」(二下—四オ)。「仏日」は「仏」、またはその教えを太陽に喩えた語(石田瑞麿『例文仏教語大辞典』)。次項と対句であることを考えれば、〈闘〉の本文がよいだろう。〈闘〉の「云脱」は、「云晚(脱)」(云に晚(脱)れ)と解するのが良

く（早川厚一・弓削繁四八頁）、「數百年続いた天台の教えの日が沈もうとし、我々の心は迷うばかりである」の意と解して良からう。○

三千人之胸火、熾燃不知愚身之所措 「熾燃」は、「火などの勢いがさかんさま」（日国大）。「措 オク」（名義抄）仏下本五〇。三千

人の大衆の胸に燃える不満が、その身を熱くしてどう行動すればよい

か分からない思いに駆られる、の意。ここは、〈闘〉を参照すれば、前項の句とあわせて、「數百歳之仏日云晚 已迷心神之所行 三千人之胸火熾燃 不知愚身之所措」と読むのが良く、〈盛〉は対句の形を崩している。ここでは、「數百歳」と「三千人」、「仏日」と「胸火」

が対比的に表現され、大衆の身の処し所のなき思いである意を述べている。○十二願王、新護持玉体、三千衆徒、弥奉祈宝算〈矣〉〈闘〉

同。「十二願王」は十二の大願を立てた薬師如来のこと。『諸神本懐集』

「三島ノ大明神ハ十二願王医王善逝ナリ」（思想大系『中世神道論』

#### 【引用研究文献】

\*小峯和明・山崎誠「安居院唱導資料纂輯」（調査研究報告二二号、一九九一・三）

\*多賀宗隼「宝池房証真―「出家菩薩戒略作法」を中心として」（『戦乱と人物』吉川弘文館一九六八・三。『論集中世文化史 下』法蔵館一九八五・九再録。引用は後者による）

\*高橋昌明「嘉心・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館二〇〇四・六）

\*早川厚一・弓削繁「釈文『源平闘諍録』（三）」（軍記研究ノート9号、一九八〇・八）

\*源健一郎「源平盛衰記と天台圖―青蓮院門跡闕与説の検証―」（中世文学四九号、二〇〇四・六）

\*山下宏明「記録者と物語作者―想像力の問題―」（国文学一九七六・九。『平家物語の生成』明治書院一九八四・一再録。引用は後者による）

「但此奏状、誰人ヲ以テカ伝奏スベキ」ト僉議アリケルニ、「禪門平相国ハ既ニ一朝之固、万人之眼也。天下ノ乱、山上ノ愁、争力其成敗ナ

一八九頁）。『塵添搥囊鈔』卷十九「十二願王眸ヲ廻ラヌ故ニ、天下治乱此冥応不懸ト云事ナク」（『大日本仏教全書』四六三頁）。「医王山

王之冥徳」と「山修山字之禅侶」、「數百歳之仏日」と「三千人之胸火」、

「十二願王」と「三千衆徒」のように、神仏と大衆を対比しつつ、両者が呼応していることを強調しながら主張が展開されている。○安

元三年五月日 〈闘〉安元三年 五月十六日 延暦寺三千大衆法師等（二下―四ウ）。〈盛〉では日にちおよび差出人が省略されている。前

述してきたように、〈盛〉と〈闘〉の文書本文はほぼ同文といえるほどに近似しているものの、必ずしも誤記・表記の違いとは言い切れない異同もみられ、直接的な引用関係にあるといえるかは微妙である。

あるいは共通する典拠資料を想定すべきか。なお、山下宏明は〈闘〉の文書引用について、「おそらくこれも何らかの史料によるものであ

ろうが」（二三三頁）と推測する。

カルベキ。就<sup>レ</sup>中<sup>4</sup>前座主ハ是、大相国ノ為ニ菩薩戒ノ和尚也。此事ニ於テハ尤可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>鳴<sup>レ</sup>諫<sup>レ</sup>鼓<sup>レ</sup>。若此<sup>1</sup>憤<sup>ヲ</sup>散<sup>セ</sup>ズシテ、大戒ノ和尚ヲ<sup>5</sup>令<sup>ニ</sup>還<sup>ル</sup>俗<sup>ニ</sup>、ナヲ被<sup>レ</sup>流<sup>ス</sup>罪<sup>者</sup>、則<sup>レ</sup>吾<sup>レ</sup>山ノ佛法<sup>6</sup>破滅<sup>シ</sup>時<sup>至</sup>ルナルベシ。一字ヲ習<sup>ハ</sup>伝<sup>ハ</sup>、一戒ヲ<sup>7</sup>受<sup>テ</sup>持<sup>タ</sup>ラン者<sup>ハ</sup>、三八八<sup>8</sup>師資ノ門葉也。誰<sup>レ</sup>人<sup>カ</sup>背<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>。相国禪門受戒ノ弟子タリ。仙洞ヲ<sup>9</sup>有<sup>テ</sup>申<sup>レ</sup>ンニナビキ給<sup>ハ</sup>ズバ、二三<sup>10</sup>千ノ学侶、誰<sup>レ</sup>カ身命ヲ惜<sup>ム</sup>ベキトテ、各大講堂ノ前ニシテ、満山ノ仏神・伽藍ノ<sup>11</sup>護法ヲ驚<sup>シ</sup>奉<sup>テ</sup>、泣<sup>キ</sup>々<sup>12</sup>起<sup>テ</sup>請<sup>フ</sup>シテ云<sup>ハク</sup>、「衆徒ノ鬱憤<sup>13</sup>不<sup>レ</sup>散<sup>シ</sup>テ固<sup>カ</sup>被<sup>レ</sup>流<sup>ス</sup>罪<sup>者</sup>、大衆皆<sup>レ</sup>從<sup>ヒ</sup>彼<sup>ノ</sup>同<sup>ニ</sup>蒙<sup>リ</sup>配<sup>ス</sup>流<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>罪<sup>ニ</sup>、<sup>14</sup>満山学侶一人モ不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>留<sup>ム</sup>。我<sup>レ</sup>山ノ<sup>15</sup>存<sup>在</sup>口<sup>在</sup>此<sup>ニ</sup>成<sup>敗</sup>。宜<sup>ニ</sup>察<sup>ス</sup>此<sup>ノ</sup>趣<sup>ト</sup>被<sup>レ</sup>執<sup>申</sup>上<sup>ト</sup>」トテ、同十七日ニ所司<sup>16</sup>等ヲ以<sup>テ</sup>、福原ノ禪門大相国ヘ<sup>17</sup>送<sup>リ</sup>遣<sup>ケ</sup>ル。

廿日、<sup>18</sup>前座主ノ罪科ノ事可<sup>レ</sup>有<sup>テ</sup>僉議<sup>ト</sup>トテ、<sup>19</sup>太政大臣以下ノ公卿十三人參内アリ。陣ノ座ニ<sup>20</sup>著<sup>テ</sup>其<sup>レ</sup>定<sup>有</sup>ケレ共、冥<sup>ニ</sup>ハ七<sup>21</sup>社<sup>22</sup>權<sup>23</sup>現<sup>24</sup>ノ照<sup>25</sup>覽<sup>26</sup>モ難<sup>ク</sup>測<sup>ル</sup>、<sup>27</sup>頭ニハ三千<sup>28</sup>衆徒ノ鬱憤<sup>29</sup>モ恐<sup>シ</sup>クヤヲ<sup>30</sup>二八九<sup>31</sup>ボシケン、諸卿各<sup>32</sup>口ヲ閉<sup>ジ</sup>テ申<sup>旨</sup>モナカリケリ。其中ニ<sup>33</sup>八<sup>34</sup>条<sup>35</sup>中<sup>36</sup>納<sup>37</sup>言<sup>38</sup>長<sup>39</sup>方<sup>40</sup>卿、其<sup>レ</sup>時<sup>ハ</sup>六<sup>41</sup>大<sup>42</sup>弁<sup>43</sup>宰相ニテ<sup>44</sup>御座ケルガ被<sup>レ</sup>申ケルハ、「法家ノ<sup>45</sup>勅<sup>46</sup>文<sup>47</sup>ニ任<sup>テ</sup>、死罪<sup>48</sup>一<sup>49</sup>等<sup>50</sup>ヲ減<sup>ジ</sup>テ<sup>51</sup>雖<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>遠<sup>ス</sup>流<sup>ス</sup>、<sup>52</sup>前座主僧正ハ<sup>53</sup>顯<sup>54</sup>密<sup>55</sup>兼<sup>56</sup>学<sup>57</sup>、淨<sup>58</sup>行<sup>59</sup>持<sup>60</sup>律<sup>61</sup>ノ上<sup>62</sup>、公家ニハ一<sup>63</sup>乘<sup>64</sup>円宗ノ御師範也、法皇ニハ<sup>65</sup>円頓<sup>66</sup>受<sup>67</sup>戒<sup>68</sup>ノ和尚タリ。御經ノ師、御戒ノ師<sup>69</sup>ニヤ、被<sup>レ</sup>行<sup>70</sup>重<sup>71</sup>科<sup>72</sup>ノ事、冥<sup>ニ</sup>ノ照<sup>73</sup>覽<sup>74</sup>難<sup>ク</sup>測<sup>ル</sup>。還<sup>レ</sup>俗<sup>75</sup>遠<sup>76</sup>流<sup>77</sup>ヲ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>有<sup>テ</sup>カト<sup>78</sup>ト無<sup>レ</sup>所<sup>79</sup>憚<sup>80</sup>被<sup>レ</sup>申ケレバ、当座ノ公卿、各<sup>81</sup>長<sup>82</sup>方<sup>83</sup>卿ノ被<sup>レ</sup>定<sup>申</sup>之<sup>義</sup>ニ同<sup>ズ</sup>」ト被<sup>レ</sup>申ケレ共、法皇ノ御<sup>84</sup>憤<sup>85</sup>深<sup>86</sup>カリケレバ、終<sup>ニ</sup>流<sup>罪</sup>ニ定<sup>ケ</sup>ケリ。<sup>87</sup>太政入道モ此<sup>88</sup>事<sup>89</sup>角<sup>90</sup>ト承<sup>ケ</sup>ケレバ、申<sup>止</sup>メ進<sup>セント</sup>テ被<sup>レ</sup>參<sup>タ</sup>レ共、<sup>91</sup>御風ノ氣<sup>92</sup>トテ、<sup>93</sup>御前ヘモ召<sup>レ</sup>ズ。御<sup>94</sup>憤<sup>95</sup>ノ深<sup>96</sup>ト心得<sup>テ</sup>、出<sup>給</sup>ニケリ。

【校異】 1 〈蓬〉「天下乱」 2 〈蓬〉「山上愁」。 3 〈蓬〉「争」。 4 〈近〉「せんざすは、〈蓬〉前座主は、〈静〉前座主は」。 5 〈近〉「けんぞくせしめ、〈蓬〉還俗せしめて、〈静〉還俗せしめて」。 6 〈近〉「はめつとき、〈蓬〉破滅時、〈静〉破滅とき」。 7 〈近〉「しゆぢしたらん、〈蓬〉受持らん、〈静〉受持らん」。 8 〈近〉「たれ人かこれをそむかん、〈蓬〉誰人かそむかん、〈静〉誰の人かそむかん」。 9 〈蓬〉静」弟子也。 10 〈蓬〉「有申さへに」。 11 〈蓬〉「三千学侶」。 12 〈近〉「こをうを、〈蓬〉護法を」。 13 〈近〉「おとろかしたてまつて」。 14 〈近〉「かれより、〈蓬〉静」かれにしたかひ。 15 〈蓬〉「罪を」。 16 〈近〉「まんざんの、〈蓬〉静」満山の。 17 〈近〉「ぞんまう、〈蓬〉存亡、〈静〉存亡」。 18 〈近〉「よろしく此おもむきをさつししし申さるへしとて、〈蓬〉宜<sup>下</sup>察<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>趣<sup>ト</sup>執<sup>申</sup>上<sup>ト</sup>とて、〈静〉宜<sup>下</sup>察<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>趣<sup>ト</sup>執<sup>申</sup>上<sup>ト</sup>とて」。 なお、〈蓬・静〉「宜」字左訓「ヘシ」。 19 〈近〉「等」なし。なお、「しよしを」。 20 〈蓬・静〉「廿日」より改行。 21 〈近〉「せんざすの、〈蓬〉前座主の、〈静〉前座主の」。 22 〈静〉「大政大臣」。 23 〈近〉「つゐて、〈蓬・静〉着て」。 24 〈蓬・静〉右に「中納言顯長卿子」を傍記。なお、〈近〉「八でうのちうなごん、〈蓬〉八条中納言」。 25 〈蓬・静〉「其時ハ」なし。 26 〈蓬〉右に「後家」を傍記。〈静〉右に「後出家」を傍記。なお、〈近〉「さ大へんのさいしやうにて、〈蓬〉左大弁宰相にて」。 27 〈近〉「おはしけるか、〈蓬〉御座けるか、〈静〉御座けるか」。 28 〈近〉「ほっけの、〈蓬〉法家の、〈静〉法家の」。 29 〈近〉「かんもんに、〈蓬・静〉勅文に」。 30 〈蓬〉「滅して」。 31 〈近〉「ゑんるせらるへしといへとも」、〈蓬・静〉「遠流せらるへしといへとも」。 32 〈近〉「せんざす」、〈蓬〉前座主、〈静〉前座主。 33 〈近〉「ゑんどん」。 34 〈近〉「ニヤ」なし。 35 〈近〉

「ぢうくはにおこなはれんこと」、〈蓬・静〉「重科をおこなはれん事」。36〈近〉「はかりかたし」、〈蓬・静〉「測かたく」。37〈近〉「ゑんるを」、〈蓬・静〉「速流を」。38〈蓬〉「カ」なし。なお、「有らるへきと」。39〈近〉「はゝかるところなく」、〈蓬〉「憚所もなく」、〈静〉「憚所なく」。40〈蓬〉「儀に」、〈静〉「儀に」。41〈静〉「大政入道も」。42〈蓬〉「承ければ」。43〈近〉「まいられたれとも」、〈蓬・静〉「参せられたれとも」。44〈蓬〉「御風氣とて」、〈静〉「御風氣とて」。45〈近〉「御前へも」、〈蓬〉「御前へも」、〈静〉「御前へも」。46〈蓬〉「ノ」なし。

【注解】○「但此奏状、誰人ヲ以テカ伝奏スベキ」ト僉議アリケルニ

以下、「福原ノ禅門大相国ヘゾ送遣ケル」まで、大衆が奏聞を清盛に依頼するに至る場面、〈延・長・南・屋・覚・中〉になし。〈鬮〉は「抑此状就」誰ニ可奏聞ニ之由令僉義ニ之程に福原入道大相国可ト申定訖依ニ此ニ十七日又奏聞状副ニ私ノ状ニ令ニ送之ニ（二下四ウ）とした後、大衆から清盛に宛てられた副状が掲げられる。この副状を掲げるのは〈鬮〉のみ。〈盛〉は後述のように、〈鬮〉の副状の内容を地の文として記述している。さて、『百練抄』治承元年五月十五日条に「延暦寺僧綱等、先集云空極寺」。次群参院。為大衆使者。申状注折紙。其趣、明雲没収所領、可被処流罪之由風聞。当山座主未聞配流之例。何況顯宗棟梁哉。又修造堂塔超上古。就中公家御経師、法皇御受戒和尚也。可被優免者。仰云、更不可有裁許者」とあり、山門の僧綱たちが大衆の使者として後白河院を訪れ、天台座主を流罪にする前例がないこと、明雲が堂塔などを修造したこと、高倉天皇の法華経の師であり後白河院の受戒の師であることなどを理由に、明雲の宥免を訴えたが、院はこれを許さなかったという。この訴えの内容が、〈鬮・盛〉の前節の奏状に示されていると考えられる（鬮）は奏状の日付を「五月十六日」としていた。『愚昧記』五月十六日条では、権中納言実綱の談として、前日（十五日）「山門僧綱十余人参上」し「明雲配流并没官事、可被停之由訴申」

したところ、後白河院は次のように答えたという。「仰云先々日登山、可制止大衆等之由、被仰下之時、各以固辞了。而今依大衆使参上之条、返々奇怪思食。次奉傾王法欲滅門徒之仏法之者、被行罪科何可慎申哉。誤可訴申ニテコソ有れ。返々奇怪。早可退出云々」。つまり、師高一件の時には、僧綱は大衆を説得するために登山しなかったのに、今回大衆の使いとなって言い分を聞け

たため、後白河院は次のように答えたという。「仰云先々日登山、可制止大衆等之由、被仰下之時、各以固辞了。而今依大衆使参上之条、返々奇怪思食。次奉傾王法欲滅門徒之仏法之者、被行罪科何可慎申哉。誤可訴申ニテコソ有れ。返々奇怪。早可退出云々」。つまり、師高一件の時には、僧綱は大衆を説得するために登山しなかったのに、今回大衆の使いとなって言い分を聞けたいというのはどういうことかと反論している。美濃部重克は、これを「感情刺き出しの返答」で「後白河院の感情的な性格の反映と見てよからう」（三六九〜二七〇頁、当該箇所は初出論文にはない）とする。こうして大衆の訴えは聞き入れられなかった。十五日に僧綱の参院があったことは、『玉葉』五月十六日条にも、「昨日僧綱十一人、為衆徒使参院、訴申明雲罪科事」〈以折紙申之云々〉、院宣云、更不可裁許云々とある。これらの古記録類からは、大衆が清盛に訴えを願いだしたことは窺えない。しかし、〈鬮〉のような書状を大衆が清盛に送り、明雲宥免の仲介を依頼した可能性は否定できない。

○禅門平相国ハ既ニ一朝之固、万人之眼也。天下ノ乱山上ノ愁、争力其成敗ナカルベキ…以下、僉議の内容、また地の文「各大講堂ノ前ニシテ…」も含めて、〈鬮〉が掲げる清盛宛の書状の一部とほぼ一致する。〈鬮〉より該当部分のみ引く。「抑禅定大相国已為一朝之固又是万人眼也天下之乱山□之愁何無其成敗。矣就中。前。座主は大相

国菩薩戒。和尚也於此事。争不被鳴諫鼓。平儻不散此鬱。大戒和尚合還俗。猶被流罪。者則我山の佛法破滅時至也。門葉何者有。僧徒の儀。三千。学侶誰惜身命。仍於大講堂の前。奉驚満山の仏神。伽藍護法。泣起請。云衆徒の鬱憤不。散。固被流罪。者大衆皆從。彼。同蒙配流之罪。満山の学侶一人不可留。云々当山の之存亡只在此成敗。宜察此趣。被執申。者三千人の涙泉忽乾數百才。法灯再挑者歟。二下。一六才。禪門も禪定も、共に仏門に入った男子を言う。清盛は、既に「一朝の固」とも言える地位を築いていた上、後白河院政が確立して以降、後白河院と清盛は建春門院と高倉を介して緊密な関係を形成していた（元木泰雄①三〇二頁）。また、清盛は、明雲配流に真正面から反対し、延暦寺側に立つ態度を明らかにしていた（上横手雅敬五二八頁）。さらに明雲は、治承三年（一一七九）の清盛のクイデーター時に、座主に再任されているように、「座主明雲ハヒトヘノ平氏ノ護持僧ニテ」（『愚管抄』旧大系二五五頁）と言われる程の関係を保持していたし、この後に記されるように、明雲は清盛の受戒の師であった。そうした事情から、清盛に白羽の矢が立てられたのであろう。さて、〈盛〉編者は、〈鬮〉が掲げるような書状を資料として利用したのであるが、これを大衆が僉議し起請する場面に書き替えていることになる。その折に、〈盛〉は、〈鬮〉に見える書状の前半部分の記事を省略した。その省略した理由について、〈盛〉には青蓮院門跡側からの書き換えがあると考える松田宣史は、そこに明雲弁護や、山門における梶井門跡の繁栄が描かれていたためと考える。これに対して、源健一郎は、〈盛〉は二通目の文書にも明雲弁護の言を記しているし、明雲を奪還した後に、一通の落書を載せていて、ここでも明雲弁護を

繰り返していることから明らかに、〈盛〉が青蓮院方の意識でもって明雲弁護の叙述を省略したわけではないことは明らかだとする（五八〜五九頁）。○前座主ハ是、大相国ノ為ニ菩薩戒ノ和尚也。仁安三年（一一六八）二月十一日、明雲は清盛出家の際に戒師となっている。『兵範記』同日条「晩頭遂被遁世」。良弘阿闍梨剃除。座主僧正明雲被奉授戒」。○尤可被鳴諫鼓。「諫鼓」は堯・舜が人民の諫言のために設けたとされる鼓。この故事は『呂氏春秋』『淮南子』『管子』などに見られるが、遠藤光正は典拠として『管蠡抄』第一「求諫」の「堯置欲諫之鼓、舜立非謗之木、湯有司過之人、武王立戒慎之鞞（呂氏春秋。司過、又淮南子司直云云）（山内洋一郎四二四頁）を指摘する（一七頁）。ただし膾炙した句であるので、典拠とまでは言えないだろう。『和漢朗詠集』『帝王』二六六三にも「鞭鞭蒲朽空去、諫鼓苔深鳥不驚」（旧大系三〇頁）とある（この句は〈盛〉卷十一「丹波少将上洛」に引かれる）。これらは、平和な治世により鼓を打つ者はいなかったとする例であるが、ここでは清盛に諫言を求める文脈で用いられている。○則吾山ノ佛法破滅時至ルナルベシ。前節の奏状の末尾にも「若明雲被配流者、衆徒誰留跡。鎮護国家道場、眼前欲魔滅」と類似する表現があった。「佛法破滅」は寺院の訴状などに用いられる常套句。卷十四「南都山門牒状等」での園城寺から興福寺への牒状にも「願衆徒内助佛法之破滅、外退惡逆之伴類」（二一三七七頁）とある。○一字ヲ習伝、一戒ヲ受持タラン者ハ、師資ノ門葉也。前節の奏状で「前座主於天朝者、是一乗經之師範也。須尽千歳之供給。於仙院者、又菩薩戒之和尚也、盡連三時之礼敬」としていたように、明雲が高倉天皇の法華經の師であり、後

白河法皇の受戒の師であることを指す。〈鬪〉の書状では「門葉何者有（一）僧徒（儀）」（二下―六オ）とのみある。〈盛〉は後述の陣定でも論点になる、明雲と高倉、後白河との関係を強調している。○相国禪門受戒ノ弟子タリ。仙洞ヲ有申レンニナヒキ給ハズバ、三千ノ学侶、誰力身命ヲ惜ベキ「…ナヒキ給ハズバ」までは、〈盛〉の独自本文。〈盛〉では、明雲が清盛の戒師であることから清盛が院に働きかけて明雲の流罪を止めるべき立場にあることを繰り返す形になっている。○固被流罪者、大衆皆從彼同蒙配流之罪、満山学侶一人モ不可留、我山ノ存亡只在此成敗。〈鬪〉も、ほぼ同文。明雲座主が流罪されたならば、大衆も同じく配流の罪を蒙り、比叡山に学侶は一人もいなくなるだろうの意。朝廷の裁許に比叡山の存亡が掛かっているとするのも常套句。卷二十四・山門都返り奏状「縦雖無別天感、欲蒙此裁許、当山之存亡、只在此左右故也」（三―四四五―四五五頁）。○同十七日三所司等ヲ以テ、福原ノ禪門大相国ヘソ送遣ケル。〈鬪〉が清盛への書状の最後に、日付を「安元三年 五月十七日」とし、「左書此（一）以所司等（二）遣福原（三）」（二下―六オ）と続けることに対応する。『玉葉』五月二十七日条に、「入道相国今夜入洛云々」とあり、十七日の時点で清盛が福原にいた可能性は高いだろう。また〈鬪〉はこの後、大衆参洛の風聞があった旨を記す。大衆参洛の風聞は、〈延・長・盛・南・屋・覚・中〉では十二日の出来事として既述されている。○廿日、前座主ノ罪科ノ事可有僉議トテ：陣ノ座二著テ其定有ケレ共。〈延〉「廿日、前座主罪科事僉議有ベシトテ、大政大臣以下公卿十三人参内シテ、陣座着テ被定申」（卷二―二ウ）。〈鬪・長・南・中〉もほぼ同じ。〈覚〉「同十八日、太政大臣以下の公卿十三人参内して、陣

の座につき、先の座主、罪科の事儀定あり」（上―六六頁）。〈屋〉も同じ。二十日に明雲の罪名を僉議するべく陣定が行われた。陣定は「内裏の近衛陣座（仗座）で開かれるので陣定とか仗議とか呼ばれ、別に定例のものではなく、議題があるときに召集された」（美川圭①四九頁）。またその特徴として、院政期に至るまで「撰関が議定に参加した例はない」こと、つまり撰関は「公卿の議定に裁断を下す立場」にあったこと、そして「後白河院政期の若干例を除いて、院政期においても陣定に参加する公卿が院宣により選択されることはない」こと、また「参加できるのは、一般に上卿として公事を奉行する左大臣以下の公卿」に限られていて、「前官や非参議も除かれ」「太政大臣が参した例もほとんど見られない」ことが挙げられる（美川圭②四六―四七頁）。この他に、清涼殿で開かれる御前定や殿上定もあったが、嘉承二年（一一〇七）の鳥羽即位以降は、「院御所での会議の国政上の地位は、従来に比較して格段に高いもの」となり、「陣定や撰関邸での会議、内裏の撰関宿所での会議の上に立つ、朝廷の「最高審議機関」になつたといってもよい」。さらには「内裏御前定や殿上定が開かれなく」なつたという（美川圭①五六頁）。下郡剛は「院が自らの意向を最も反映させやすい議定は、いうまでもなく院の私的空間で開催される院御所議定である、この時後白河院が、院権力と正面から対立した寺社権力に対する責任追及を意味するこの議定に、院御所議定ではなく、敢えて陣定を選んだ理由は、罪名定が陣定で審議すべきものとの認識をもっていたからであろう」とする（七〇―七二頁）。以下、この陣定開催の様子を古記録により確認する。『玉葉』五月十八日条では脚氣で苦しむ兼実のもとに「来廿日可有陣定。扶疾可令参列院宣也」

と病を押し出席するように院宣が届き、「依所勞不耐參仕之状」を返事するも、翌十九日条に藤原光能から「猶可合參御之由、殊院宣候」と要請が届いている。同日条で兼実が「此事次第未得其意」。未代作法無縁之人、雖片時不可立廻事歟。可哀々々」と不快感を表しているのも、院宣により陣定に召されるという異例さ故であろう。「記事の行間からは明雲の処罰を公式なものとして押し通そうとする後白河院の強引な姿勢が読み取れる」（美濃部重克二七二頁）。また『愚昧記』五月十九日条では、「入夜、前座主明雲以通清有示送事、是明日仗議可然之様可申之由也。依服假不能參仕之由答了」とあり、明雲より実房のもとに、明日の陣定でうまく取りなして欲しい旨の依頼があったようである。そして二十日、陣定が開かれる。『玉葉』によれば、「此日前座主僧正明雲罪名事、有仗議。余晚景着束帯參内」と結局兼実は出席する。そこに太政大臣藤原師長が現れたが、左大臣経宗は欠席であった。「頃之、太相国參入、日来被申所勞之由。而謹責如余、仍相扶出仕云々。於左大臣者、依被申可賜実檢使之由、無沙汰云々。次余着陣。先是太相国及參議一兩在座、相次人々着座。そして列席した公卿は十一人であったという。「今日參入公卿、太政大臣、余、中宮大夫隆季、中納言宗家、忠親、成範、実綱、參議朝方、実家、実守、長方。已上十一人也。』『愚昧記』では、実房自身は服假により陣定は欠席であったが、翌日二十一日条で次のように出席者を知らされている。「権中納言注送云、昨日仗座、太政大臣（引用者注、師長。以下同）・右大臣（兼実）・中宮大夫（隆季）・中御門中納言（宗家）・別当（忠親）・左兵衛督（成範）・権中納言（実綱）・參議朝方・左宰相中将（実家）・右宰相中将（実守）・

右大弁（長方）等云々。挙げられる人名は『玉葉』と一致する。『平家物語』諸本の記述「十三名」と異なり、十一名であったことがわかる。また『顕広王記』同日条も「前座主明雲有配流定」として同様に十一名をあげる。問題は、ここに太政大臣師長が出席していることである。先述の通り、陣定に出席できるのは左大臣以下の公卿であり、本来太政大臣は出席できないこととなっていた。『玉葉』五月二十日条で兼実は、太政大臣である師長の出席の経緯を不審に思い「奇異之中奇異也」としている。「抑、太政大臣奉行如此公事、何度例哉。是関白下知云々。未知其故。奇異之中奇異也。今日太相国上卿之間、毎事未練、似不存知、如何々々。後聞、相国上卿事院宣云々。関白不被知云々。是光能未練之咎然歟。当の師長は当日の差配に色々不手際が多かったようである（「太相国上卿之間、毎事未練」、彼が上卿（責任者）となったのは院宣によるという。元木泰雄②は「通常は政務に参加しない太政大臣藤原師長に上卿を命ずるといふ異常な公卿議定を開催」したことについて、「おそらく側近とも言える師長を強引に上卿とすることで、後白河の意向に沿った議事進行を期待したのであろう」（二二三頁）とする。また美濃部重克は、「藤原師長は後白河院の陣営に取り込まれているお飾りのような人物であった」とし、左大臣藤原経宗が欠席したのは「太政大臣藤原師長に上卿を務めさせるために後白河院が欠席を強要したのではないかと、この背景に院の策略があったとしている（二七三頁、初出論文にはない）。しかし、太政大臣に上卿を務めさせる意図があるのなら左大臣が出席してもかまわず、また右大臣兼実には出席を求めているわけで、欠席を強要したとするのは無理があろう。前掲『玉葉』には「於左大臣者、依

被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>、無<sub>レ</sub>沙<sub>レ</sub>汰<sub>レ</sub>云々」とあるように、左大臣は「実<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>」を派遣しての調査も受け入れるとの願い出による欠席とされている。なお、師長は頼長の二男で、この安元三年の三月五日に任太政大臣。卷三で太政大臣就任のために左大将を辞任した記事が見える（本全釈九一九頁「妙音院入道〈師長〉、其時ハ内大臣左大将ニテオハシケルガ」項参照）。音楽の才能に秀でて、後白河院に高く評価された。『平家物語』では「大<sub>レ</sub>流<sub>レ</sub>罪<sub>レ</sub>」に詳しい（〈盛〉卷十二「師長<sub>レ</sub>熱<sub>レ</sub>田<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>琵琶<sub>レ</sub>」）。○冥二ハ七社<sub>レ</sub>権<sub>レ</sub>現<sub>レ</sub>ノ照<sub>レ</sub>覽<sub>レ</sub>毛<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>測<sub>レ</sub>、顯二ハ三千<sub>レ</sub>衆<sub>レ</sub>徒<sub>レ</sub>ノ鬱<sub>レ</sub>憤<sub>レ</sub>毛<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>シクヤ<sub>レ</sub>ヲボ<sub>レ</sub>シケン、諸<sub>レ</sub>卿<sub>レ</sub>各<sub>レ</sub>口<sub>レ</sub>ヲ閉<sub>レ</sub>テ申<sub>レ</sub>旨<sub>レ</sub>モナ<sub>レ</sub>カリケリ（闘・延・長・南・屋・覺・中）なし。冥は目に見えないもの、すなわち神仏の世界、顯は目に見える現実世界。叡山の神々への畏れと衆徒への恐れを示す。中世の「冥顯」については、慈円『愚管抄』に見られる歴史認識がよく知られる（大隅和雄 二四九〜二六〇頁）。「一、冥顯和合シテ道理ヲ道理ニテトラスヤウハハジメナリ。（中略）二、冥ノ道理ノユク／＼トウツリユクヲ、顯ノ人ハエ心得又道理、（中略）三、顯ニハ道理カナトミナ人ユルシテアレド、冥衆ノ御心ニハカナハ又道理ナリ」（旧大系三三五頁）。そして、院政期以降の「寺社・信仰に關わる文書群からは実に数多くの冥・顯の用例が検出できる」のであり、「冥・顯という觀念が、中世において成熟・発展・定着したものであること」がうかがえる（松田淳一、五七頁）。『鎌倉遺文』には、○三九二二・宗清置文「誠<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>冥<sub>レ</sub>顯<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>照<sub>レ</sub>覽<sub>レ</sub>也」、一八五四〇・近江木戸香蘭寄人申等陳狀「又冥照覽奈如何」など、「冥之照覽」「冥顯之照覽」といった句が頻出し、神仏に見られていることに對する畏れが人々に共有されていた。この後の長方の発言にも「冥ノ照覽難測」と

ある。また『玉葉』五月二十一日条にも、「冥之照鑑難量者歟」とする。○其中二八条中納言長方卿、其時ハ左大弁宰相ニテ御座ケルガ被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>ケルハ（〈延〉「八条中納言長方卿、其時ハ右大弁宰相ニテオワシケルガ、被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>ケルハ」（卷二一ニウ〜三オ）。〈長・南〉もほぼ同じ（ただし〈長〉は「左大弁」）。〈覺〉「八条中納言長方卿、其時はいまだ左大弁宰相にて末座に候はれけるが申されけるは」（上一六六頁）。〈屋・中〉も同じ。右大弁が正しい。当時左大弁は從三位藤原俊綱。〈闘〉は「其中大政大臣師長右衛門督藤原朝臣忠親左大弁宰相長方朝臣等」（二下一六ウ）とする。藤原長方は、権中納言顯長の嫡男、母は権中納言俊忠の女。卷二で応保元年（一一六一）に右少弁に任ぜられた記事が見える（本全釈六一二〇頁「以長方被任右少弁」項参照）。安元元年（一一七五）に右大弁となり、翌年正四位下参議となっている。この時の陣定で列席した公卿の中では末席であった。『玉葉』治承四年（一一八〇）十二月三日に「長方猶公人也、不<sub>レ</sub>諛<sub>レ</sub>時勢吐直言、感而有<sub>レ</sub>余、誠是諫諍之臣也」とあり、時勢におもねらない「公人」と九条兼実から評価されている。そのことは、『続古事談』第二一四で、福原の新都について「ことばもおしまさん／＼にいひけり」（新大系六七七頁）と批判したことから窺えよう（但し、〈盛〉卷二十四「都返<sub>レ</sub>僉<sub>レ</sub>議」では、その発言主を勧修寺宰相宗房とする〔三一四五七頁〕）。本節での長方の発言が「諸卿各口ヲ閉テ申旨モナカリケリ」と對比されているのも、そういった長方像が背景にあるだろう。但し、『西宮記』が記すように、陣定では「①陣定の上卿は、外記に命令して公卿を召集させること、②諸卿の発言は下位の者から行うこと、③上卿は参議に命じてその発言を記録させ、藏人頭をして奏聞さ

せること」とされている（美川圭②四三頁）。末席の長方から発言したのは作法に則ったものであった。『愚昧記』五月二十一日条に見る前日の記述では「頭権中将光能朝臣下ト法家勳文於相国ト、々々与奪、長方朝臣読勳文ト并発語、書定文、々々当座上ト云々」とあり、長方が法家の勳文を読み上げ、始めに発言する立場にあった。『玉葉』二十日条にも、法家勳文が太政大臣師長より順に回され、末席の長方がこれを読み上げたとある。長方の発言内容については『玉葉』『愚昧記』にも見える。次項参照。○「法家ノ勳文ニ任テ：還俗遠流ヲ可被有カ」ト無所憚被申ケレバ 長方の発言内容については、諸本ともに趣旨は同じだが、その記述は異同が大きい。〈延〉「法家ノ勳申ニ任テ、死罪一等ヲ減ジテ可被遠流ニ云ドモ、明雲僧止ハ顕密兼学シテ、浄行持律也。戒珠光り明シテ耀マ一天之下ト、定水流レ深シテ澄マ四海之上ト。三密之教法究マ源マ、通マ二厨マ、惠果法全之古風マ、五瓶之智水マ、底マ、遠ク汲マ不空無畏之清流マ。知惠高貴ニシテ一山之為貫首、德行無双ニシテ三千之為和尚ト。其上明王聖主ニハ一乘法花ノ師範タリ。大政法皇ニハ円頓受戒ノ和尚タリ。御経御戒ノ師、重科ニ被行ト事、冥ノ照覽難測。還俗遠流ノ儀ヲ有セラレバ、天下泰平ノ基タルベキカ」ト無憚所「被申ケレバ」（三オ）。これに対して〈長〉は「法家の勳申に任て、死罪一等をほろぼして、をんるせらるべしといへども、明雲僧止は、顕密兼学、浄行持律のうへ、大乗妙経を、公家にさづけ奉る。明王聖主には、一乗円宗の御師範たり。太上天皇には、円頓受戒の和尚たり。御経の師、御戒師、重科に行れん事、冥の照鑑はかりがたし。還俗遠流をゆるさるべきか」と、はゞかる所なく申されければ」（一一一四頁）とあり、〈延〉の独自異文である傍線部を除いて、波線

部を補ったような形である。〈寛〉は「法家の勳状にまかせて、死罪一等を減じて、遠流せらるべしと見えて候へ共、前座主明雲大僧止は、顕密兼学して、浄行持律のうへ、大乗妙経を公家に授けたてまつり、菩薩淨戒を法皇にたもたせ奉る、御経の師、御戒の師、重科におこなはれん事、冥の照覽はかりがたし。還俗・遠流をなだめらるべきか」と、はゞかる所もなう申されければ」（上一六六頁）とし、〈闘〉もこれに近い。〈屋・中〉も同じだが、「菩薩淨戒」を「三聚淨戒」とする。〈南〉は点線部を「一乗妙典、三聚ノ淨戒ヲ法皇ニ授奉ラル」（上一四八頁）とし、公家と法皇とが対になっていない。長方の発言内容については、『玉葉』二十日条に「大都無左右、可被行流罪之由、無令申之人ト。長方申云、衆徒依訴詔、企參陣被相禦之間、自然及合戦、偏不可謂謀反。加之奉教一乗於公家、奉授菩薩戒於法皇、令還俗流罪之条、何様可候哉。且可在勅定云々」とある。長方は、衆徒の強訴では偶発的に合戦となったのであり謀叛ではないこと、また明雲は天皇の法華經の師であり法皇の授戒の師であることから、流罪の処分疑問を呈している。『平家物語』諸本に見られる長方の発言とはほぼ一致するものと言えよう。また『百練抄』五月二十日条も「諸卿定申法家勳申前座主明雲罪名ト。右大弁長方定申、明雲謀反之罪露験者、不可通霜刑ト。但以一乗妙経奉授公家、以菩薩淨戒奉授法皇。忽令還俗ト。流刑ト之条、可及予議ト。諸卿同之トとする。なお、「法家の勳文」については、先に、「十五日ニ、前座主明雲僧止、減死罪一等可被遠流之由、法家勳申之旨風聞有ケレバ」とあった。『玉葉』五月十四日「今日法家勳申明運罪名云々」。『愚昧記』同日条「示給云、明雲罪名已勳上了。可被

配流<sub>レ</sub>之由勅<sub>レ</sub>之」。○公家ニハ一乘円宗ノ御師範也。法皇ニハ円頓受戒ノ和尚タリ 諸本、少しずつ語句が異なる。前項も参照。前節の大衆奏状にあった、「前座主於<sub>三</sub>天朝<sub>一</sub>者、是一乘經之師範也。須<sub>レ</sub>尽<sub>三</sub>千歳<sub>一</sub>之供給」。於<sub>三</sub>仙院<sub>一</sub>者、又菩薩戒之和尚也。蓋<sub>レ</sub>連<sub>三</sub>三時<sub>一</sub>之礼敬」と同じ事柄を繰り返す（当該注解も参照のこと）。まず前半「公家ニハ一乘円宗ノ御師範也」は、〈闕・長・覚・中〉は、〈覚〉「大乘妙<sub>（キヤウ）</sub>經を公家に授け」（上<sub>一</sub>一六六頁）とする。「大乘妙<sub>（キヤウ）</sub>經」は大乗を説く教典で、ここでは法華經を指す。公家は天皇のことで、これは安元二年（一一七〇）八月二十五日に高倉天皇が明雲を師として法華經を書写したことを指す（略解<sub>一</sub>一八一頁）。『百練抄』同日条「今日、主上令<sub>レ</sub>終<sub>三</sub>法華經功<sub>一</sub>給。賜<sub>レ</sub>御衣一重於座主明雲。其外法服二具、絹二十疋、綿百屯、以<sub>三</sub>頭右大弁長方朝臣送<sub>レ</sub>遣之<sub>一</sub>」。〈長〉は「大乘妙典を、公家にさづけ奉る」に続けて、〈盛〉と同じ「明王聖主には、一乘円宗の御師範たり」（一<sub>一</sub>一四頁）を加える。「一乘円宗」は天台宗のこと。〈盛〉の場合、先の大衆奏状にも「是一乘經之師範也」とあったように、右と同様の法華經書写を指すと見てよいが、ここでは「一乘円宗ノ御師範」とすることから、仁安三年（一一六八）四月二十六日に高倉天皇の護持僧となったことも指すとも考えられよう。『兵範記』同日条「或人云、天台座主權僧正明雲、東寺長者同僧正植喜、被<sub>レ</sub>仰<sub>三</sub>御持僧<sub>一</sub>云々」、『百練抄』嘉応元年（一一六九）十二月十五日「天台座主明雲被<sub>レ</sub>止<sub>三</sub>御持僧<sub>一</sub>。是依<sub>レ</sub>同意大衆參<sub>レ</sub>禁裏<sub>一</sub>也」。次に後半「法皇ニハ円頓受戒ノ和尚タリ」は、〈延・長〉同じ。〈闕・南・屋・覚・中〉は〈覚〉「菩薩<sub>（ボツサツ）</sub>淨戒（南・屋・中）」「三聚淨戒」を法皇にたまたせ奉る」（上<sub>一</sub>一六六頁）とする。「円頓受戒」は天台宗で行われ

る円頓戒の受戒。「菩薩淨戒」「三聚淨戒」もほぼ同意で、円頓戒は「法華一乘の妙旨に基づき、『梵網經』などから採用した三聚淨戒の作法により梵網の十重四十八輕戒を授受するもの」（石田瑞磨『例文仏教語大辞典』「円頓戒」）であるから、諸本の意味するところは同じであろう。これは安元二年四月二十七日に後白河法皇が比叡山御幸の際、明雲を和尚として菩薩戒を受けたことを指す（略解<sub>一</sub>一八二頁）。『吉記』同日条「今日院登山御幸也。昨日依<sub>レ</sub>雨延引了。今日依<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御受戒、午剋出<sub>レ</sub>御七条殿」。〈中略〉戒和尚座主權僧正明雲。『百練抄』同日条「上皇為<sub>レ</sub>御受戒有<sub>レ</sub>登山御幸。内大臣<sub>（師長）</sub>以下供奉。関白扈從。座主權僧正明雲為<sub>レ</sub>御戒師」。『愚昧記』五月十九日条では、翌日の陣定は服仮のために欠席するとした後に、「菩薩戒和上准<sub>（取湯カ）</sub>靈山<sub>（取湯カ）</sub>□□也」。随<sub>レ</sub>法皇御受戒師・主上御經師、被<sub>レ</sub>罪之条如何。被<sub>レ</sub>勅<sub>レ</sub>罪名之仰詞中、一夜内裏中<sub>レ</sub>矢事在<sub>レ</sub>之、仍<sub>レ</sub>法家勅<sub>レ</sub>罪云々。然而入<sub>レ</sub>議請<sub>レ</sub>減、三章ハ其罪不及<sub>レ</sub>流歟。諸卿定存<sub>レ</sub>此議歟」とあり、明雲が天皇の法華經の師であること、法皇の授戒の師であることをあげ、十一日の宣言にあった三つの罪は減せられ、流罪には及ばないだろうとしている。前述の通り、『玉葉』『百練抄』二十日条には、陣定の場合で長方が「奉<sub>レ</sub>教<sub>一</sub>一乘於公家、奉<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>菩薩戒於法皇」（『玉葉』）と意見し、出席者がこれに賛意を示したとする（次項も参照）。天皇の法華經の師、法皇の授戒の師である明雲を流罪に処することが適切でないとの認識は、山門によって主張されたのみでなく、貴族たちにとっても広く共有されるものであった。○当座ノ公卿、各<sub>レ</sub>長方卿ノ被定申之義<sub>一</sub>同ズ」ト被申ケレ共 〈闕・屋・覚・中〉も同様。〈延〉「大政大臣師長公ヨリ始テ十三人公卿各、『長方定メ被申儀<sub>一</sub>同ズ」ト被申ケレド

モ」（巻二—三オ—三ウ）。〈長・南〉「残ル十二人ノ公卿皆長方卿ノ申サル、儀ニ同ズトゾ申サレケル」（〈南〉一四八—一四九頁）。他の公卿が賛同したことは、『玉葉』五月二十日条「忠親、宗家、隆季、余、太相等同之。但隆季申云、天台戒和尚処ニ死罪ニ条、為「円宗之瑕瑾」歟云々。余又同之也、他人申状、其詞微々不能聞得之。子細見ニ定文。但朝方申状、似可有罪科歟云々。如何々々」に確認できる。また二十一日条では、前日の定文案を長方から取り寄せ、書き付けている。そこでは、陣定出席者の勘文が並べられるが、『清解眼抄』も同一文書を引く、「大略同「長方朝臣定申」（兼実、隆季）、「大略同「長方朝臣議」（宗家）、「同「長方朝臣定申」（成範）などであるように、複数の者が長方に同意を示している。「其中ニ八条中納言長方卿、其時ハ左大弁宰相ニテ御座ケルガ被申ケルハ」項に示したように、陣定では最下位の参議藤原長方から発言することになっており、以下長方と同意見のものは「長方に同じ」と発言することになる。これを定文にまとめるときには、『玉葉』『清解眼抄』に見られるように上位者から名前を挙げて整理した。また基本的には同意見だが、少し付け足したいときなども「中納言藤原朝臣（宗家）定申云、大略同「長方朝臣議、但……」などと記した。「長方に同じ」とあっても、その人物の意見が尊重されたという訳では無く、最初に発言した者が常識的な見解を述べ、多くの人がそれに同意したに過ぎない。しかし、『平家物語』では、一同沈黙する中で長方が臆せず止論を説き、一同がそれに賛同した、という文脈になるように操作されていると言える。○

法皇ノ御憤深カリケレバ、終ニ流罪ニ定ケリ 〈延〉「法皇ノ御鬱リ深カリケレバ、猶流罪ニ定ニケリ」〈覚〉「法皇の御いきどをりふか、

りしかば、猶遠流に定らる」など、諸本ほぼ同じだが、〈南〉は「然共法皇猶御コ、ロユカズシテ、終ニ大納言ノ大夫藤井ノ松枝ト云俗名ヲ付テ遠流ニ定マリニケリ」（一四九頁）として、諸本が後述する明雲の改名をここで記す。古記録では、二十日に流罪が定まったとは記されない。前項で触れたように、『玉葉』二十一日条に挙げられる定文案文では、「明雲以「一乗妙経」、奉授「公家」、以「菩薩浄戒」、奉授「法皇」、而忽令「還俗」、処「流刑」之条、頗可「及予議」哉」（師長、忠親、長方）、「為「菩薩戒和尚」之者、処「死」之条、為「円宗」如何。冥之照鑑難「量者歟」（兼実・隆季）と言った長方の意見に沿ったものが多いが、最後は一樣に「宜「在」勅定」「可「有」勅断」歟」といった文言で締められている。これは、陣定は最終決定のための合議の場ではなく、天皇のための諮問機関であったので、出された各論を併記して、最終的には天皇の判断を仰ぐ形式をとるためである。したがって、「人々一同申云、非常之断人主専者、如何事歟、免否之条可「在」勅定」、非「臣」下進止者」（《中右記》嘉承元年四月九日条）、「仍難「申」一定」、此上可「有」勅定者」（《玉葉》養和元年九月十八日条）などのように「可「有」勅定」とするのが通例であった。今回も『顕広王記』五月二十日条には「無「指罪過」、可「被」斜行「定申了」とあり、明雲にさして罪科はないから処分を軽くするべきとの結論に至っていたようでもある。『愚昧記』でも、二十三日に記主実房が、左大臣藤原経宗より右の定め文案を見せられた旨の記述があり、「相府披覽了給予、々披「見」之、其詞雖「区分」、大都可「被」有「有」歟」之趣也。是菩薩戒和尚難「令」還俗ニ云々。尤可「然」也。其中長方朝臣云、以「一乗妙経」奉授「公家」、以「菩薩浄戒」奉授「法皇」ニ云々。委事見「定文之状」とある。

ここからも陣定の見解として、大勢は宥免の流れにあったことが読み取れる。ところが『玉葉』五月二十二日条には、「隆職宿禰告送云、去夜前僧正明雲被配流伊豆国了。上卿別当、右少弁光雅等奉行也云々。可為此議者、素不可被及仗議歟。政道之体、後鑑有恥、可憐之世也。無此事濫觴者」とあり、二十一日夜には明雲が配流されたとしている(『清辨眼抄』二十二日にも「去夕、前座主明雲被流伊豆国畢」内閣文庫所蔵史籍叢刊三三三六頁)。「愚昧記」二十一日条「伝聞、前僧正明雲配流伊豆国云々」、「顕広王記」二十一日条「明雲被流伊豆国。雖無天台座主配流之例、依勅条歟。奉下上卿別当、右頭中将<sup>(藤原光能)</sup>」、「百練抄」二十一日条「前座主明雲配流伊豆国。公卿定文、依不叶時議不被下之」も同様である。これでは陣定での意見が無視されているも同前であり、まさに形式的なものであったことが分かる。右の『玉葉』でも批判的に記されている。前述の通り、明雲は謀叛とされた大衆強訴の張本人とされていた。元木泰雄<sup>②</sup>が指摘するように、「王権の中核である内裏に対する強訴が、謀叛と見なされたのである。この背後には西光の讒言があったとされるが」「嘉応の強訴と同様、王権に対する不信感から強訴は次第に攻撃的となっており、謀叛と断定された一因はそこにあったと考えられる」(二二三頁)。また「自身の権威が動揺した後白河は、大物を攻撃することで権威を見せつけようとしたのであろう。しかし、強訴の責任を座主に負わせるのは無理であり、明らかに冷静さを欠いた行動であった」(元木泰雄<sup>③</sup>二五〇頁)と読み取れるだろう。また佐々木紀一は、単に強訴への譴責ではなく、「物語に現れない、陰悪な世相、政治的暗闘、専制君主の性格等、複雑な要因が働いてゐ

た」(九三頁)とする。○太政入道モ此事角ト承ケレバ：出給ニケリ(延)「大政入道モ此事申止ト被参タリケレドモ、御風ノ氣ト被仰テ、御前ヘモ被召ザリケレバ憤リ深シテ、被出ケリ」(卷二一三ウ)。(闘)も「入道鬱深」とする点、(延)に同じ。ただし前半、「大政大臣為申<sup>(入道)</sup>。有此事<sup>(○)</sup>。帶山門。奏状并に私の書状<sup>(○)</sup>。雖令院参<sup>(○)</sup>」(下一六ウ)とし、先の書状に対応させている。(覺)も同様だが末尾「本意なげにて退出せらる」(上一六六頁)とする(「屋」も同じ)。(南)は「廿一日、太政入道モ此事申止マイラセントテ参タリケレ共、御風ノ氣トテ御前ヘモ召レネバ、御憤ノ深キニコソトテ出給ニケリ」(上一四九頁)と、二十一日に日が変わってからとする。(南)は諸本と順序がやや異なり、「二十日、公卿僉議↓改名して遠流に決定↓落首↓二十一日、清盛院参↓配所を伊豆国に決定」となる。(中)も同様に二十一日条で、「大じやうの入道も、此事なだめ申さんとて、ゐんさんせられたりけれ共、御かぜのけとて御前へもめされざりければ、いきどをりふかくて出られけり」(上一六九頁)とする。(中)は「二十日、公卿僉議↓重罪決定↓改名↓二十一日、伊豆の国に配流↓清盛院参」となる。(長)は大きく異なり、ここで大衆僉議による長文の「落書」が掲載され、それを見た清盛が院参したとする。「大政入道、是を見給ひて、尤いはれありとおもはれければ、此事申とゞめんとて、まいられたりければ、「御風氣」とおほせられて、御前へもめされざりければ、いきどをりふかくして、出られにけり」(一一二〇頁)。

なお、この落書は「告申、自大衆中可被遣入道相国許事」で始まるが、その内容は前述の(闘・盛)のものとも異なる。古記録類からは、この時点で清盛が参院を企てた様子は窺えない。この後、大衆

による明雲奪還の後、『顕広王記』五月二十五日に「雖然申時入道被入洛」、『玉葉』二十七日「入道相国今夜入洛云々」とあり、福原から京（西八条邸であろう）に入ったことが窺える。そして『玉葉』二十九日には「人伝云、昨日禅門相国参院、有御対面云々」とあり、二十八日に清盛は参院して院に対面したようである。ここから考えれば、配流が決定された時には、清盛は福原にいたと考えるのが妥当であろう。清盛が院参するも対面を果たせず退出するというのは『平家物語』の虚構であり（早川厚一、九〇—一〇頁）、この後に描かれる院との対立の伏線とも言えよう。前述の通り、二十日から二十三日にかけての記事の内容、順序は諸本によって左の通り異なる。諸本による記事の前後を示すために、〈盛〉の項目順にアルファベットを付し、諸本間の対応を示した。〈盛〉と順序が大きく異なるものは太字とした。

〈盛・朗〉	〈延・長〉	〈南〉	〈屋〉	〈寛〉	〈中〉
二十日 A 公卿僉議 B 流罪決定 C 清盛参院	二十日 A 公卿僉議 B 流罪決定 C 清盛参院	二十日 A 公卿僉議 B 流罪決定 D 明雲改名 F 落首のこと に大衆の落首意	十八日 A 公卿僉議 B 流罪決定 C 清盛参院	十八日 A 公卿僉議 B 流罪決定 C 清盛参院	二十日 A 公卿僉議 B 重罪決定

二十一日 D 明雲改名 E 伊豆国配流 決定 F 落首のこと G 西光の譏奏 が原因	二十一日 D 明雲改名 E 伊豆国配流 決定	二十一日 C 清盛参院 E 伊豆国配流 決定	二十一日 D 明雲改名 E 伊豆国配流 決定	二十一日 D 明雲改名 E 伊豆国配流 決定	二十一日 D 明雲改名 E 伊豆国配流 決定 C 清盛参院
H 檢非違使の催促 I 白川から別所へ J 大衆の呪詛 K 三塔僉議 二十三日	H 檢非違使の催促 I 白川から別所へ J 大衆の呪詛 K 三塔僉議 二十三日	H 檢非違使の催促 I 白川から別所へ J 大衆の呪詛 K 三塔僉議 二十三日	H 官人の催促 I 白川から別所へ J 大衆の呪詛 二十三日	H 官人の催促 I 白川から別所へ J 大衆の呪詛 二十三日	H 官人の催促 I 白川から別所へ J 大衆の呪詛 二十三日
L 別所を立出 粟津の国分寺へ 到着	L 別所を立出 白川を立出 日暮れに別所到着	L 別所を立出 粟津の国分寺へ	L 別所を立出 （伊豆国に配流）	L 別所を立出	L 別所を立出

【引用研究文献】

- \* 上横手雅敬「平氏政権の諸段階」〔中世日本の諸相 上巻〕吉川弘文館一九八九・4）
- \* 遠藤光正「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）」〔大東文化大学東洋研究七七号、一九八六・1）
- \* 大隅和雄『愚管抄を読む』（平凡社一九八六・5。講談社学術文庫一九九九・6再刊。引用は後者による）
- \* 佐々木紀一「語られなかった歴史―『平家物語』『山門強訴』から『西光被斬』まで―」（文学、二〇〇二・7）
- \* 下郡剛「後白河院の定位置―公卿議定制の検討を中心に―」（日本史研究四〇二号、一九九六・2。『後白河院政の研究』吉川弘文館一九九九・8再録。引用は後者による）

- \* 早川厚一『平家物語』の後白河院―清水寺炎上から法印問答をめぐって―(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇三一巻一号)、一九九四・7)
- \* 船田淳一「中世神道論における冥と顕―慈遍の著作を中心に―」(池見澄隆編『冥顕論―日本人の精神史―』法蔵館二〇二二・3)
- \* 松田宣史『源平盛衰記』の成立圏(中世文学三三三号、一九八八・6。『比叡山仏教説話研究―序説―』三弥井書店二〇〇三・再録。引用は後者による)
- \* 美川圭①『院政』(中央公論新社二〇〇六・10)
- \* 美川圭②「公卿議定制から見る院政の成立」(史林六九巻四号、一九八六・7。『院政の研究』臨川書店一九九六・再録。引用は後者による)
- \* 源健一郎「源平盛衰記と天台圏―青蓮院門跡関与説の検証―」(中世文学四九号、二〇〇四・6)
- \* 美濃部重克「隱喩的文学」としての『平家物語』―巻一「座主流」を中心に―(伝承文学研究五五号、二〇〇六・8。『観想 平家物語』三弥井書店二〇二二・9再録。引用は後者による)
- \* 元木泰雄①「後白河院と平氏」(古代学協会編『後白河院―動乱期の天皇―』吉川弘文館一九九三・3。『院政期政治史研究』思文閣出版一九九六・2再録。引用は後者による)
- \* 元木泰雄②『平清盛の闘い 幻の中世国家』(角川書店二〇〇一・2。増補版角川ソフィア文庫二〇一一・再刊。引用は後者による)
- \* 元木泰雄③『平清盛と後白河院』(角川学芸出版二〇二二・3)
- \* 山内洋一郎『本邦類書 玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』(汲古書院二〇二二・5)
- 廿一日ニ<sup>1</sup>前座主明雲僧止ヲバ、<sup>2</sup>大納言大夫<sup>3</sup>藤原ノ松枝ト名ヲ改テ、伊豆国ヘ流罪ト<sup>4</sup>定ル。係ケレバ山門ナヲ騒動シテ、又神輿ヲ振奉ベシト聞エケレバ、御輿ヲ<sup>5</sup>下シ奉ラントテ、西坂本ノ坂口、此彼<sup>6</sup>松木ヲ切持テ行テ、<sup>7</sup>逆木ニコソ引タリケレ。最<sup>8</sup>ヲカシク見エシ。イカナル者ノ<sup>9</sup>読タルヤラン、門ノ柱ニ<sup>10</sup>御改名ヲ添テ、
- 松枝ハ皆サカモギニ切ハテ、<sup>11</sup>山ニハガスニスル者モナシ
- <sup>12</sup>寺法師ノ所行トゾ申ケル。座主ノ流罪ノ事、人々諫申ケレ共、西光法師ガ<sup>13</sup>無実ノ讒奏ニ<sup>14</sup>依テカク被レ行ケリ。今夜都ヲ<sup>15</sup>出奉ラント、宣旨稠シカリケレバ、<sup>16</sup>追立ノ<sup>17</sup>檢<sup>18</sup>ニ<sup>19</sup>非違使、<sup>20</sup>白河高畠ノ御坊ニ<sup>21</sup>參テ責申ケリ。座主ハ<sup>22</sup>白河ノ御所ヲ出給テ、粟田口ノ<sup>23</sup>辺、一切経ノ別所ヘ<sup>24</sup>出サセ給ケリ。大衆<sup>25</sup>聞<sup>26</sup>之、西光法師父子ガ<sup>27</sup>名ヲ書テ、<sup>28</sup>根本中堂ニ<sup>29</sup>御座ス金毘羅大将ノ御足ノ下ニ<sup>30</sup>踏奉テ、「十二<sup>31</sup>神将、七千夜叉、東西満山<sup>32</sup>護法聖衆、山王七社、両所三聖、時刻ヲ廻サズ召捕給ヘ」ト<sup>33</sup>呪咀シケルコソ懼シケレ。又大講堂ノ庭ニ<sup>34</sup>塔会合シテ僉議シケリ。「伝教・慈覚・

智証大師ノ御事ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、義真和尚ヨリ已<sub>レ</sub>来五十五代、イマダ天台座主流罪ノ例ヲ聞<sub>ス</sub>。末代ト云トモ、争カ吾山ニ疵ヲバ可<sub>レ</sub>付心憂事也。天下ヲ闇ニ成<sub>ベシ</sub>」ナンドヲメキ叫<sub>フ</sub>ト聞エケリ。

【校異】1〈近〉「せんざす」、〈蓬〉「前座主」、〈静〉「前座主」。2〈近〉「大なごんのたゆふ」、〈蓬〉「大納大夫」とし、「納」の下に補入符あり。右に「言」を傍記。〈静〉「大納言大夫」。3〈蓬〉「藤井の松枝と」、〈静〉「藤井の松枝と」。4〈近〉「さためらる」。5〈静〉「下し奉しとて」。6〈近〉「まつの木を」。7〈近〉「さかもきにこそ」、〈蓬〉「さかも木にこそ」、〈静〉「逆茂木にこそ」。8〈近・蓬〉「おかしくそ」、〈静〉「をかしくそ」。9〈蓬・静〉「よみたりけるやらん」。〈蓬〉「御改名を」。11〈近・静〉「山ニハ」より改行。12〈近〉「てらばうしの」。13〈近〉「無実ノ」なし。14〈近〉「よつて」、〈蓬・静〉「よりて」。15〈蓬〉「出し奉れと」、〈静〉「出し奉れと」。16〈近〉「をつたての」、〈蓬・静〉「追立の」。17〈近〉「けびいし」、〈蓬〉「検非違使」、〈静〉「検非違使」。18〈近〉「しらかい」、〈蓬〉「白川」。19〈近・蓬〉「まいって」、〈静〉「まいりて」。20〈蓬〉「白川の」。21〈蓬・静〉「出させ給にけり」。22〈近〉「これをき」、〈蓬〉「これをき」、〈静〉「これを聞いて」。23〈蓬〉「名字を」、〈静〉「名字を」。24〈近〉「こんぼんちうたうに」。25〈近〉「おはします」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。26〈近〉「ふませたてまつて」、〈蓬〉「ふませ奉りて」。27〈近〉「七せんやしや」、〈蓬〉「七千夜叉」、〈静〉「七千夜叉」。28〈蓬〉「護法聖衆」。29〈蓬〉「呪詛しけるこそ」。30〈蓬・静〉「以来」。31〈近〉「てんだいざす」、〈蓬〉「天台座主」、〈静〉「天台座主」。32〈蓬〉「我山に」、〈静〉「我山に」。33〈近〉「くらやみに」、〈蓬〉「闇に」、〈静〉「闇に」。34〈近〉「なすへしなと」。

【注解】○廿一日二前座主明雲僧正ヲバ、大納言大夫藤原ノ松枝ト名ヲ改テ、伊豆国ヘ流罪ト定ル 明雲は還俗させられた上で、配流となつた。〈略解〉は『僧尼令』「凡僧尼有<sub>レ</sub>犯、准<sub>ス</sub>格律、合<sub>テ</sub>徒年以上<sub>一</sub>者還俗」許<sub>下</sub>以<sub>中</sub>「告牒」当<sub>中</sub>「徒一年」を引く（一八二頁）。

他の諸本には還俗のことが明記される。〈鬪〉「廿一日前座主明雲僧正令<sub>レ</sub>還俗」付<sub>ト</sub>云<sub>〇</sub>。大納言大夫藤井の松枝<sub>〇</sub>俗名<sub>〇</sub>可<sub>レ</sub>被流伊豆国<sub>〇</sub>定<sub>レ</sub>（二下—一六ウ）。「廿一日、前座主明雲僧正ヲバ、僧ノ流罪セラル、例トテ、度縁ヲ被召返<sub>テ</sub>、大納言大夫藤井松枝ト云俗名ヲ付テ、伊豆国ヘ可<sub>レ</sub>被流<sub>之</sub>由被宣<sub>ト</sub>」（卷二—三ウ）。「長」も同じ。これらに対して、改名を二十一日より前のことに記すのが〈南・屋・覚・中〉。「僧を罪する習として、土田を召し返し、還俗せさせたてまつり、大納言大輔藤井の松枝と俗名をぞつけられける」（〈覚〉

上—六六頁）とした後、〈中〉は「おなじき廿一日に、せんざすすにいつの国へながされ給ふべしときこえしかば」（上—六九頁）とする。これに対して〈屋・覚〉は「此明雲と申は、村上天皇第七の皇子、具平親王より六代の御末」（〈覚〉六六頁）以下、明雲の経歴、僧名についての逸話などが入った後に、〈屋〉「同廿二日、前座主可<sub>レ</sub>被流給ベシト聞ヘケレバ」（九八頁）、〈覚〉「同廿一日、配所伊豆国と定らる」（六七頁）とする。〈屋〉は配所を示さず、また二十二日とするのは単に二十一日を誤ったものか。〈南〉は前述の通り、二十日条の公卿僉議に続けて、改名のこと、落首の逸話を挟んで、二十一日になり、「同日前座主、伊豆国ヘト配所ヲ定ラル」（上—一四九頁）とする。前掲「法皇ノ御憤深カリケレバ、終ニ流罪ニ定ケリ」項であげたように、古記録によれば二十一日に配流先は伊豆国と定められたようである。『玉

葉』五月二十二日条「隆職宿禰告送云、去夜前僧正明雲被配流伊豆国了。上卿别当、右少弁光雅等奉行也云々」、『清辨眼抄』二十二日「去夕、前座主明雲被流伊豆国畢」、『愚昧記』二十一日条「伝聞、前僧正明雲配流伊豆国云々」、『百練抄』二十一日条「前座主明雲配流伊豆国」、『顕広王記』二十一日条「明雲被流伊豆国」。雖無天台座主配流之例、依勅定敷。奉下上卿别当、右頭中將<sup>(藤原光能)</sup>。『愚昧記』は右掲箇所に続けて「上卿别当〈忠親〉・職事光能朝臣仰之。上卿仰右少弁光雅令作官符云々。領送使用尉云々。仍上卿相尋子細之処、官申云、惠信僧正之例云々。僧正是准大臣云々。此事可尋敷」とある。これによれば配流にあたる責任者が検非違使別当の藤原忠親、職務にあたったのが藤原光能であった。護送する領送使には検非違使尉を用いたという。「僧正是准大臣」とあるのは、領送使に「志」（検非違使の志<sup>||</sup>衛門志）ではなく「尉」（検非違使の尉<sup>||</sup>衛門尉）があたったことを言う。すなわち、『兵範記』保元元年八月三日にある保元の乱後の処分の記事に、「正四位下」(『兵範記』仁平二年四月五日条)であった源成雅配流の際には「志兼成」があてられ、「従五位下」(『兵範記』久安五年十月十九日条)であった藤原経憲には「志能景」があてられていることを見ると、四位以下の護送には「志」が用いられたことがわかる。一方、長徳年間の藤原高家の場合は「右衛門尉」(『小右記』長徳二年五月五日条)、保元年間の藤原兼長・師長の場合は「右衛門尉」(『兵範記』保元元年八月三日条)などのように、三位以上の公卿の場合は「尉」があてられている。「大納言大夫」として配流される明雲は、大夫すなわち五位の扱いなので本来は「志」が領送使になるはずであるが、僧正であったために大臣

に准じて「尉」を領送使に任命したと言うことであろう。また、『愚昧記』に「官申云惠信僧正之例云々」とあるのは、これまで天台座主で流罪に処された者がいないため、准ずべき先例として仁安二年(一一六七)五月十五日に興福寺別当惠信が伊豆に流された例を持ち出したことを指す。惠信は藤原忠通の息で興福寺別当であったが、興福寺大衆との対立から抗争に発展し、伊豆国に流罪に処せられた。盛では巻二「山僧燒清水寺」に既出。来歴については本全釈七―五七頁「法務僧正惠信」項参照。惠信も還俗の上で配流されている。すなわち、『兵範記』仁安二年五月十三日「今夕有陣定」、十五日「宜仰彼省先令還俗者、省宜承知、依宣行之」とある。なお、明雲の改名については古記録には確認できない。〈盛〉(〈底・近〉「藤原」・「蓬・静」・「藤井」)以外は「大納言大夫(大輔)藤井松枝」とする。ところで「大納言大夫」は、文字通りの意味は「大納言の五位」であり、官位相当に合わない奇妙な表現である。例えば、藤原忠親参内の際の扈從殿上人の中に権大納言藤原宗能の子の光能と思われる人物が見え、「参内、扈從殿上人左中将光忠朝臣、中務大輔季家朝臣、治部大輔雅頼頼、相模権守頼定、中御門大納言大夫光能」(『山槐記』仁平二年三月十六日条)とあり、「大納言大夫」と記されている。光能がもし、それなりの官職を持っていたら当然その官職で呼ばれたであろうから、光能はそのような官職を持たなかったものと推測できる。光能は、五位を意味する「大夫」に加え、彼を識別する呼称として父である「中御門大納言」が付されたのであろう。明雲が「大納言大夫」とされたということは、配流のため還俗させるに当たって、五位という貴族の身分の保持は認められ、父大納言源顕通にちなみ「大納言大夫」とさ

れたのであろう。なお、〈集成〉が「大納言の大夫」は父大納言顕通にちなむ俗名。「藤井」は特にこのような時の追放名に用いられた。

藤井元彦（法然）・藤井善信（親鸞）などの例がある（上一—一三頁）とするように、「藤井」が正しいのだろう。○係ケレバ山門ナヲ騒

動シテ：最ヲカシク見エシ 〈鬪・延・長・南・屋・覚・中〉なし。〈鬪・延・長・盛・南・屋・覚・中〉は十二日にも大衆参洛の風聞があった。

大衆下洛の噂は、『顕広王記』五月十一日、『玉葉』十三日・十四日条に見える。また『愚昧記』十六日条には、十七日の明け方に山門の大衆が下洛して明雲有免の裁許を得ない限り帰山しないと云っているという。度々大衆下洛の噂がもたらされていたのだろう。「逆木」は次の和歌の「逆茂木」のことで、「木の枝の先端をすべて鋭くとがらしたのを上にさし、または、柵に結んで敵を防ぐのに用いるもの」（〈日国大〉）。明雲配流に反発した大衆が、神輿を振り下ろすという噂が立つたため、西坂本では松を切って逆茂木にしてそれを防ごうとしたという。おそらく、次の落首に併せて創作された逸話であろう。明雲の還俗名と同じ「松枝」を逆茂木にしたことを「ヲカシク」と評している。

○イカナル者ノ読タルヤラン、門ノ柱ニ御改名ヲ添テ：寺法師ノ所行トゾ申ケル 〈屋・覚・中〉なし。〈鬪〉「其時京童部読」歌笑者」（二下—一八ウ）。〈延〉「其時イカナル者カ読タリケン。札ニ書テ立タリケリ」（巻一—一三ウ）とする。〈長〉もほぼ同じ。〈南〉「如何ナル者カ読タリケン。其比ノ歌ナリケリ」（上一—四九頁）とする。「寺法師ノ所行」とするのは〈盛〉のみ。山門の騒動を嘲笑した内容から、山門との確執関係にある三井寺の法師が書き付けたものと解釈したのであろう。なお、落首を門の柱に書き付けたとする点、巻一の「札ニ書テ

清水寺ノ大門ニ立テ」の注解参照。○松枝ハ皆サカモギニ切ハテ、

山ニハザスニスル者モナシ 「ザス」は「座主」と「扱首」を掛ける。

「扱首」は「梁の上に二本の材を合掌形に組み合わせ、中央に束を立てたもの」（日国大）。「松の枝をすべて逆茂木にするために切り尽くしたので、山には扱首にする材がない」という意に、明雲（松枝）

がいなくなつて、比叡山には座主にする者がいない」の意を掛けた。

第二句〈長〉「みなさかむきに」、第三句〈鬪〉「斲終」、〈長〉「なりはて」、第四句〈鬪〉「山者扱首」、第五句〈鬪〉「為者無」、〈延・南〉

「スベキモノナシ」、〈長〉「する物ぞなき」。○座主ノ流罪ノ事、人々諫申ケレ共、西光法師ガ無実ノ譏奏ニ依テカク被行ケリ 西光の譏奏

によるといふのは、ほとんどの諸本に共通。大衆による西光の呪詛、そして西光の斬首へと繋がる。〈延〉「皆人傾申ケレドモ、西光法師ガ無実ノ譏奏ニヨリテカク被行ケリ」。〈鬪・長・南・屋・覚〉もほぼ

同じ。ただし、前述の通り〈延・長〉は落首の前に記される。また、〈中〉は「人々やうくに申されけれ共かなはず」（六九頁）とするの

みで、西光の譏奏には触れない。○今夜都ヲ出奉ラント、宣旨稠シカリケレバ、追立ノ檢非違使、白河高畠ノ御坊ニ参テ責申ケリ 〈鬪〉

「今夜奉出都院宣穰重追立。檢非違使参白川。御坊」申者」（二下—七オ）、〈延〉「今夜都ヲ出シ奉」ト院宣キヒシクテ、追立ノ檢非違使、

白川ノ御坊ニ参テ、其由ヲ申ケレバ」（巻一—一四オ）、〈覚〉「やがてけふ都のうちを追ひ出さるべしとて、追立の官人、白河の御坊にむかッ

て追ひ奉る」（上—六七頁）など、小異あるが諸本ほぼ同様。「稠」は〈名義抄〉「キビシシゲシ ヒトシ」（法下—二）、「キビシ」（法下

二四）。「多い」の意で、〈鬪〉「穰重」も同様。今夜中に都を出るよう

にとの院からの催促が頻りにあったことを言う。「宣旨」とするのは〈盛〉のみ。「院宣」とするのが〈鬮・延・長・屋〉。文脈では「院宣」がよいか。院宣といってもここでは文書ではなく、一刻も早く都を出て行くように院から指示があったことを示しているのだろう。「追立ノ檢非違使」については〈鬮・延・長〉も同様だが、〈南〉は「檢非違使」、〈屋・覚・中〉は「追立の官人」。次に、「白河高阜ノ御坊」とするのは〈盛〉のみ。他はすべて「白河の(御)坊」。この「白河の御坊」を、〈略解〉〈全注釈〉〈集成〉〈新大系〉ともに「比叡山東塔の青蓮院の里坊」で、すなわち「現在の粟田口の青蓮院にあたる」とするが、明雲は梶井門跡であり、青蓮院に居住していたとは考えがたい。

〈延全注釈〉は「現東山区高畑町(三条通白河筋西入)にあった、明雲の別房」高阜御房とする。〈平凡社地名・京都市〉「高畑町」に、「この地は天台座主明雲(承澄)の別房、高畑御房(小川に沿っていたので小川房ともいわれる)の旧跡とされ、明雲は高畑座主、また高畑の僧正といわれた」(三一七頁)とある。この高阜御房であろう。古記録では、解任された明雲が厳しい譴責を受けていたことが知られるが、この高阜御坊に拘留されていたか。『愚昧記』五月八日条に「予參七宮之間、過前座主明雲房、見之皆閉門、使庁之輩少々在之。北門前引大幕」とある。この時覚快(七宮)がいたのが青蓮院門跡で、そこに向かう途中に明雲の御房の前を通ったのだろう(松下健二、四九頁)。この「明雲房」が白川の高阜御坊か。『天台座主記』(第一書房一九七三・四)「法印明雲」項の仁安二年二月二十一日条には「於白川房請宣命」とあり、「白川房」の頭注に「東山、号三条座主、後移三条高阜」(一〇二頁)とある。○座主ハ白河ノ御

所ヲ出給テ、粟田口ノ辺、一切経ノ別所へ出サセ給ケリ(〈覚〉「僧正なくく御坊を出て、粟田口のとおり、一切経の別所へいらせ給ふ」(上―六七頁))。〈屋〉も同じ。〈鬮・南・中〉も同様。これに對して、〈延・長〉はここで一切経の別所に移ったという記述はない。〈延〉「廿三日、白川御坊ヲ出サセ給テ伊豆国ノ配所へ趣キ給フ、御有様コソ悲ケレ」(卷一―四オ)。〈長〉「廿一日、白河の坊を出給ひて、伊豆の国のはい所へおもむきたまふ御ありさまこそかなしけれ」(1―二二頁)。〈延・長〉はほぼ同文であるが、〈長〉は「廿一日」の日付が重出し、〈延〉は諸本と異なり「廿三日」に出立したとする。この辺りは記事の順序も前後している(前掲表参照)。〈延・長〉は二十一日に檢非違使の催促があり、二十三日(〈長〉は二十一日)に白川御坊を出立、日暮れに別所に到着となるのに對し、〈盛〉は二十一日に檢非違使の催促があり、白川御坊を出立、別所に向かい、二十三日に別所を出立となる。〈長〉は〈延〉のような記述を元にしなから、「廿三日」を諸本と同じ「廿一日」に改めたか。『百練抄』五月二十一日条「今夜出本房、經廻一切経谷辺云々」、『清辨眼抄』二十二日条「去夕、前座主明雲被流伊豆国」畢。追使志重成自「白河房相副向」一切経別所。重成猶相副譴責云々(内閣文庫所蔵史籍叢刊三―三六頁)とあるように、二十一日のうちに別所に移ったのであろう。また日光天海蔵『六即義案立(草木成仏)』は、「吾山座主明雲座主蒙勅勸出三条御所遷粟田口一切経別所。其時龍禪院僧正顯真及深更召真仁全一人參入粟田口別所」(松田宣史一〇二頁)との記事を引く。粟田口は現在の東山区から山科区への出口にあたり、京都七口の中でも東国へと通じる要衝であった。檢非違使に追い立てられて、

粟田口を越え一切経の別所へ移ったというのは、ここから京の外部であるとの認識があったからだろう。『清辨眼抄』所引「後清録記」では、応保二年（一一六二）に源資賢、平時忠らが流罪になった記事で、「追出京外了。西国至于七条朱雀之边、東国北陸道者粟田口之边也。此近辺領送使自先在之。官符持向。取官符讀聞流人之後、賜官符於領送使」。其次領送使請「取流人了」（内閣文庫所藏史籍叢刊三―三四〇頁）とあり、粟田口で領送使が流人を引き取る手続きになっていたことがうかがえる。「澄憲賜血脈」の注解「但追立ノ官人兩送使等有ナレバ、取得奉ラン事難有カラシカ」参照。『平家物語』腰越で「大臣殿は、九郎大夫の判官に具せられて、七日のあかつき粟田口を過ぎ給へば、大内山、雲井のよそにへだりぬ。関の清水を見給て、なく／＼かうぞ詠じ給ひける。都をばけふをかぎりのせきみづにまたあふさかのかけやうつさむ」（『覚』下―三二一―三二二頁）とあるところからも、粟田口、関の清水の二箇所が京と東国を隔てる地点と認識されていたことがわかる。その「関の清水」も次節で触れられる。粟田口から東山を越えて山階盆地に入ったところを一切経谷という。「粟田口ノ辺」とあるから、この辺りも含めて粟田口と認識されているのだろう。円仁がここに一切経堂を建立したとされる（平凡社地名・京都市）三三六頁）。「一切経ノ別所」がどのようなものであったか未詳だが、頼阿『草庵集』一一八一番歌詞書に「六条中納言世をのがれて一切経谷にすまれ侍りしに」とある。○大衆聞之、西光法師父子ガ名ヲ書テ、ト呪咀シケルコソ懼シケレ（『闘』「衆徒聞」此書）西光父子ノ名字ヲ奉踏立、根本中堂ノ金毘羅大将御足ノ下ニ十二神将七千夜又不同時剋召、取彼等二人之命、給耶、呪咀懼（一）下

一七オ）。〈南〉も近い。〈延・長〉「衆徒是ヲ聞テ西光法師父子ガ名字ヲ書ツ、根本中堂ニ御坐ス十二神ノ寅神ニ当リ給ヘル金毘羅大将ノ御足ノ下ニフマセ奉テ、『十二神将七千夜又、時剋ヲ廻サズ西光師高父子ガ一魂ヲ召取給へ』ト呪咀シケルコソ聞モ怖シケレ」（『延』巻二―四オ）。〈延・長〉ともに、この一節を検非違使による追い立ての前に記す。〈屋・覚・中〉「山門には、『せんずる処、我等が敵は、西光父子に過たる者なし』とて、彼等親子が名字をかひて、根本中堂におはします十二神将のうち、金毘羅大将の左の御足のしたに踏ませ奉り、『十二神将七千夜又、時刻をめぐらさず西光父子が命を召しとり給へや』と、おめきさけんで呪咀しけるこそ、聞もおそろしけれ」（『覚』上―六七―六八頁）。金毘羅大将は、薬師十二神将の一つ。金毘羅とも訳される。また、毘沙門天と同一とする説もある。『阿婆縛抄』「又云、師私説、金毘羅者、即是毘沙門同名歟」（大正蔵図像部八一―一〇五〇頁）。十二神将は、『薬師琉璃光如来本願功德経』などの薬師如来を説く教典に説かれる、薬師の十二の大願を守護する神である。ここに、『大方等大集経』に説かれる、閻浮提の内を遊行する十二支と結び付けられたと考えられる。『薬師如来講式』には「薬師十二神将もまた昼夜十二時、十二の日、十二の月を交互に司り、閻浮提州の一切衆生を守護すると説かれている」（中野照男二〇頁）。七千夜又はその眷属。『薬師琉璃光如来本願功德経』「爾時衆中有十二薬又大将俱在（公坐）。所謂 宮毘羅大将 伐折羅大将（中略）招杜羅大将 毘羯羅大将 此十二薬又大将。一一各有七千薬又以為眷属」（大正蔵十四―四〇八頁）。このことは広く知られ、金沢文庫蔵「十二神将尺」〔殊ニ随ガヘ七千眷属ヲ、引率シテ無数薬又（中略）薬師伊王モ日光

月光モ十二神将モ七千夜又モ此経ヲバ皆捧頭ニ(『金沢文庫図録』十二神将)、『宴曲集』不老不死「凡不老不死の利益 薬師の十二天願 十二神将の擁護なれば 始宮毘羅大将よりや(中略)をのをの七千の眷属と 君をぞ守りたてまつらむ」(中世の文学『早歌全詞集』五六—五七頁)などと説かれる。十二神将の形像は、台密系と東密系によって、またそれぞれにおいても一定ではなく、十二神将と十二支との対応についても定まっていない。〈延〉は「十二神ノ寅神ニ当リ給ヘル金毘羅大将」とするが、『阿婆縛抄』には、「一説、金毘羅亥也」「一説、金毘羅寅」「一説、金毘羅丑也」「一説、金毘羅子也」(大正新修大藏经図像部八一—一〇五〇頁)の四説が挙げられている。ただし十二神将は単なる時間・方角の番人でなく、「七仏薬師法の核心といえる結願作法において十二神将が、特筆すべき呪的役割を担っていた」ことも指摘されている(山本ひろ子九六頁)。根本中堂の十二神将像については、『叡岳要記』上「根本一乗止観院」に「十二神将像〈各立高三尺五寸、並綵色〉 本願主関白准三后太政大臣道長。口伝云、大相国男女子息十二人也。相配其数、為祈榮祿造。治安三年十一月十四日供養。座主院源、導師興福寺永超僧都(群書二四—五一〇頁)、『九院仏閣抄』に「一、十二神将像事 各立高三尺五寸、並綵色。本願主関白准三后太政大臣道長(号)御堂関白」。西方院座主院源僧止記云、〈寅〉宮毘羅大将〈青色〉。左手差目影。右手提鉢。〈後略〉(群書二四—五八三頁)」とあるように、治安三年(一〇三三)に藤原道長の発願により造立されたとする。また『阿婆縛抄』には「治安元年七月九日、入道大相国奉造十二神将(座主大僧正慶命化賢哲之図様)並廻愚謹之思慮、瑠璃壇次第安之。仍聊記之貽後葉矣云々」

(大正藏図像部八一—一〇五〇頁)とする。なお、山王神道においては、金毘羅は十二神将の中でも特別な位置づけがなされていたと考えられる。『山家要略記』卷一「山王者月氏靈山地主明神事」では、「顕密内証義曰(山王院御釈)、伝聞、日吉山王者、西天靈山地主明神、即金毘羅神也。随一乗妙法之東漸、顯三國心化之靈神已上」(続天台宗全書神道一—四頁)とされるように、日吉山王(西天靈山地主明神)金毘羅神とする解釈があった。また、同卷六「日吉山王者、西天靈山地主金毘羅神事」では、「口決云、金毘羅神者、十二神将中ノ宮毘羅神云云。依之五大院口決云、宮毘羅神死時、釈迦始来垂迹也云云。一行口決云、宮毘羅神、弥勒垂迹云云。(後略)」「(九二頁)とあるように、本地釈迦説(五大院説)と本地弥勒説(一行説)が行われているのである。一方で説話世界においては、薬師如来の使い、あるいは十二神将の代表として描かれることが多い。『山王絵詞』卷七—一「覚尊上人は、法花三昧を修して六牙の白象を感見したりける上、根本中堂薬師如来、金毘羅将をつかはして擁護し給ける聖也」(続天台宗全書四四三頁。『日吉山王利生記』卷六—一にも同話あり)、『八幡愚童訓』乙本上「根本中堂の七仏薬師は手斧ごとになづき、金毘羅大将の御歴今にあたゝか也」(日本思想大系『神社縁起』二二三頁)、『神道集』第四十九「北野天神事」浄蔵法師力尽シテ祈給ゾ哀ナル。般若心経三巻読テ、天衆地類ニ廻向奉リ、薬師経ノ金毘羅大将ト打拳テ、千手廿八部衆ト詞バサヤカニ屈請セラレケレバ」(神道大系二五八頁)、『法華経直談抄』安楽行品「乙護法ハ皇慶ノ形見ニセントテ、中堂ノ内陣へ走り入テ錫杖ヲ取テ行ク処ヲ、十二神ノ中ノ毘羅神追懸テ取り帰ス時キ、輪計リ取テ逃タリ」(『法華直談抄』三妙法院藏本)へ臨川書

店一九八九）七三三頁）など。『平家物語』でも調伏の呪法を修する上で、十二神将の代表格たる金毘羅大将が取り上げられているのだから。○十二神将、七千夜叉、東西満山護法聖衆、山王七社、両所三聖（鬨・延・長・南・屋・覚・中）いずれも「十二神将、七千夜叉」とするのみで、「東西満山護法聖衆、山王七社、両所三聖」は（盛）の独自異文。「十二神将、七千夜叉」については前項参照。「東西満山護法聖衆」は「平家山門連署」で平家が山門に助力を請うために送った願書の中に見られる。（盛）巻三十・平家延曆寺願書「仰願山王七社王子眷属、東西満山護法聖衆、十二天願医王善逝、日光月光十二神将」（四一三三七頁）。諸本もほぼ同文。東塔と西塔すなわち叡山すべての仏法の守護神・菩薩達の意。「両所三聖」は日吉社の大宮・二宮・聖真子。『耀天記』「両所三聖事」に、もとは大宮・二宮を両所と言ったが、聖真子の神殿が広大となったため、三聖と称されるようになったとする説を挙げる（神道大系・日吉八四頁）。「山王垂跡」の注解「三聖并三宮奉下神輿」（二二一—二六頁）を参照。『言泉集』には、忠胤の説法に、「両所三聖殊に擁護我山」（『安居院唱導集 上巻』八六頁）などと見られ、この頃以降頻出する。山王七社に両所三聖の三社も含

## 【引用研究文献】

\* 中野照男『十二神将像』（日本の美術三八一—一九九八・二）

\* 松下健二「明雲流罪事件の再検討——『源平鬨諍録』所引の平清盛宛書状等をもとに——」（人文（学習院大学人文科学研究所）一四号、二〇一六・三）

\* 松田宣史「安居院流の主張「車中の口決」「官兵の右手」と背景」（『唱導文学研究』第七集、二〇〇九・五。『天台宗惠檀両流の僧と唱導』三弥井書店二〇一五・再録。引用は後者による）

\* 山本ひろ子「使霊たちの世界——中世叡山の十二神将をめぐる——」（日本の美術三八一—一九九八・二）

まれるため、「山王七社、両所三聖」は重複の感がある。日吉の神々を表す四字句を、とりあえず並べたものである。あまり用例を見ないが、（盛）では他に巻十一・静憲鳥羽殿参に「伊勢太神宮、八幡大菩薩、殊ニハ君ノ憑ミ思召ル、山王七社、両所三聖、ヨモ捨果進セ給ハジ」（二一—二七〇—二七一頁）がある。またこの後の明雲奪還の場面で、（鬨・延・長・盛・南・覚）に「両所三聖定テ照覧シ給ラム」（延）巻二七（七〇）とあるところが、（屋・中）に「両所三聖、山王七社定テ照覧シ給ラム」（屋）一〇五頁とある。○又大講堂ノ庭三塔会合シテ僉議シケリ：ナンドラメキ叫ブト聞エケリ（鬨・南）ほぼ同じ。（延・長・屋・覚・中）なし。明雲は天台座主初代義真から数えて第五十五代。座主流罪の前例なく、前掲のごとく『玉葉』五月二十二日条に「可為此議者、素不可被及仗議。政道之体、後鑑有恥、可憐之世也。無此事濫觴者」とする。三塔の僉議については、巻四・豪雲僉議に「三塔ノ僉議ト申事ハ、大講堂ノ庭三千人ノ衆徒会合シテ：」（一—二四八頁）とあった。本全釈二一—八二—八三頁「三塔ノ僉議ト申事ハ、大講堂ノ庭三千人ノ衆徒会合シテ：」項参照。

〔五〕廿三日ニ、座主一切経ノ別所ヲ出テ配所ヘ、赴給フ。慈覚大師ノ自造給ヘル如意輪ノ御像バカリヲ、泣々御頸ニ被懸ケル。朝夕ニ見馴給ヘル御弟子一人モ不奉レ付、門徒ノ大衆モ不レ參。御覽ジモ知ヌ武士ニ伴テ出給ケル御有様、ヨソノ袂モ絞ケリ。被レ召タル馬ハ、浅猿キ野馬ニ、ケシカル鞍具足也。彼粟田口、両葉山、四宮川原ヲ打過テ、影モ涼シキ会坂ノ関ノ清水ヲ過越テ、粟津ノ浦ニ出給。漫々タル海上ニ、山田、矢橋ノ渡舟、漕ハカレケル有様モ、渺々タル浦路ノ、志賀・坂本ニ立煙、空ニ消ユク景氣マデ、我身ノ上トゾ思召。無動寺ノ御本坊、根本中堂ノ杉ノ本、遥ニ顧給テ、御名残コソ惜カリケメ。汀ニ遊ニ鷗鳥、群居テ思ヤナカルラン。唐崎ノ一松、友ナキ事ヲヤ歎ラン。此レヲ見、彼レヲミ給テモ、唯香染ノ御衣ヲ被レ絞ケル。角テ暫ク粟津ノ国分寺ノ毘沙門堂ニ立入給ヘリ。

【校異】 1 〈蓬・静〉「趣給ふ」。2 〈蓬〉「御像はかりそ」。3 〈近〉「御くひにそ」。4 〈近〉「あさゆふに」。5 〈蓬・静〉「朝夕に」。5 〈蓬〉「門徒大衆も」。6 〈蓬〉「友なひて」。7 〈静〉「余の」。8 〈静〉「浅増き」。9 〈蓬〉「野野馬に」とし、最初の「野」に「静」朝夕に」。10 〈近〉「あまはやま」とし、「あま」の右に「おと」を傍記。〈蓬・静〉「両葉山」。11 〈蓬〉「四の宮河原を」。〈静〉「四宮河原を」。12 〈蓬〉「逢坂の関の」。13 〈近・静〉「しみつを」。14 〈近〉「やはせの」。15 〈近・蓬〉「こきわかれる」。〈静〉「漕わかれる」。16 〈静〉「御本房」。17 〈蓬〉「下」。18 〈蓬〉「かへりみ給ても」。〈静〉「顧給ても」。19 〈近〉「かもめ」。〈蓬・静〉「鷗鳥」。20 〈蓬〉「なからむ」。21 〈近〉「み給ふても」。22 〈近〉「御ころもをそ」。〈静〉「御衣をそ」。23 〈近〉「びしゃもんだうに」。〈蓬〉「毘沙門堂に」。〈静〉「毘沙門堂」。24 〈蓬〉「入給へり」。

【注解】 ○廿三日ニ、座主一切経ノ別所ヲ出テ配所ヘ赴給フ。〈覚〉「同廿三日、一切経の別所より配所へおもむき給けり」(六八頁)。〈鬮・南・屋・中〉も同じ。前述の通り、〈延〉では、明雲はいまだ白川御坊を出ていないことになっているので、「廿三日、白川御坊ヲ出サセ給テ伊豆国ノ配所ヘ趣キ給フ御有様コソ悲ケレ」(卷二一四オ)とする(〈長〉はほぼ同文だが「廿一日」とする)。前掲座主ハ白河ノ御所ヲ出給テ、粟田口ノ辺、一切経ノ別所ヘ出サセ給ケリ」項で引いたように、『百練抄』『清解眼抄』からは二十一日に一切経の別所に移ったことが確認されるので、その後二十三日に出立し勢田に差し掛かったところで奪還されたことになる。○慈覚大師ノ自造給ヘル如意輪ノ御像バカリヲ、泣々御頸ニ被懸ケル。〈盛〉の独自異文。慈覚大師円仁が造つ

たという如意輪観音像は未詳。なお、円仁は横川に観音・不動尊・毘沙門の三尊を安置したとされる(『今昔物語集』卷十一―二十七)。○朝夕ニ見馴給ヘル御弟子一人モ不奉付：ケシカル鞍具足也。諸本によつて大きく異なる。〈延〉「昨日マデハ三千人ノ貫首ト仰ガレテ四方輿ニコソ乗給ツルニ、アヤシゲナル伝馬ニ結鞍ト云物ヲ置テ乗セ奉ル。イツクシゲナル御手ニ皆水精ノ御念珠ヲ持給ヘルヲ、繩手綱ニ取具テ、前輪ニウツブシ入テ、見馴給シ御弟子一人モ不付奉、門徒ノ大衆モ見送り奉ラズ」(四オ〜四ウ)以下、追いでられゆく明雲の心細い様子を詳述する。〈長〉も同じ。〈覚〉「さばかんの法務の大僧正程の人を、追立の鬱使がさきにけたてさせ、けふを限りに都を出て関の東へおもむかれけん心のうち、おしはかられて哀也」(六八頁)。〈屋〉

もこれに近いが、「遙カナル関、東、伊豆、国マデ被流、ケルコソ浅猿ケレ」（九九頁）とここで配所が伊豆国であることが示される。〈中〉はさらに詳しく、「さしもほうむの大僧正程の人に、かうぞめの御衣をばきせ奉りながら、てんむまのうたてげなるにのせ奉りて、りやうそうしらがさきにけたてまいらせ、けふをかぎりにせきのひんがしへおもむかせ給、御心の中をしはかられてあはれなり」（七〇頁）。〈闘・南〉なし。明雲が馬に乗ったことを記すのは〈延・長・盛・中〉。○彼粟田口、両葉山、四宮川原ヲ打過テ…空ニ消ユク景気マデ、我身ノ上トゾ思召 〈盛〉の独自異文。道行き文的な一節。逢坂の関、関の清水、粟津、志賀は歌枕として知られる。先に「粟田口辺ノ辺、一切経ノ別所」とあった。その粟田口を出発し、諸羽山（後述）を左手に見て、現山科区と大津市の堺近くの四宮川原を経て、国境の逢坂の関を越えて粟津に出る。そこから対岸、琵琶湖の南西部に、現草津市にあたる山田、矢橋がうかがえる。また岸沿いに北に向かえば、志賀、坂本の村の様子が見える。そのまま北西を振り返れば、次項の通りに比叡山が見えることになる。「両葉山」を校注盛は「音羽山の誤りか」（一五九頁）とするが、現京都市山科区四ノ宮柳山町の諸羽山だろう。地理的にはちょうど四宮川原の北側に見えることになる。長門本『平家物語』巻十六に「木曾、もろは山の前、四宮河原にうちいで、みれば」（四一―一五頁）とあるほか、『古今和歌六帖』巻二・九〇六に「つらしとてもろはの山にかくるともわれやまびこになりてたづねん」（新編国歌大観）の例がある。「諸葉山」「両羽山」と表記されることもあった（平凡社地名・京都市）三三四頁）。万治二年板本『歌枕名寄』にも『古今和歌六帖』の歌を例歌として「諸端山」を立項する。なお、〈逢・静〉

は「両葉山」とし、〈近〉は「あまはやま」とし「あま」の右に「おと」を傍記する（校異10参照）。〈近〉は「音羽山」と誤ったのだろう。「関の清水」は逢坂の関付近の清水。『無名抄』（旧大系五一頁）に諸説あったことが知られる。『うたたね』「程なく、逢坂山にもなりぬ。音に聞し関の清水も、たへぬ涙とのみ思ひなされて」（新大系『中世日記紀行集』一七二頁）。「会坂ノ関ノ清水」とするのは『拾遺集』巻三・一七〇・貫之「相坂の関の清水に影見えて今や引くらん望月の駒」によるか。山田、矢橋は、ともに琵琶湖南湖の東岸、草津川下流部に位置する水上交通の要衝。特に矢橋は『今昔物語集』巻十七―二十一「箭橋ノ津ニ海人多ク有テ、魚ヲ捕テ商フ」（新大系四一四七頁）とあるように、十二世紀には商売の場として発展し、対岸の坂本・大津との関係も強かった（平凡社地名・滋賀県）三三二頁）。山田、矢橋は並んで文学作品にも見られ、『太平記』巻三十一「或ハ漫々タル湖上ニ、山田・矢馳ノ渡ヲ越テ船ニ棹サス人モアリ」（『玄政本太平記』四一四二頁）、謡曲『三井寺』「波も粟津の森見えて、海越しの、幽かに向かふ影なれど、月は真澄の鏡山、山田矢橋の渡し船の、よるは通ふ人なく共」（新大系『謡曲百番』四八五頁）、『宴曲集』「海道上」「馴来し都を帰りみて 逢坂越て打出の 浜より遠を見渡せば しほならぬ海に倒る 石山詣のむかしまで 其面影の心地して 山田にかかる湖の渡 矢橋をいそぐ渡守 長良の山を外に見て 淡津の原を後にし 勢多の長橋野路の末も」（中世の文学『早歌全詞集』七六頁）などがある。これらからも山田・矢橋は「渡し舟」を連想させる地名であったことが分かる。他に琵琶湖西岸からの景観としては、『諸国一見聖物語』「ホノカニ見ル竹生島、奥ノ島々ノ戸アケノ朝霧ニマギレテ見

ユル船モ有り。志賀ノ入江ノ浦浪ニ釣シテ見ル船モ有り。南ニ向テ詠レバ、長等ノ山ノ麓ナル唐崎ノ一松、大津松本粟津が原、源氏ヲ書シ石山寺、勢多ノ唐橋ホノ見ヘテ、旅人ノ憂ヲソヘテヤ渡ルラン。山田、矢橋ヤ野路野々ノ末ノ三上山」（京都大学国語国文資料叢書六〇頁）も参考になろう（傍線部は本節に見える地名）。なお、この後にも明雲養還の場面で「或ハ渺々タル志賀、唐崎ノ浦路ニ、歩引唱衆徒モアリ、或ハ漫々タル山田、矢橋ノ湖上ニ、舟ニ竿サス大衆モアリ」（二九七頁）の記述がある（延・長・南・屋・覚・中）も同様）。○無動寺ノ御本坊、根本中堂ノ杉ノ本…「唯香染ノ御衣ヲゾ被絞ケル」まで、〈闘・延・長・南〉なし。〈覚〉「大津の打出の浜にもなりしかば、文殊楼の軒端のしろくとして見えけるを、二目とも見給はず、袖をかほにおしあてて、涙にむせび給ひけり」（上二六八頁）。〈屋・中〉も同じ。明雲は梨本流を継ぎ、梶井門跡の本房である田融房に住したが、田融房は東塔南谷にあり、「無動寺ノ御本坊」とするのに当たらない。ここで「無動寺ノ御本坊」とするのは単に無動寺の本堂である明王堂を指すのだろうか。また、「根本中堂ノ杉ノ木」は特定の木ではなく、その通り根本中堂周囲の杉の木であろうが、比叡山において杉は象徴的な木でもある。例えば、横川と西塔の間にある、行者道の玉体杉（諸国一見聖物語）「其後三本杉ノ本ニ彼ノ行者至、暫ク西ニ打向ヒ腰ヲ休メ玉テ（中略）爰ニ於テ毎日王城ニ向テ皇帝ノ御加持ヲ申テ通ル也」（京都大学国語国文資料叢書五三二〜五四頁）や、「二宮権現が垂迹したとされる小比叡の杉」（『耀天記』山王事）又「二宮ヲバ古老ノ人ノ伝ニハ、鳩楼孫仏ノ時ヨリ、小比叡ノ梶ノ本サブカゼノ嶽ニ跡ヲ垂テ御シケルトゾ申伝タル」（『神道大系・日吉八六頁』、『諸国一見聖物語』）「天地開

闢初二五色花サケルアノ大杉ノ本ニ天降り給フ」（京都大学国語国文資料叢書五二頁）が連想されよう（山本ひろ子一四〜一五頁）。ところで松田宣史は、〈屋・覚・中〉などに見られる「文殊楼」（前項参照）が梶井門跡相承の領地であったのであり、明雲がこれを振り返り見たとするのは自然な記述であるのに対して、〈盛〉の「無動寺」は青蓮院門跡の領地であったことから不自然な改変と考えられ、〈盛〉の編者は青蓮院門跡にとって都合の良いように書き換えたのではないかと指摘した（四八〜五二頁）。これに対して源健一郎は「粟津に出た明雲が比叡山を振り返り、無動寺から東塔の根本中堂へと連想したとすれば、それは粟津から比叡山へとつながるルートを頭に思い浮かべたということになる」のであり、「それほど不自然なものには思えない」とする（六〇頁）。〈盛〉はこの前後の記述で、諸本とは異なり独自の道行き文的な叙述に筆を費やしている。単に門跡間の問題に帰着させずに、編者の歴史地理観、景観意識といったことにも注目する必要があるだろう。○唐崎ノ一松、友ナキ事ヲヤ歎ラン 比叡山を振り返り、名残を惜しんだところで、孤独な境遇を唐崎の一本松に喩える。名勝の唐崎は、その一本松で知られるが、「唐崎の一松」という用例は古くは見られない。他に『日吉山王利生記』一一一「大津の八柳の陰より唐崎の一松の本に移給て」（統群書二下六五四頁）、『太平記』卷十七「湖水ニ浮ベル国々ノ兵共モ、唐崎ノ一松辺エ漕寄テ」（『玄玖本太平記』三二二〇頁）、『義経記』「こゝに見え候は唐崎の松、あれは比叡山」（旧大系三二五頁。頭注に拠れば『義経物語』では「からさきの一松」とする）、『狂言歌謡』「扱越立には塩越の安宅の松も候。唐崎の一つ松、是れも妙なる名木」（旧大系「中世近世歌謡集」

二二二頁）、謡曲「三井寺」「帰ればさざ波や、志賀辛崎のひとつ松」（新大系『謡曲百番』四八四頁）などがある。鎌倉時代までに、唐崎と一松との結び付きがどの程度あったか疑問。○角テ暫ク粟津ノ国分寺ノ毘沙門堂ニ立入給ヘリ（闕）「且立」入国分寺の堂に（躑躅）程（後略）（二下―七オ）、〈南〉「暫粟津ノ国分寺ノ堂ニ立入セ給タリケルニ」（一五一頁）として、大衆による明雲奪還に移る。〈屋・覚・中〉は粟津の国分寺毘沙門堂に入ったという記述はなく、この後、澄憲が「粟津まで送りまいらせ」（覚）六八頁）、また大衆が明雲奪還のために「国分寺へまいり向ふ」（七〇頁）とするところで、明雲が粟津の国分寺に到着していたことが分かる。〈延・長〉は前述の通り、先に別所に移ったとする諸本と異なり、二十三日に（長）は廿一日）白川御坊をuscitaしたとしていたので「日モ既ニ晩ニケレバ、粟田口ノ辺、一切経ノ別所ト云所ニシバシヤスラヒ給フ」とし、次いで「夜ヲ待アカシテ次日ノ午時バカリニ、粟津ノ国分寺ノ堂ニ立入テ、シバラクヤスミ給フ」（延）巻二―四ウ）とする。このように「粟津ノ国分寺ノ毘沙門堂」とするのは、〈盛〉のみである。この後、「澄憲賜血脈」での明雲奪還の場面でも、「角テ国分寺ノ毘沙門堂ヘ参ケレバ」（二九七頁）、「国分ノ毘沙門堂ヨリ、鳥ノ飛ガ如風ノ吹様ニ、粟津原、打出ノ浜、大津、三井寺、志賀ノ里、先陣後陣劣ラズコソ見エケレ共」（三〇二頁）とある。〈盛〉は巻三十五「粟津合戦」でも「今井四郎兼平、五百余騎ニテ国分寺ノ毘沙門堂ニ陣ヲ取タリケルガ、出合防戦ケリ」（五―二七）（二八頁）とある。これらの記述は〈四・闕・延・長・南・屋・覚・中〉には見られない。〈盛〉編者が「国分寺の毘沙門堂」について何らかの情報・知識を持っていたと考えられる。近江国の国

分寺については不明な点が多い。ただ、『日本紀略』によれば、瀬田の国庁付近にあったものが（正確な所在地不明）、延暦四年（七八五）に焼失した後、弘仁十一年（八二〇）に国昌寺をもってこれに代えたことが知られ（柴田實七頁、『日本紀略』弘仁十一年十一月二十二日条「庚申、近江国言、国分僧寺延暦四年火災焼尽、伏望以定額国昌寺、就為国分金光明寺」（『国史大系』二―三二二頁））、その場所は瀬田川の西岸、現京阪電車唐橋前駅の西、丘陵地上に存していたことがわかるが（同一二―一三頁）、平安中期以降には、近江国では延暦寺・園城寺等の諸大寺が隆盛し、次第に衰退したと考えられる（同一〇―一一頁）。寛仁元年（一〇一七）十二月十三日に焼失し（『小右記』同年同月十四日条「昨日近江国々分尼寺等為野火焼亡。先尼寺焼亡、次国分寺、両寺相去頗遠、而風吹移云々」）、その後は再建されなかつたらしい。『梁塵秘抄』に「粟津石山国分や瀬田の橋」（新大系九三頁）とあり、現在も瀬田川西岸に国分の地名が残る（『平凡社地名・滋賀県』二四八頁）。その位置は、旧大津市石山町字国分（こくぶん）という地名の残る箇所（現大津市光が丘町付近）に推定されており、寒川辰清『近江輿地志略』巻三五「国分寺」（大日本地誌大系・上―二七五頁）に「今田圃の中に、昔の宝塔のありし所とて、大ひなる礎存在せり」とあるのによれば、享保年間にはまだ礎石等があったようだ。『顕広王記』治承元年（一一七七）五月二十三日条には、この後の座主奪還に関して、「前座主被<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>配処之間、山大衆、千人許、遮<sub>レ</sub>近江国々分寺中路、奪<sub>レ</sub>取其身<sub>レ</sub>登山了」と『平家物語』同様の出来事を載せ、また『北山抄』『西宮記』『江家次第』には「出会坂関、近江国祇承、到<sub>レ</sub>勢多駅、国分寺前勢多橋不可<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>馬」（『江家次第』「伊勢公卿勅使」へ尊経閣

善本影印集成、二三九頁）とあるが、「たまたま国分寺が東西往還の要略に面して存したことを告げるに過ぎず」（柴田實一一頁）、〈盛〉が記す「毘沙門堂」についても「国分寺諸堂中の一毘沙門堂を指すのではなくして、事実はおそろくただこの一堂によってわずかに国分寺の名が伝わっていたことを語るもの」（同一一頁）とも考えられる。

これらの想定によれば、堂舎を失って以来の国分寺の名はほとんど地

【引用研究文献】

\* 柴田實「近江 国分寺」（角田文衛編『新修国分寺の研究 第三卷』一九九一・八吉川弘文館）

\* 松田宣史「源平盛衰記」の成立圈（中世文学三十三号、一九八八・六。『比叡山仏教説話研究―序説―』三弥井書店二〇〇三・一〇三・一〇四・一〇五）

\* 源健一郎「源平盛衰記と天台圈―青蓮院門跡関与説の検証―」（中世文学四十九号、二〇〇四・六）

\* 山本ひろ子「日吉社二宮縁起と「小比叡ノ杉」―『耀天記』所収縁起をめぐって―」（月刊百科三三四号、一九八九・一〇）

1 澄憲賜「血脈」

2 故少納言入道<sup>3</sup>信西ノ子息ニ、<sup>4</sup>安居院ノ法印澄憲、イマダ権大僧都ニテ御座ケルガ、座主ノ<sup>5</sup>遺ヲ慕ヒツ、<sup>6</sup>国分寺マデ奉送。座主ハ、「君ニ捨ラレ奉テ配所ノ道ニ出ヌルヲ、是マデノ芳志コソ、憂身ノ旅ノ思出ナレ。カ、ル、勅勘ノ者ナレバ、再ビ花洛ニ帰上ランマデ、命ナガラフベシ共覚エズ。<sup>8</sup>弘通ヲ、<sup>9</sup>退代ニ及シ、利益ヲ有縁ニ施給ヘ。諸仏己心ノ<sup>10</sup>所証也、天台秘密ノ法門也」トテ、一心三觀ノ<sup>11</sup>相承血脈ヲ授ラル。抑<sup>12</sup>此法<sup>13</sup>不<sup>14</sup>輒、如来四十余年<sup>15</sup>懐ニ在テ説給ハズ。此法難<sup>16</sup>聞ケレバ、衆生<sup>17</sup>無量億劫耳ノ外ニシテ未聞。適<sup>18</sup>積尊出世ノ昔、一乘弘宣ノ時、<sup>19</sup>本迹二門ニ権智実智ノ一心三觀ヲ<sup>20</sup>被<sup>21</sup>演。灰沙ノ二乘ハ無生ノ悟ヲ開、<sup>22</sup>塵数ノ菩薩ハ<sup>23</sup>増道ノ益ニ預キ。龍女ガ速成ヲ現シ、<sup>24</sup>達多ガ授記ヲ蒙シ此<sup>25</sup>法力也。天台大師ハ、大蘇山法花三昧ノ道場ニシテ行道誦經セシ時ニ、<sup>26</sup>靈山ノ一会現ジツ、<sup>27</sup>多宝塔中ノ釈迦ヨリ此法ヲ伝給キ。伝教大師ハ渡唐ノ時、台州臨海県ノ龍興寺極樂浄土院ニシテ、<sup>28</sup>道遂和尚ニ奉<sup>29</sup>値、此法ヲ伝受シ給シヨリ以来、<sup>30</sup>相承聊爾ナラズ、<sup>31</sup>血脈<sup>32</sup>法機ヲ守ル。<sup>33</sup>就<sup>34</sup>中国ハ粟散辺土也、時<sup>35</sup>ハ濁世末代也、誠ニ非<sup>36</sup>レ可<sup>37</sup>レ輒。今日ノ情ニ堪ズシテ、<sup>38</sup>澄憲付属ヲ得タリケリ。僧都ハ<sup>39</sup>血脈ヲ<sup>40</sup>給テ、<sup>41</sup>法衣ノ袖ニ裹ツ、<sup>42</sup>泣々<sup>43</sup>御前ヲ立タマフ。

【校異】 1 〈近〉卷冒頭標題「てうけんけつみやくをたまはる」。〈蓬〉卷冒頭標題「澄憲賜ニ血脈」。〈静〉卷冒頭標題「澄憲賜ニ血脈」。

2 〈近〉合点あり。行の冒頭に「ちやうけんけつみやくをたまわる」と傍書。3 〈近〉「しんせいの」、〈蓬〉「信西の」、〈静〉「信西の」。4 〈近〉「あぐるのほうるん」、〈蓬〉「安居院法印」、〈静〉「安居院法印」。5 〈近〉「なごりを」、〈蓬〉「名残を」、〈静〉「遺を」。6 〈近〉「すてられたてまつて」、〈蓬〉「すてられ奉て」。7 〈近〉「ちよつかんの」、〈蓬〉「勅勘の」、〈静〉「勅勘の」。8 〈近〉「くづうを」、〈蓬〉「弘通を」、〈静〉「弘通を」。9 〈近〉「すゑのよに」。10 〈蓬〉「所澄也」。11 〈近〉「さうぜうけつみやくを」、〈蓬〉「相承血脈を」、〈静〉「相承血脈を」。12 〈近〉「たやすかる」、〈蓬・静〉「輒からされは」。13 〈近〉「ふとこころに」、〈蓬・静〉「懐に」。14 〈近〉「むりやうおつこう」、〈蓬〉「無量億劫」、〈静〉「無量億劫」。15 〈蓬・静〉「尺尊」。16 〈近〉「ほんせき二もんに」。17 〈蓬〉「のへられしに」、〈静〉「演られしに」。18 〈近〉「くはいしやの」、〈蓬・静〉「灰断の」。19 〈近〉「ぞうしんの」。20 〈近〉「ガ」なし。なお、「たつたじゆきを」。21 〈近〉「ほうりきなり」、〈蓬〉「法のちから也」、〈静〉「法のちから也」。22 〈近〉「たうちくはしやうに」。23 〈近〉「けつみやく」、〈蓬〉「血脈」、〈静〉「血脈」。24 〈近〉「ほうきを」、〈蓬〉「法機を」、〈静〉「法機を」。25 〈近〉「なんづく」とし、「な」と「ん」の間に「か」を傍記。26 〈近〉「たやすかるへきにあらねとも」、〈蓬〉「輒かるへきにあらねとも」、〈静〉「たやすへきにあらねとも」。27 〈近〉「けふの」、〈蓬〉「今日の」。28 〈蓬〉「澄憲」。29 〈近〉「けつみやくを」、〈蓬〉「血脈を」、〈静〉「血脈を」。30 〈近〉「たまはつて」。31 〈蓬〉「御まへを」、〈静〉「御前を」。

【注解】○故少納言入道信西ノ子息二、安居院ノ法印澄憲 以下「泣々御前ヲ立タマフ」までの澄憲受法譚は、〈鬪・延・長・南〉にはなく（四）は巻二欠巻）、これらの諸本は、明雲の粟津到着の場面からすぐに十禅師の前での大衆僉議につながる（鬪）二下七オ、〈延〉巻二一四ウ、〈長〉一—二二頁、〈南〉上一一五—一頁。〈屋・覚・中〉は澄憲受法譚を持つが、後で触れるように、〈盛〉と比べると明雲の述懐等のない簡略な形である。また、澄憲の紹介の仕方についても、〈屋〉「祇園別当澄憲法印」（二〇〇頁）・〈覚〉「山門に宿老・碩徳をほしといへども、澄憲法印」（上一六八頁）・〈中〉「なかにもきめのへつたうてうけんほういんの」（上一七〇頁）などの小異がある。〈中〉の「きめ」は「祇園」の誤りか（上一七〇頁頭注）。安居院法印澄憲は、〈盛〉の示すとおり、藤原道憲（入道信西）の七男で、安居院流唱導の祖として知られた。〈盛〉巻三・巻四に既出（本全釈一〇—四〇頁）「山門

ノ権少僧都澄憲」以下および本全釈二三—三三頁「未刻ニ及テ、彼社ノ別当権大僧都澄憲ヲ召テ：以下参照）。山崎誠の「澄憲略年譜」（三〇—三七頁）参照。故少納言入道信西の子息は、他に桜町中納言と呼ばれた藤原成範（〈盛〉巻二「清盛息女」に登場、本全釈五一—六頁参照）や、静憲法印（〈盛〉第四「鹿谷酒宴、静憲止御幸」に登場、本全釈一一—一頁参照、他に〈盛〉巻十一「大地震事」にも登場している）、脩憲法印（〈盛〉巻三十四「法皇御歎、木曾縦逸、四十九人止官職」に登場）が作品中に取り上げられている。『平家物語』が持つ桜町中納言の逸話については、山下宏明により「安居院の一派、それも信西一家を本所と仰ぐ民間唱導団体の『平家』とのかかわりが、これを加筆させた可能性が大であるように思われる」（二三六頁）との指摘がある。静憲、脩憲らについても、主に〈延〉について「作者はいずれも信西一門の者に戦乱批判という自らの主張を仮托しているの

である。延慶本のこの構想はきわめて意図的であり、これによってこれらの記事の作者が二人と同一の圈内に属する人物であることが推定できるはずである」(小林美和①七三〇七四頁)とする小林美和の指摘がある。また「延」については、後述の十禪師前での大衆僉議の場において、『澄憲作文集』由来の叡山贊嘆の文言を引用していることが、小林美和①(七六〇七七頁)②(二〇四〇一〇五頁)によって指摘されている。この澄憲受法譚についても、〈全注釈〉において富倉徳次郎により「この一節は安居院流の唱導の徒によって伝えられた話で、語りもの系において、特に書き加えられた一節のように考えられるのである。語りもの系の成立には澄憲の流れを汲む説経師が参加している証となると思われるのである」(上―三三五頁)と安居院唱導圈との関わりが想定されている。〈闘・延・長・南〉はこの受法譚を持たないため、即座に成立圈の問題と同一視することはできないが、やはり信西一門、安居院周辺への関心を示す挿話であるとはいえよう。

○イマダ権大僧都ニテ御座ケルガ〈屋・中〉同。〈盛〉は卷三に独自章段として「澄憲祈雨〈三百人舞〉」(本全釈一〇一三六頁)を持ち、そこでは「仰曰、権少僧都澄憲ガ説法之効験掲焉也。仍権大僧都ニ上給」(本全釈一〇一六八頁)と、承安四年(一一七四)五月二十日の祈雨の効験によって権少僧都から権大僧都に昇進したことに触れている。〈覚〉其時ははまだ僧都にておはしけるが(上―六八頁)とする。

○座主ノ遺ヲ慕ヒツ、国分寺マテ奉送 澄憲は明雲の弟子であった。『兵範記』入夜御持僧天台座主権僧正明雲被初参。香染法服、前駆八人。僧綱権少僧都澄憲、法眼顕真、権律師俊朝被相具之(仁安三年六月十四日条)。諸本それぞれ、〈屋〉「名残ヲ奉レ惜、泣々梁津

マテ送リ奉ラル。自其澄憲暇申テ被返ケルニ」(一〇〇頁)、〈覚〉「余に名残をおしみ奉り、粟津まで送りまいらせ、さてもあるべきならねば、それよりいとま申て帰られけるに」(上―六八頁)、〈中〉「せんざすのなごりをおしみまいらせて、あはづまでをくり奉りてかへられけるに」(上―七〇頁)とあるように、「粟津(梁津・あはづ)」まで見送ったとしている。前段において明雲は「粟津ノ国分寺ノ毘沙門堂」(〈盛〉一―二九三頁)に到着していたとされ、いずれの表記においても同じ場所ではあるが、ここで「国分寺」の名前を出すのは、〈盛〉のみである。この近江国国分寺については、前節「角テ暫ク粟津ノ国分寺ノ毘沙門堂ニ立入給ヘリ」項参照。澄憲が明雲の配流に付き添ったことは、古記録からは確認されない。永正十七年(一五二〇)写の日光天海蔵『六即義案立〈草木成仏〉』に「又車中ノ口決云事有之。是三条大僧正遷粟田口ノ別所ノ給時、安居院澄憲同車。其時於車。草木成仏ノ口決在之。謂梵網経提婆咄文也」とあり(松田宣史一〇二頁)、澄憲が明雲に同車し、口決を授かったと伝える。ただしこれは『平家物語』の記述をもとに、安居院が後代に主張したものであろう。安居院による、明雲配流の際に澄憲が口決を受けたといった主張は、落合博志が紹介した西教寺正教蔵『草木成仏相伝』に見える。そこには「此条、三条僧正御坊明雲白、三条御房被移一切経ノ別所ニ時、御門徒一人不参云。于時澄憲法印只一人参同車、送り彼処」と同様の記述があり、さらに、「澄憲法印ノ云、随兵ノ右手ノ持様ト草木成仏法門ト、我独り知之、余人不知之」「平家ノ物語、彼時授一心三観血脈之由ヲカウズル、即此事。官兵右ノ手持経ト草木成仏ノ法門ト唯在我家、安居院人々被申」とあるように、安居院が『平家物語』も根拠に示

しながら、澄憲が車中で明雲より草木成仏の法門などを授かっていたことを主張していたことがわかる（松田宣史九六〜九七頁）。○座主ハ：以下「天台秘密ノ法門也」までの明雲の述懐は〈盛〉の独自異文。〈屋・覚・中〉は、それぞれ簡略な形で血脈相承の事実のみを記し、〈盛〉のような明雲の発言を持たない。ただし、この時の明雲の心中については、〈覚・中〉はそれぞれ、〈覚〉「僧正心ざしの切なる事を感じて、年来孤心中に秘せられたりし、一心三觀ノ血脈相承を授けらる」（上―六八頁）、〈中〉「せんざすこれまでをくりたる心ざしのありがたさに、ねんらい御心中にひせられける、天台多んしうのけうほう、一しん三くわんのもん、ならびに、けちみやく相承のしだいを、てうけんにさづけられけり」（上―七〇頁）とし、明雲が澄憲の芳心に感謝して血脈相承に至ったことを明示している。〈屋〉は「明雲僧正年来已心中ニ残サレタリケル天台宗秘法、一心三觀ノ法門并ニ血脈相承ノ譜ヲ授ケラル」（一〇〇頁）と最も簡略で、明雲が澄憲の芳心に感謝する文言も持たない。○「君ニ捨ラレ奉テ配所ノ道ニ出又ルヲ、是マデノ芳志コソ、憂身ノ旅ノ思出ナレ 前段までに「既ニ朝家ノ及御大事之由、西光法師父子譏奏之間、法皇大ニ逆鱗有テ、殊ニ重科ヲ行ベキ由被思召ケリ」（二八一頁）、「法皇ノ御憤深カリケレバ、終ニ流罪ニ定ケリ。太政入道モ此事角ト承ケレバ、申シメ進セントテ被レ参タレ共、御風ノ氣トテ御前ヘモ召レズ。御憤ノ深ヨト心得テ、出給ニケリ」（二八九〜二九〇頁）などあったように、明雲は西光の讒言および法皇の勅勘によって流罪となったことが繰り返して述べられている。ここでも明雲自身の口からそのことが確認される。「芳志」は「他人を敬って、その親切な心づかいをいう語。おこころ

ざし。芳心。芳情」（日国大）、「憂身」は「物事が思うようにならないで、つらいことの多い身の上。物思いが多く、悲しい身」（日国大）。『建礼門院右京大夫集』に「重衡の三位中将の、憂き身になりて、都にしほしと聞えし頃」（新潮集成『建礼門院右京大夫集』一〇四頁）。「憂身ノ旅」の用例としては、他に「内大臣ハ憂身ノ旅ノ空ナレバ、目ニモ懸給ハネ共、女ハ前ナル置ニ副臥シテ明シケリ」（盛）6―二六四頁）がある。○カ、ル勅勘ノ者ナレバ、再ヒ花洛ニ帰上ランマデ、命ナガラフベシ共覚エズ わたしはこのような勅勘を蒙った者なので、もう一度都に帰ってくるまで生きながらえることができるとは思えない、という意味。明雲は実際には、このあとに述べられるように、大衆によって奪還され、再び五十七代天台座主として治山を行う。『百練抄』治承三年十一月十六日条「十六日。前僧正明雲還補天台座主」（九九頁）ほか、『平家物語』でも、〈延〉卷三「明雲僧正天台座主ニ還補事」（一〇四ウ）ほか諸本に覚快法親王の辞退を受けて、還補された記事がみえる。ただし、〈盛〉はこの記事を持たない。『源平盛衰記年表』（三弥井書店、七〇頁）参照。○弘通ヲ退代ニ及シ、利益ヲ有縁ニ施給ヘ 一心三觀の法を広く遙か後の世に及ぼして、その利益を仏に機縁を結んでいる衆生に施してください、という意。「弘通」は、「仏語。教えがあまねく広まってゆくこと」（日国大）、「退代」は、「遠い未来。遠くへだたった時代」（日国大）。『沙石集』「仏子が心願を助け、退代に弘通し、群迷を導く縁とし給へ」（新編日本古典文学全集八二五頁）。なお、諸本で〈近〉「くづをを、〈逢〉「弘通を」、〈静〉「弘通を」など読みが一定しないが、「弘通」（易林本『節用集』上・久・言辞）、「弘誓（略）」通「融通義

全」(『書子考節用集』卷八・久)、「Guzuu. グヅウ(弘通)」(『邦訳日葡辞書』三三三頁)など、古辞書でも揺れがある。○諸仏己心ノ所証也、天台秘密ノ法門也」トテ この一心三観の法は、諸仏己心の教えの所証であり、天台宗の秘密の教えである、と述べて、という意味。「諸仏己心」とは、仏は極楽浄土にあるのではなく、自分自身の心にあるという、己心浄土の考え方をさしているか。『観無量寿經』に「諸仏如来は法界身、入一切衆生心想中」。是故汝等、心想仏時、是心即是三十二相八十随形好、是心作仏、是心是仏」(岩波文庫『浄土三部經』下―五八―五九頁)とある。○一心三観ノ相承血脈ヲ授ラル 前項に引く「己心」や、当該項に見る「一心三観」は、天台宗の用語(三角洋一、三頁)。一心三観は、「空観・仮観・中観を順次に行うのを〈次第三観〉へ隔歴三観」と称するのに対し、三観を同時に一念のうちに観ずる円教の観法を〈一心三観〉といい、執われの心を破し(空観)、すべての現象が仮のものながら存在することを悟り(仮観)、絶対的世界に体達する(中観)ことを一思いの心のうちにおさめとって観ずることをいう(『岩波仏教辞典』)。天台宗で重要視された観法であり、『修禪寺決』に「大唐の貞元廿四年三月一日、四箇の法門を伝ふ。いはゆる一には一心三観、二には一念三千、三には止観大旨、四には法華深義なり」(思想大系『天台本覚論』四三頁)、『三十四箇事書』「一心三観三観一心の事」には「輒くこれを伝ふべからず、親にも依るべからず、ただ器量に依るべし。ただ最後に、ただ一人に伝ふべきなり。もし器量なくんば盡地に埋めよ」(思想大系『天台本覚論』一七二頁)とある。さらに「一心三観は山王神道とも結び付けられるようになった。すなわち、「山王」の二文字が一心三観を表すと

の解釈がなされるようになり(『一心妙戒抄』他)、次のように、一心三観の法門が釈迦から最澄まで伝えられ、また釈迦が山王権現と現れて慶命座主に「山王」の文字解釈を伝授する説話も生じた。『溪風拾葉集』「一心三観者山王影向法門也。故久遠実成大牟尼尊、多宝塔中授於南岳天台。南岳天台受生於震旦成師弟。南岳授天台。天台授章安。乃至道邃和尚授伝教大師。伝教天台大師御再誕也。依之道邃和尚云、日本国円澄三藏者天台再誕也云々。彼多宝塔中、釈迦牟尼垂跡於叡山麓成山王権現。語座主慶命大僧正曰、我名号山王者、以一心三観為名字也。山字者以横、一点、消、堅、三点。王字者以堅、一点、消、横、三点。是則不縦不横非一非三ノ一心三観之義也」(『大正新脩大藏經』七六一―五二〇頁)。同様の記事は『二帖抄』他にも見え、中世の山門で流布していたことが窺える。前掲の通り、〈屋・中〉は一心三観の法門と血脈相承の譜との二つを授けたとするが、〈覺〉「一心三観の血脈相承」の一点のみを授けたとされている。この点は〈盛〉も〈覺〉に同じ。ただし直前に「天台秘密ノ法門也」とし、直後に「抑此法不輒」と続くように、〈盛〉も相承血脈と併せて一心三観の法門、口決を伝受したと捉えていると考えべきだろう。なお、「惠檀両流の一心三観血脈譜が盛んに発行されたのは、円頓戒の受戒血脈や、密教で発行される伝授印信・血脈や、臨濟禪の印可に影響されたためで、顕教伝授の根拠として必要性が高まった結果だと言われている」(野本覚成六八四頁)。澄憲が実際に「一心三観ノ相承血脈」を受けることがあったかは疑問である。○抑此法不輒…以下「此法力也」までの一心三観法の伝承過程などの記述は〈盛〉の独自異文。〈屋〉は「此法ハ釈尊ノ付属ヲ、波羅奈因ノ

馬鳴比丘、南天竺ノ竜樹菩薩ヨリ次第二相伝シ来レルヲ、今日ノ情ニ澄憲ニ是ヲ受ラル（二〇〇頁）と簡略に記す。〈覺・中〉もほぼ同文（末尾のみ「けふのなさに授けらる」（覺）上「八八頁」とある）。「馬鳴」も「竜樹」もともに代表的な古代インドの仏教僧で、それぞれ『馬鳴菩薩伝』『竜樹菩薩伝』および『付法蔵因縁伝』によってその伝記が知れる。『付法蔵因縁伝』では、付法十一番目が馬鳴、十三番目が竜樹である。また竜樹は天台初祖に位置づけられることもある。例えば身延文庫蔵『一心三觀血脈』（經海相伝）にも「此法門者靈山淨土釈迦如来授「弥勒菩薩」、々々々々展転相承シテ伝「龍樹菩薩」。々々々々展転授「羅什」（興風叢書・一六五頁）などとその相承系譜のなかに見える。これら〈屋・覺・中〉で示される相承次第は、初期仏教の範圍に留まり、天台大師以降の法脈を意識しないものとなっている。一方、独自異文の〈盛〉では、釈迦の付法から天台宗の日本伝来までの歴史を略述する形に改められている。後掲「伝教大師八渡唐ノ時：」項参照。○如来四十余年懷ニ在テ説給ハズ『無量義經』説法品に「種種説法、以「方便力」、四十余年、未曾顕実」（『大正新脩大藏經』九一三八六頁）とあり、釈尊が『法華經』を説く以前の四十余年の間に説いてきた諸經の教えは、方便としての教え（權教）であり、いまだ真実を明かしていない、という意。『転法輪鈔』「仏出世給トモ四十余年秘而不説也」（『安居院唱導集』二七六頁）。○此法難聞ケレバ、衆生無量億劫耳ノ外ニシテ未聞「億劫」は一劫の一億倍。「無量」「億劫」ともに、非常に長い時間をいう。一心三觀法は、非常に理解の難しい法なので、衆生は非常に長い間、その仏法を理解していなかった、ということ。○適釈尊出世ノ昔、一乘弘宣ノ

時 釈尊が此の世にお生まれになった昔、靈鷲山で『法華經』を説いた時、の意。「一乘」は、一つの乗物の意で、衆生を仏の悟りに導いて行く教えをたとえたもの。『法華經』方便品第二に「十方仏土中、唯有一乘法、無二亦無三、除「弘方便説」（岩波文庫『法華經』上「一〇六頁）」と説かれるように、声聞・緣覺の二乗、声聞・緣覺・菩薩の三乗の差別を否定してそれらを統一したものが「一乘」で、方便としての説を除けば、仏道は究極には『法華經』に示された、この一乘の無上の仏道に至るといふ。ここでの「一乘」は、その教えを説いた『法華經』そのものを指し、「一乘弘宣ノ時」とは靈鷲山での『法華經』説法の時をさしていよう。○本迹二門ニ權智実智ノ一心三觀ヲ被演『法華經』全二十八品は、序品から安樂行品の前半十四品の迹門、從地涌出品から勸発品の後半十四品の本門とに二分される（智顓『法華玄義』による分類）。ここでの「本迹二門」は『法華經』の本門と迹門、すなわち、『法華經』そのものをさしていよう。「權智」は、仏が教化のための手段をめぐらす仮の智慧、「実智」は、真実にして究極の仏の智慧をいい、「權実二智」と称する。天台宗では『法華經』においてははじめて、今まで実と思われていた教えがかりのてであるわけあいかが明かされ、実があらわされるといい、權実を用いて三權一実など種々の教義を立てる（中村元著『仏教語大辞典』「權実」）。○灰沙ノ二乘ハ無生ノ悟ヲ開 釈尊は靈鷲山で法華經を説いたが、そこには釈尊が方便で説いた法則に従って修行を重ねてきた「声聞」や単独で修行し悟りを得ようとしてきた「緣覺」らが集ったとい（『法華經』序品）、この声聞・緣覺を「二乘」と呼ぶ。「灰沙」とは、この声聞・緣覺の人（小乗の人）が煩惱を滅ぼし尽くして、灰や砂の

ようになることで、それが彼らの理想の境地である、とされる（中村元著『仏教語大辞典』『灰沙』）。ただし、「是れ即ち身心都滅の謂にして、小乗に於ては、之を以て真の涅槃と為すと雖も、大乘にては方便施設の化城と為し、八六四二萬十千劫を経れば、三昧の醉方に醒め、方便有余土に在りて法華經を開き、遂に尽く仏道を成ずるを得とせり」『望月仏教大辞典』『灰身滅智』と説明されるように、天台においては、彼らは法華經以前の教えでは成仏できないとされており、彼らの成仏が『法華經』の優位な点とされる。なお、「灰沙」は〈蓬・静〉「灰断」。「灰断」は、「灰身滅智」の意で、「身を灰にし、智を滅するの意で、身心ともに全くの無に帰すること。小乗仏教の最終目的すなわち無余涅槃をさす」（中村元監修『新・仏教辞典』）。「無生」は生ずるものがない、すなわち生滅を越えた真理を指すので「無生ノ悟」は真実の悟りを言うのであろう。『法華經』により二乗の者も真実の悟りを開くことを言う。湛睿説草『波羅奈国貧女売身事』床下ニ聞経之大生<sub>レ</sub>舎衛国<sub>ニ</sub>開<sub>キ</sub>無生之悟<sub>ヲ</sub>、林中<sub>ニ</sub>聽法<sub>ヲ</sub>之鳥<sub>ハ</sub>生<sub>レ</sub>切利天<sub>ニ</sub>感<sub>キ</sub>快樂<sub>ヲ</sub>身<sub>ヲ</sub>（納富常天『金沢文庫藏 国宝称名寺聖教湛睿説草』二五四頁）。

○塵数ノ菩薩ハ増道ノ益ニ預キ 「塵数」は「微塵数」で全世界を碎いて塵にした数をいい、それほど多くの数をいう。『往生要集』「如是衆花、有塵数仏、亦歩虚空」（原典日本仏教の思想 4 『源信』三六三頁）。「増道ノ益」は「増道増生」の利益、すなわち、道を盛んならしめて生死を損滅すること（中村元著『仏教語大辞典』増道損益）を言うのだろう。神遍述の『法華文句』叙に「微塵菩薩、増道損生、草庵声聞、恥小欣大。」（『大正新脩大藏經』三四一頁）とある。なお、〈近〉「どうしんのやくにあつかりき」は、「増道」を「増進」

に誤ったものか。○龍女ガ速成ヲ現ジ 『法華經』提婆達多品第十二に文殊菩薩が竜宮で説いた法華經を聞き、娑竭羅竜王の八歳の娘である竜女が悟りを得たことが説かれる。本全釈の注解「龍女ガ速成ヲ貴ミ、如説ノ往生ヲシタヒテ」（五一三七頁）参照。○達多ガ授記ヲ蒙シ此法力也 過去世において過去仏が修行者に対して未来の世において必ず仏となることを予言し保証を与えることを「授記」とい、『法華經』提婆達多品第十二では、提婆達多は天王如来という名前の仏となるという未来成仏が説かれている。前項の龍女とともに『法華經』の説く重要な説話であり広く知られた。唱導の名句集『肝心集』「施主分忠俊」にも「龍女ガ五障ノ波動<sub>ヲ</sub>、廢魚鱗之印文<sub>ヲ</sub>、提婆達多ガ泥梨之炎<sub>ヲ</sub>、施<sub>シ</sub>天王仏之面目<sub>ヲ</sub>」（真福寺善本叢刊『中世唱導資料集』五四五頁）とある。○天台大師ハ、大蘇山法花三昧ノ道場ニシテ行道誦經セシ時ニ… 以下「血脈法機ヲ守ル」までの血脈相承の説明も〈盛〉独自。天台大師とは天台宗の開祖智顛のこと。智顛は光州大蘇山（現河南省）に止住していた南岳大師慧思に入門して、法華三昧を修して開悟したとされる。例えば、『統高僧伝』第十七「隋国師智者天台山国清寺釈智顛伝」に「又詣光州大蘇山慧思禪師、受業心観。思又從道於就師。就又受法於最師。此三人者、皆不測其位也。思每歎曰、昔在靈山同聽法華、宿緣所追今復來矣。即示普賢道場、為説四安樂行。顛乃於此山行法華三昧。始經三夕、誦至藥王品、心緣苦行、至是真精進句、解悟便発。見共思師一処靈鷲山七宝淨土聽仏說法。故思云、非爾弗感、非我莫識、此法華三昧方便也」（『大正新脩大藏經』五〇一五六頁）とある。大意は以下の通り。智顛は、光州の大蘇山の慧思禪師のもとを訪れ、

弟子となった。慧思禪師は、就師の弟子であり、就師は最師の弟子だった。慧思禪師は常々、「昔、靈鷲山で仏祖が『法華経』を説いていたのをあなたと一緒に聴いたが、今日あなたが私のもとに来たのは、宿世の縁がそうさせたのだ」と言い、智顛のために普賢道場を開示し、四安樂行を説いた。智顛は大蘇山で法華三昧を修行し、三日目に、「葉王菩薩本事品」まで誦し、「是れ真の精進」の句に至ったところで解悟し、悟りの状態で、自分が慧思禪師と共に靈鷲山の七宝浄土で仏の説法を聴くのを見た。そのため、慧思は、「あなたでなければ感ずる（証得する）ことはなく、私でなければ識ることはなかった。これは法華三昧の前の方便である」と言った。○靈山ノ一会現ジツ、先掲『続高僧伝』に「昔日靈山同聴法華、宿縁所追今復來矣」とあるように、大蘇山に慧思を訪ねてきた智顛に対して、慧思が、かつて靈鷲山で『法華経』を共に聴いたという因縁を語ったとされる。ここでは、その慧思と智顛が大蘇山で出會い、靈山の一会が悟りの状態において実現したことをいうか。前掲『溪嵐拾葉集』にも「久遠実成大牟尼尊、多宝塔中授於南岳天台」。南岳天台受生、於震旦成師弟。南岳授天台」とあった。○多宝塔中ノ釈迦ヨリ此法ヲ伝給キ『法華経』見宝塔品第十一に「爾時仏前有七宝塔、高五百由旬、縦広二百五十由旬、從地涌出、住在空中」（岩波文庫『法華経』中一一八頁）と、釈迦が靈鷲山で『法華経』を説法していると、大地から巨大な七宝塔が涌出し、空中にそびえたと説かれている。さらに「爾時多宝仏、於宝塔中、分半座、与釈迦牟尼仏、而作是言、釈迦牟尼仏、可就此座、即時釈迦牟尼仏、入其塔中、坐其半座、結跏趺坐」（岩波文庫『法華経』中一一八頁）と、塔内にいた多宝如来は釈迦の説

く法華経の教えを讃嘆し、正しいことを証明して半座を空け、釈迦とともに並んで座ったと説かれる。そして「即時釈迦牟尼仏、以神通力、接諸大衆、皆在虚空、以大音声、普告四衆、誰能於此娑婆国土、広説妙法華経、今正是時」（岩波文庫『法華経』中一九〇頁）と『法華経』の付嘱が始まる。「多宝塔中ノ釈迦」より南岳大師に直接法門が伝えられたとするのは、天台宗においてその血脈を語る上でしばしば言及される。『漢光類聚』第一では天台の秘書の伝受について「およそこの必要とは、南岳、靈山浄土多宝塔中大牟尼尊に値ひ奉りて相伝したまへる法門なり。この法門を、南岳は天台に授け、天台は章安に授けたまへり。南岳・天台の時はただ口宣のみありて章疏なし。章安、正しく今の法門を記録したまふなり。本朝の高祖伝教、道邃和尚に値ひ奉りて面授口決したまふ法門なり」（思想大系『天台本覚論』一八八頁）とし、『学生式問答』第五においても、「菩薩戒師資相伝」が「多宝塔中釈迦如来」から「南岳思大師」「天台智者大師」へともたらされたとし（比叡山図書刊行所『伝教大師全集』一一三六九頁）、さらに「一心三觀ノ相承血脈ヲ授ラル」項で引用した『溪嵐拾葉集』に見る一心三觀の相伝においても「一心三觀者山王影向法門也。故久遠実成大牟尼尊、多宝塔中授於南岳天台」とあった。また檀那流に相伝された『玄旨五箇血脈』のうち「一心三觀血脈」は「三句血脈」と呼ばれるものであるが、ここでは「常寂光土第一義諦」「靈山浄土久遠実成」「多宝塔中大牟尼尊」の三句を挙げ、さらに「南岳思大師―天台智者大師―章安灌頂大師（中略）耶溪道邃大師―伝教大師」以下檀那流へと連なる血脈を記す（『続天台宗全書 口決2』二二頁）。〈盛〉の記述はこういった、多宝塔中の釈迦から、

直接南岳惠思、天台智者へと伝えられ、さらに道邃から最澄へ伝わったとする血脈譜に基づいている。その点で、釈迦から馬鳴、竜樹と、インドの仏教僧の相承を経て伝わったとする〈屋・覚・中〉(前掲「抑此法不輒……項参照」とは大きく異なっている。○伝教大師八渡唐ノ時、台州臨海県ノ龍興寺極楽浄土院ニシテ、道邃和尚ニ奉値、此法ヲ伝受シ給シヨリ以来 道邃は、中国・唐代の天台宗の僧侶で荆溪湛然(天台大師智顛を始祖とする場合の天台第六祖)の弟子にあたる。『宋高僧伝』巻二十九「唐天台山国清寺道邃伝」(『大正新脩大藏経』五〇―八九一頁)などに伝記がある。当然だが、身延文庫蔵『一心三觀血脈』(經海相伝)においても「荆溪伝 瑯溪道邃。々々和尚授伝教大師」(興風叢書・一六五頁)とあり、伝教大師最澄への授法が見える(前掲の『漢光類聚』『溪嵐拾葉集』『玄旨五箇血脈』『三句血脈』にも同様の記述がある)。龍興寺極楽浄土院での受法については、『天台教菩薩戒相承師師血脈譜』に「大唐貞元二十一年歲次乙酉(金)大日本国延曆二十四年乙酉也」春三月二日初夜二更亥時、於台州臨海県龍興寺西廂極楽浄土院、奉請天台第七伝法、道邃和尚、最澄義真等、与大唐沙門二十七人、俱受天台教菩薩戒」(比叡山図書刊行所『伝教大師全集』一―三三六頁)とあるのによれば、伝教大師最澄は、渡唐時、今の浙江省台州市臨海市にあった竜興寺西廂の極楽浄土院において、弟子の義真とともに道邃から菩薩戒を受けたという。同様の記述は『授菩薩戒儀』(大正新脩大藏経七四―三三七―三三八)や『円密宗二教名目』(大正新脩大藏経七四―三三七)などにも見られる。とりわけ最澄が龍興寺において道邃より伝受したことは、天台宗の相伝において重視されたようであり、前項で取り上

げた書でも、『漢光類聚』に「明日帰朝のその暮、貞元二十一年六月二十四日、竜興寺西の廂極楽浄土院において、道邃和尚の書(引用者注、南岳大師説の心要)を伝教に与へ給へり」(思想大系『天台本覚論』一九一頁)、『学生式問答』に「春三月二日初夜時、最澄義真等与大唐国釈氏沙門二十七人、於台州臨海県裏龍興寺西廂極楽浄土院、授菩薩戒」(比叡山図書刊行所『伝教大師全集』一―三七二頁)、『溪嵐拾葉集』に「邃師、若爾、円頓戒可有御伝受之旨被仰問、龍興寺西庇於極楽浄土境、円頓戒受之御」(大正新脩大藏経七六―五三二頁)など見られる。また恵光坊流の『一心三觀血脈秘伝鈔』には「湛然示臨海県龍興寺西庇極楽浄土院万丈瑯溪、道邃和尚(中略)于此本朝大師山家高祖、当湛然御入滅三十年、遂渡唐入龍興寺西庇天台法味。道邃和尚知山家秀発、還登天童山取出石塔中血脈、当処奉付属山家」(『統天台宗全書 口決?』八頁)として一心三觀血脈を最澄が道邃より受けたとする。この他にも『天狗草紙』延暦寺巻に「大唐龍興寺西の廂、極楽浄土院にして、道邃和尚に遇ひて菩薩大戒を受け」(『続日本の絵巻 26―132頁』)とある。ところで、最澄の伝記では『叡山大師伝』に「時台州刺史陸淳、延天台山修禪寺座主僧道邃、於台州龍興寺、闡揚天台法門摩訶止観等」(中略)又於邃和尚所、為伝三学之道、願求三聚之戒。即邃和尚、照察丹誠、莊嚴道場、奉請諸仏、授与菩薩三聚大戒」(『続群書八下―四六五頁』)とし、『伝教大師行業記』もこれに類似する(ただし「龍興寺浄土院」とする(『続群書八下―四八三頁』)、『伝教大師行状』では、「到台州国清寺、云道邃和尚、闡揚天台法門、稟受菩薩三聚淨戒」(『続群書八下―

四八六頁）とし、国清寺で道遂より法門を受けたかに読める。『元亨  
 積書』が「延喜二十有三年秋七月從遣唐使菅清公浮溟渤著明  
 州界。乃德宗貞元二十年也。九月赴台州至天台山国清寺。道遂  
 法師一見器許。遂者荆溪上足。智者七世之的孫也。遂授所伝一心三  
 觀之旨。曰、弘道在人人能持道。吾道化行、今其時哉。并付菩薩  
 三聚大戒」（国史大系三三三頁）とするのも同様である。こうした異伝  
 は、『叡山大師伝』に「貞元二十年九月」同月下旬、到台州。天台  
 山国清寺衆僧通來慰勞」（比叡山図書刊行所『伝教大師全集』五一附  
 一七頁）と見えている、最澄が台州到着した後に「天台山国清寺の  
 僧が來て慰勞」（田村晃祐・七六頁）したことが、例えば、続群書（八  
 下—四六五頁）のように「同月下旬、到台州天台山国清寺」。衆僧通  
 來慰勞。」と誤って読まれたことに起因するのかもしれない。いずれ  
 にしても、龍興寺（西廂）極樂浄土院での相伝が、必ずしも通説では  
 なかったと言える。前項と本項から推察するに、〈盛〉が記述する、  
 多宝塔中の釈迦から天台大師へ、そして龍興寺極樂浄土院での道遂か  
 ら最澄への相伝という図式は、天台の血脈譜のような資料に拠った可  
 能性が高く、あるいはそれは安居院流が相承していた一心三觀の血脈  
 かもしれない。○相承聊爾ナラズ、血脈法機ヲ守ル「聊爾」は軽々  
 しくいかげんであることをいう（日国大）。「法機」は、仏法の枢  
 機、仏法の機密（日国大）「法機」や法門を継承する資格のある弟  
 子の意（日国大）「血脈法機」と解されているが、ここでは後者が

## 【引用参考文献】

\* 落合博志「鎌倉末期における『平家物語』享受資料の二、三について——比叡山・書写山・興福寺その他——」（軍記と語り物二七号、一九九一・三）  
 \* 小林美和①「延慶本平家物語の編纂意図と形成圏」（国語と国文学一九七六・一）『平家物語生成論』三弥井書店一九八六・五再録。引用は後者による

よいか。○就中国ハ粟散辺土也、時ハ濁世末代也、誠ニ非可轉「粟  
 散辺土」は、粟散国ともいい、須弥山を取り巻く大海上に、粟粒のよ  
 うに散在する多数の小国土をいい、日本もその一つで、須弥山南方の  
 海上にある南閻浮提（南瞻部洲）の果ての仏法に縁の薄い土地という  
 認識があった。「濁世末代」は、仏法が廢れ、乱れた末法の世をいい、  
 『往生要集』序に「それ往生極樂の教行は、濁世末代の目足なり」（思  
 想大系「源信」一〇頁）との例がある。○今日ノ情ニ堪スシテ、澄  
 憲付属ヲ得タリケリ。僧都ハ血脈ヲ給テ、法衣ノ袖ニ裹ツ、泣々御  
 前ヲ立タマフ「付属」は、仏語で、師が弟子に仏法の奥義を伝授して、  
 後の世に伝えるよう託すること（日国大）。このあたり、〈覺〉は「さ  
 すが我朝は、粟散辺地の境、濁世末代といひながら、澄憲これを附  
 属して、法衣の袂をしばらく、宮へ帰のぼられける、心のうちこ  
 そたツとけれ」（中一六八頁）とする。〈中〉もほぼ同文だが、末尾の  
 み「かへられけるぞあはれなる」（上一七二頁）とする（屋）もほぼ  
 同じ）。賜った血脈を「法衣ノ袖」に「裹」んだとする〈盛〉の理解は、  
 血脈譜、さらには付随する口決切紙のようなものを想定しているのだ  
 ろう。〈盛〉の描く、こうした澄憲の行動には、安居院流の血脈を相  
 承していることの重要性を示す意味があるのかもしれない。〈中〉は、  
 このあとに〈屋・覺〉が十八日の配流決定及び明雲還俗記事と二十一  
 日の配所決定記事の間に持つ、明雲の履歴を記し、座主次第の未來記  
 文を披見した出來事を載せる。

\*小林美和②「延慶本平家物語の性格―寿祝と唱導の文芸―」（伝承文学研究二〇号、一九七七・6。『平家物語生成論』三弥井書店一九八六・5再録。引用は後者による）

\*柴田實「第一 近江 一 国分寺」（角田文衛編『新修国分寺の研究 第三卷 東山道と北陸道』吉川弘文館一九九一・8）

\*高橋昌明・樋口健太郎「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』承安四年・安元二年・安元三年・治承二年卷」（国立歴史民俗博物館研究報告一五三集、二〇〇九・12）

\*中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院二〇〇〇・2）

\*野本覚成「本覚始覚不二の思想―一心三觀伝授の証明書―」（『仏教文化の展開』山喜房仏書林一九九四・11）

\*松田宣史「安居院流の主張「車中の口決」「官兵の手」と背景―恵心流に対する意識―」（唱道文学研究第七集、二〇〇九・5。『天台宗恵心流の僧と唱導』三弥井書店二〇一五・11再録。引用は後者による）

\*三角洋一「『七天狗絵』の顕教諸宗の専用語をめぐって」（武蔵野文学五二号、二〇〇四・11）

\*山崎誠「唱導と学問・注釈・澹憲の晩年と『雑念集』」（『仏教文学講座第八卷『唱導の文学』勉誠社一九九五・3）

\*山下宏明「平家物語の流伝―諸本と説話―」（名古屋大学文学部研究論集二五号、一九七八・3。『平家物語の生成』明治書院一九八四・1再録。引用は後者による）

\*中村晃祐『人物叢書 最澄』（吉川弘文館一九八八・2）

去程ニ満山ノ大衆<sup>1</sup> 残<sup>2</sup> 留<sup>3</sup>モナク、東坂本ニ下ツ、<sup>4</sup> 十<sup>5</sup> 禪師御前ニテ、各<sup>6</sup> 涙ヲ流シ僉議シケルハ、「当山五十五代、イマダ<sup>7</sup> 天台座主流罪ノ例ヲ聞ズ。此時始テ顕密ノ<sup>8</sup> 主ヲ失ヒ修学ノ窓ヲ<sup>9</sup> 閉事、唯<sup>10</sup> 當時ノ失<sup>11</sup> 面目ノミニ非、末代マデモ口惜カルベシ。然者<sup>12</sup> 三千ノ衆徒等、違勅ノ咎ヲ顧ズ、貫首ニ<sup>13</sup> 代奉テ粟津ヘ向、座主ヲ可<sup>14</sup> 奉<sup>15</sup> 取留<sup>16</sup>。但<sup>17</sup> 追立ノ官人兩送使等、有ナレバ、取得奉ラン事難<sup>18</sup> 有カラシカ。此事冥慮ニ相叶、我山可<sup>19</sup> 為<sup>20</sup> 我山<sup>21</sup> 者、山<sup>22</sup> 王<sup>23</sup> 権現力ヲ合セ給ヘ。衆徒ノ愁歎、神明哀<sup>24</sup> 思召バ、只今<sup>25</sup> 験ヲ見セ給ヘ」ト、肝胆ヲ<sup>26</sup> 碎テ折申ケル程ニ、十<sup>27</sup> 禪師ノ宮ノ<sup>28</sup> 造合ヨリ、白髮タル老女<sup>29</sup> 一人現ジテ、心身ヲ<sup>30</sup> 苦マシメ、五体ニ汗ヲ流テ、「我ニ十<sup>31</sup> 禪師権現乗居サセ給ヘリ。誠<sup>32</sup> 衆徒ノ歎<sup>33</sup> 難<sup>34</sup> 黙止<sup>35</sup>。我此<sup>36</sup> 所ニ跡ヲ垂事、円宗ノ<sup>37</sup> 仏法ヲ守、三千ノ学侶ヲ<sup>38</sup> 為<sup>39</sup> 育也。而今<sup>40</sup> 様ナキ例ヲ我山ニ留<sup>41</sup>、三千ノ貫首ヲ<sup>42</sup> 被<sup>43</sup> 流罪<sup>44</sup> 事、我一人ガ歎ナレバ、冥慮誠ニ<sup>45</sup> 難<sup>46</sup> 休。速ニ可<sup>47</sup> 奉<sup>48</sup> 迎<sup>49</sup>。深力ヲ<sup>50</sup> 合ベシ。アナ心ウヤ」トテ、左右ノ袖ヲ顔ニ<sup>51</sup> 当、サメト<sup>52</sup> ト<sup>53</sup> ゴ泣ケル。大衆<sup>54</sup> 怪<sup>55</sup> 之、「誠ニ十<sup>56</sup> 禪師権現ノ御託宣ナラバ、我等<sup>57</sup> 験ヲ奉ラン。本ノ主々ニ<sup>58</sup> 返給<sup>59</sup>」トテ、各念珠ヲ大庭ヘ<sup>60</sup> 抛タリケリ。物付<sup>61</sup> 是ヲ取集テ、左ノ手ニ<sup>62</sup> クリ懸テ、<sup>63</sup> 立廻<sup>64</sup> 々々若干ノ念珠少モ違ヘズ、本ノ主々ヘ<sup>65</sup> 賦渡ス。<sup>66</sup> 不思議ナリシ事共也。

【校異】 1 〈近〉「ひんかしさかもとに」、〈蓬〉「東坂本に」、〈静〉「ひかし坂本に」。2 〈近〉「十ぜんじの御まへにて」、〈蓬〉「十禪師の御前にて」、〈静〉「十禪師の御前にて」。3 〈近〉「てんだいぎす」、〈蓬〉「天台座主」、〈静〉「天台座主」。4 〈近〉「しゆを」、〈蓬〉「主を」、〈静〉「主を」。5 〈近〉「とづる」、〈蓬〉「とちん」、〈静〉「閉」。6 〈蓬〉「当時面目を」。7 〈近〉「かはりたてまつて」、〈蓬〉「かはり奉りて」、〈静〉「かはり奉りて」。8 〈近〉「をつたての」、〈蓬・静〉「追立の」。9 〈近〉「あなれば」、〈蓬・静〉「あるなれば」。10 〈近〉「くたきて」、〈蓬〉「碎て」、〈静〉「碎て」。11 〈近〉「つくりあはせより」、〈蓬〉「造合より」、〈静〉「造合より」。12 〈近〉「一にん」。13 〈蓬・静〉「くるしめ」。14 〈近〉「もたしかたし」、〈蓬・静〉「黙止かたし」。〈底〉「難點止」を改める。15 〈近〉「やしなはんかため也」、〈蓬〉「字まなかため也」。16 〈近〉「るざいせられん」、〈蓬・静〉「流罪せらるゝ」。17 〈近〉「きうしかたし」、〈蓬・静〉「休めかたし」。18 〈近〉「あて」、〈蓬・静〉「あてゝ」。19 〈蓬〉「ッ」なし。20 〈近〉「これをあやしみ」、〈蓬・静〉「これをあやしてみて」。21 〈蓬・静〉「投たりけり」。22 〈近〉「たちまはりく」、〈蓬〉「立廻りく」、〈静〉「立廻りく」。23 〈蓬〉「不思議成し」。

【注解】 ○去程三満山ノ大衆残留モナク東坂本ニ下ツ、十禪師御前ニテ、各涙ヲ流シ僉議シケルハ 十禪師は、山王二十一社のうちの上七社の一つで、現在の滋賀県大津市坂本にある日吉大社境内の樹下社（樹下宮）。〈盛〉巻四「鹿谷酒宴、静憲止御幸」にも託宣記事があり、十禪師については、本全釈二二—二六頁参照。以下、十禪師の前で大衆が僉議を行い、山門にとって面目を失う事象であることを述べて明雲の奪還を決め、十禪師に山王の加護を願うという展開になる。この基本的な構成は諸本に共通する。しかし、当該項の最後に付した表に見るように、〈盛〉のほか、〈南・屋・覚・中〉では、澄憲受法譚を挟んで、山門大衆が東坂本に下る以前にも、大講堂の前で下山を決める僉議を行った記事があり、下山後の、この十禪師前での僉議とあわせて、二度の僉議が行われている（明雲奪還後にも再び大講堂前で僉議を行うので、それも含めれば計三度となる）。こうした大講堂前の僉議を描く〈南・屋・覚・中〉などの諸本では、十禪師前での僉議の内容は、例えば〈覚〉「十禪師権現の御前にて、大衆又僉議す。抑我等

粟津アハツに行ユキむかつて、貫首クワンジュをうばひとゞめ奉るべし」（上—六九頁）のように、〈延・長〉などに比べ簡潔な叙述になっている。こうした諸本間の異同について、谷村茂は、「（二度の僉議を行う諸本は）二回の僉議がおこなわれているというよりも、場の移動を指標にして、憤りの表白を叙述した物語断片と祈請を叙述した物語断片を接合させる形で一つの僉議が叙述されているのだと考えられる」（四—百）と述べ、「この二つの僉議を十禪師権現前のこととして一括して叙述している」延慶本は、形式と内容の一致した、無理のない構成がとられている（四—百）と述べる。この谷村茂の指摘のように、本来、読本系のように十禪師前での一つの僉議であったものが、二つに分かれたものと見られる。〈鬪〉は、大講堂前の僉議を持つ点は〈盛・南・屋・覚・中〉同様だが、十禪師前での大衆僉議や託宣記事を持たず、「且立イ入イ国イ分イ寺イのイ堂イ」（一） 躊躇チウジウ程、満山（二） 大衆無残留者（三）、如雲霞（四） 従東坂本（五） 至粟津（六） 次連（七）、擬奉止座主（八） 之間穠（九） 追立官人共何路（十） 一人不（十一） 見（十二）」（二—一七〇）と、東坂本へ向かった大衆はすぐに明雲の奪還に至る。

これは十禪師前での僉議や託宣の出来事を省略したものである。〈南〉も〈盛・屋・覚・中〉同様、二つの僉議に分けているが、澄憲受法譚を持たないだけでなく、十禪師前の僉議においても、他本とは異なる展開を見せ、老僧と若大衆が議論をする中（後掲の表の「老僧と若大衆の議論」）で、十禪師権現の託宣が起る構成になっているのである。以下に〈南〉の該当箇所を示しておく。

老僧ノ中ヨリ僉議シテ曰、「前座主明雲ハ勅勘ノ身ナリ。月日ノ光ニアタリ給ダニモ猶恐アリ。神明ノ御計ニアラズハ、私ニ取止奉ラシ事イカゞ有ベカルラン」ト申ケレバ、若大衆共ハ「何条其儀然ルベカラズ。急ギ向ヘヤ者共」トテ押破テハヤリケルニ、老僧共ハ猶オサヘテ静メケル処ニ（上―一五一―一五二頁）

十禪師前の僉議から分割され、前置された大講堂前での僉議は、例えば〈鬪〉に関して「ここで大衆が何を決めたのかがよくわからず、決起集会のような印象も受ける」（〈全注鬪〉上―三三三頁）と評されるように、断片的で僉議としての形態をあまり満たしていない。このことは十禪師前での僉議についても同様で、大講堂前の僉議を持つ諸本においては、二度目の十禪師前での僉議もまた、厳密には僉議とはいえず、ほぼ神明の加護を祈誓するのみになっている。そのため、〈南〉は独自に「僉議」の形態を示そうと、老僧と若大衆の議論の形を十禪師前の僉議に持ち込んだものだろう。

なお、〈延〉は十禪師前の僉議の冒頭に、『澄憲作文集』に拠る「叡山の由来」を語り、賛嘆する独自の異文を持つ（『澄憲作文集』との対応については小林美和に詳細な論がある）。〈長〉は「伝聞、しんたんの天台山は、長あんじやうよりうしとら、我朝の比叡山は、平あん

じやうより鬼門なり」（1―二二―二三頁）と〈延〉よりはかなり簡略な形ではあるが、やはり叡山について触れる。〈盛〉も含め、大講堂前の僉議記事を持つ他本は、こうした叡山の由来については、前掲の通り、大講堂前での僉議記事においてすでに触れており、ここではそうした文言は見られない。

また、この部分に関して、〈覚〉諸本のうち成立の早い龍大本や高良神社本には「十禪師権現の御前にて大衆又僉議す」（旧大系・上―四五七頁の校異補記卷二の1による）の一文がなく、その僉議の場所が明示されていないという問題がある。この点については、富倉徳次郎による「この句は本来あるべきものを、『覚一本』以来省略したのであって、それは前段の文で、「東坂本へ降」った由を述べて、今またここで十禪師権現の御前の僉議を述べることには、叙述が重複すると考えたからであろう。しかし事実ここで僉議の場をはっきり示すことをしないで、省略すると、文脈は辿りにくくなるわけである」（〈全注釈〉上―二四一頁）という指摘があり、高野本（新大系底本）でも補入の形になっていることから、本来の覚一本にはなかったことが概ね認められている。また、このことは、大講堂前の僉議においても、他本「山門ニハ大講堂ノ庭ニ三塔会合シテ僉議シケルハ」（〈屋〉一〇一頁）とあるところを、「山門には、大衆おこつて僉議す」（上―六八頁）として、その場所を明示していなかったことと同一の傾向であり、谷村茂は「場の移動の明示で叙述を展開させていくことよりも、第一の僉議の表白に表現されている、高まっていく大衆の情動そのものによって叙述の流れを構成しようとしているのではないかと考えられる」（四三三頁）と述べている。

\*大衆僉議の構成諸本対照表

〈關〉	〈延・長〉	〈盛〉	〈南〉	〈屋・覚・中〉
大衆大講堂前で 僉議 a 叡山の由来 b 座主流罪の 屈辱	大衆東坂本へ下山 大衆十禪師前で 僉議 a 叡山の由来 b 座主流罪の 屈辱	大衆大講堂前で 僉議 a 叡山の由来 b 座主流罪の 屈辱 澄憲血脈相承	大衆大講堂前で 僉議 a 叡山の由来 b 座主流罪の 屈辱	大衆大講堂前で 僉議 a 叡山の由来 b 座主流罪の 屈辱 澄憲血脈相承
大衆粟津へ発向 明雲奪還 大講堂前で僉議	大衆粟津へ発向 明雲奪還 大講堂前で僉議 e 十禪師の託宣 f 託宣の真偽 を確認 d 加護を祈請	大衆粟津へ発向 明雲奪還 大講堂前で僉議 e 十禪師の託宣 f 託宣の真偽 を確認 d 加護を祈請	大衆粟津へ発向 明雲奪還 大講堂前で僉議 e 十禪師の託宣 f 託宣の真偽 を確認 g 老僧と若大 衆の議論	大衆粟津へ発向 明雲奪還 大講堂前で僉議 e 十禪師の託宣 f 託宣の真偽 を確認 c 明雲奪回の 決意 d 加護を祈請

※なお、〈關・南・屋・覚・中〉の a・b は簡略で明瞭には分けられない。

○当山五十五代、イマダ天台座主流罪ノ例ヲ聞ズ この一文、前出の大講堂前の僉議での「伝教、慈覚、智証大師ノ御事ハ不及申。義真和尚ヨリ已来五十五代、イマダ天台座主流罪ノ例ヲ聞ズ」(一—二九二頁)という箇所と重複する(前項の表〈盛〉の b)。(〈延・長〉の十禪師前での僉議中に「就中、伝教、慈覚、智証三代之御事ハ申ニ不及。義真和尚ヨリ以来五十五代、未<sup>ズ</sup>聞<sup>ク</sup>天台座主流罪之例<sup>ヲ</sup>」(〈延〉巻二—五ウ)との一文があり、前述の通り、僉議を二つに分ける〈盛・南・屋・

(二〇)

覚・中〉は、大講堂前での一度目の僉議において、a 叡山贊嘆や b 座主流罪の屈辱について触れており、座主流罪の前例が無いことを述べるこの一文も、大講堂前の僉議に前置していた。そのため、この十禪師前での僉議においてはそのことには触れない。(〈盛〉も〈南・屋・覚・中〉などと同様に大講堂前での僉議記事も持っているが、それらの諸本とは異なり、この十禪師前での僉議の場においても繰り返して、〈延・長〉同様に座主配流の屈辱について語っている。つまり、〈延・長〉の十禪師前での僉議の形態を残しつつ、大講堂前での僉議記事も持っているため、〈盛〉のみが座主流罪の屈辱を述べるこの一文を二度の僉議に重複して持つ形になっているのである。以上のような〈盛〉の当該記事の構成からは、〈延・長〉の本文に〈南・屋・覚・中〉の本文を取り込むことで〈盛〉のような本文ができたか、あるいは〈南屋・覚・中〉の本文が〈盛〉の本文を整理した結果であるか、のどちらかが想定される。この箇所のみではいずれかに決定することはできないが、〈盛〉の本文形成を考える上でも重要なお、『天台座主記』に「五十五世 法印明雲(梨下 円融房) 治山十年。権大納言(久我) 顕道卿二男、師主 最雲親王。相実法印灌頂弟子。仁安二年(丁亥)二月十五日任座主。〈年五十三〉」(校訂増補天台座主記一〇一頁)とあるように、明雲の第一次の治山は、義真を初代として五十五代目にあたる。また流罪の例がないことは、『顕広王記』治承元年五月二十一日条に「明雲被<sup>レ</sup>流伊豆国。雖無天台座主配流之例依勅定<sup>レ</sup>歟」(高橋昌明・樋口健太郎四三六頁)とある。○此時始テ顕密ノ主ヲ失ヒ修学ノ窓ヲ閉事、唯當時ノ失面目ノミニ非、末代マデモ口惜カルベシ(〈延〉は「末代ト云ドモ争カ我山ニ疵ヲバ付ベキ」(巻二—五ウ、〈長〉

ほぼ同じ」とする。「顕密ノ主」は天台座主のことをいい、〈盛〉巻五「山門奏状」に引かれる山門の奏状に「明雲是顕密之棟梁」(1—二八四頁)、〈盛〉巻五「山門落書」に引かれる山門の落書に「夫前座主明雲僧止者……顕密之大将、大戒之和尚也」(1—三一—三二頁)とある。「修学ノ窓を閉づ」は、〈延〉巻三「山門ノ学生ト堂衆ト合戦事付山門滅亡事」に「山上ニハ谷々ノ講演モ悉ク断絶シ、堂々ノ行法モ皆退転シヌ。修学ノ窓ヲ閉テ、坐禪ノ床モ空クセリ」(巻三—二八〇)とあり、叡山の衰微を歎く表現として用いられる。なお、同箇所を〈盛〉は「日出カリシ峯ナレドモ、谷々ノ講演モ皆断絶シ、堂々ノ行法モ、悉ク退転ス。修学ノ窓ヲ閉塞、座禪ノ床ニ塵積ル」(2—二二—二三頁)とする。

○然者三千ノ衆徒等、違勅ノ咎ヲ顧ズ、貫首ニ代奉テ粟津ヘ向、座主ヲ可奉取留　そうであるから三千の衆徒らは、勅命に反する罪を顧みず、自身の身を座主に代え申し上げ、粟津に発向して座主を奪い取り申し上げよう、という意味。前段に「粟津ノ国分寺ノ毘沙門堂ニ立入給ヘリ」(1—一九三頁)と粟津に滞在している。「三千」は叡山の衆徒の数の定型表現。『堪囊抄』十四には「山ハ戒定恵ノ三字ヲ表シテ三塔ヲ立テ、人ハ一念三千ノ義ヲ以テ三千ノ数トス」(臨川書店『塵添堪囊抄・堪囊抄』七一〇頁)とあり、一念三千の観法に擬えていうとするものもある。〈延〉「所詮三千ノ大衆、身ヲ我山ノ貫首ニ代ヘ奉リ、命ヲハ伊王山王ニ進ラス。粟津ヘ罷向テ貫首ヲ可奉ル取リ留」(巻二—一五ウ)、〈長〉「所せん三千人の大衆、身を我山の貫首に奉り、命をばいわう山王に奉て、あは津へまかりむかい、貫首を取とゞめ奉べし」(1—二二四頁)とするように「身ヲ貫首ニ代奉テ」とあるのがわかりやすい。〈屋・覚・中〉「抑我等粟津ニ行向テ、貫首を

ばうばいとゞめ奉りぬ」(〈覚〉上—七三頁、〈屋〉のみ「粟津ノ辺ニ」とする)とあり、明雲の「違勅ノ咎」にあたることに言及するのは、〈盛〉のみ。このことは明雲自身が「カ、ル勅勅ノ者ナレバ」と歎いていたことと重なる。〈盛〉では、違勅にあたることを顧みず、明雲奪還へ動く山門大衆の姿を描き出し、後の十禪師権現の加護の靈験につなげていく。○但追立ノ官人兩送使等有ナレバ、取得奉ラン事難有カランカ　ただし、追立の官人や領送使たちが警備をしているので、明雲を奪取し申しあげることが難しいだろうか、という意味。諸本は「事ゆへなくとりえたてまつらん事ありがたし」(〈覚〉上—六九頁)と「事ゆへなく」を挿入している。〈盛〉「兩送使」は、〈延・長〉のように「領送使」とあるべきだが、〈盛〉はこのあとも「角テ国分寺ノ毘沙門堂ヘ参ケレバ、綱ゲナリツル追立ノ官人モ見エズ、兩送使モ失ニケリ」(1—二九七頁)と同じ表記を繰り返している。「追立ノ官人」は前出箇所では「追立ノ檢非違使」(〈延・長・盛〉)とあり、檢非違使の役人が務める役であつたらしい。半井本『保元物語』「檢非違使維繫、資能、追立ノ有司ニテ山城ヘ参ル」(新大系—二五頁)。他本は、〈屋〉「領送使」(1—〇二頁)、〈中〉「りやうそうしら」(上—七二頁)、〈覚〉「追立の鬱使、兩送使」(上—六九頁)とする。〈全注釈〉で富倉徳次郎は、〈屋〉に「追立ノ打使」という例が見られること、百二十句本で「おつたてのちやうし」と仮名書きされていることから、〈覚〉の「追立の鬱使」という表記は「追立の打使」の誤りと考えたいと思わざるをえないのである。すなわち「打使」を「打使」と書き、それが読み誤られて「うつし」とし、「鬱使」と表記されるに至つたと考えたいのである」(上—三三六頁)とする。

それに対して迫徹朗は、「打使」が「斤使」であることは認めるものの、「鬱使」は「追使」の当て字で、「追立ノ檢非違使（追立ノ官人）」と同義とみる（五二—五四頁）。さらに、『清解眼抄』ならびに同書所引『後清録記』によって、「追使」「領送使」それぞれの役割を検討し、いずれも尉・志・府生などの檢非違使が任命され、流人の自宅から流罪地が西国の場合は、七条朱雀まで、東国・北陸道の場合は、粟田口の辺まで追うのが追使、それから配所まで届けるのが領送使の役割であったと推定した（五三頁）。『邦訳日葡辞書』『Votateno xxxi. ヲツタテノウツシ（追つ立ての鬱使）刑を執行する役人、または、刑に処するため罪人を連れて行く役人（七三—七四頁）。○此事冥慮ニ相叶、我山可為我山者、山王権現力ヲ合セ給ヘ（延・長・覚）「山王大師ノ御力ヨリ外憑方ナシ」（延）巻二一六オとあるのみで、〈盛〉はより説明的になっている。〈中〉は「今は十ぜんじごんげんの御ちからのほかは、たのみたてまつるかたなし」（上一七三頁）と、十禪師権現の神名を出す。〈鬮・南・屋〉は該当本文なし。本段での神名表記の諸本異同については後掲表参照。○衆徒ノ愁歎、神明哀ト思召バ、只今驗ヲ見セ給ヘト、肝胆ヲ碎テ祈申ケル程ニ（延・長）「事故ナク取得奉ルベクハ、只今驗シ見セ給ヘト三千人ノ衆徒一同ニ肝胆ヲ摧テ祈念ス」（延）巻二一六オとある。〈屋〉「若無別事可奉奉ルベク留メハ、此ニテ先一ツノ瑞相ヲ見セシメ給ヘ、ト各肝胆ヲ摧テ祈念シケリ」（二〇二—二〇三頁）、〈覺〉「まことに別の子細なく取え奉るべくは、こゝにてまづ瑞相を見せしめ給ヘ」と、老僧共肝胆をくだいて祈念しけり（上一六九頁）とあり、ほぼ同内容であるが、靈驗や瑞相を求める発言者がそれぞれ異なり、〈延・長〉「三千人ノ衆徒一同ニ、

〈屋〉「各」（二〇二頁）、〈覺〉「老僧共」（上一六九頁）とする。ここで〈覺〉が「老僧」を登場させていることが特徴的だが、この後の託宣の場面で〈屋・覚・中〉には「老僧」が登場しており、その役割を拡大させたものであろう。また、前述の通り〈南〉が老僧と大衆との議論形式になっていることも関係するか。なお〈中〉は「かんたんをくだきて申所に」（上一七二—七三頁）と簡略で瑞相や靈驗を求めた文がない。○十禪師ノ宮ノ造合ヨリ、白髮タル老女一人現ジテ、心身ヲ苦マシメ、五体ニ汗ヲ流テ（盛）のみ、「十禪師ノ宮ノ造合ヨリ」と場所を明示し、また物憑きになる人物を「白髮タル老女」とする。中世では、寢殿と廊のように、二つの建物が軒あるいは妻を接して建つとき、その中間の部分を「造合」と呼んだ。ここでは、後殿と前殿をつなぐ部分をいうか。日吉社など中世の霊場では、床下や縁下に參籠することがあったことが知られており（本全釈二—三三頁）三ニハ自都ノ住居ヲ捨テ、御輿ノ下殿ニ候宮籠ニ相交テ……項参照、造合から現れたというのはそういった宮籠の存在を意識しているか。〈延〉は「良久クアリテ一人ノ物付狂出テ、暫ク狂ヒ躍ル。五牀ヨリ汗ヲ流シテ申ケルハ」（巻二一六オ）とする。〈長・屋・覚・中〉は「こゝに無動寺法師、乗田律師が童、鶴丸とて、生年十八歳になるが、身心をくるしめ、五体に汗を流ひて、俄に狂ひ出たり」（〈覺〉上一六九—七〇頁）と具体的名称を出す。佐藤眞人①は、これらの事例の背景には、児・童子をもって十禪寺の神の憑坐とする信仰が存在したのではなからうかとする（四九頁）。〈南〉は「西塔法師ニ善覺房堅者長胤ト云悪僧ノ具シタリケル童、甲冑ヲヌギステツ、社壇ニ打上テ身心ヲ苦シメ五牀ニ汗ヲ流シテ」（上一二五—二六頁）とし、無動寺ではなく、西

塔の法師の童とするが、詳細は未詳。〈長・屋・覚・中〉のいう、乗  
 円律師も伝未詳だが、〈延〉巻一「山門大衆清水寺へ寄テ焼事」に  
 「・無動寺法師ニ伯耆賢者乗円ト云学生大悪僧ノ有ケルガ進出テ僉議  
 シケルハ、罪業本ヨリ所有ナシ。妄想顛倒ヨリ起ル。心性源清ケレバ  
 衆生即仏也。只本堂ニ火ヲ懸テ焼ヤ者共ト申ケレバ」(巻一―五一オ)  
 とあり、清水寺炎上の張本人をこの乗円とする記事がある。〈盛〉は  
 清水寺炎上についても「東塔南谷教光坊大和阿闍梨仙性トテ、学匠ノ  
 而モ大悪僧也ケルガ、進出テ僉議シテ云」(巻二「山僧焼清水寺事」・  
 本全釈七―三三頁参照)としており、乗円の名前を出さない。ちなみ  
 に、〈盛〉では、後掲の通り、この仙性の名は、奪還した座主明雲を  
 祐慶と共に担いだ僧の名としても出る。松田宣史は「(覚一本は)梶  
 井門跡出身の座主を延暦寺全体で奪還しようとしたことを言い、明  
 雲或いは天台座主の絶対性を示唆していると考えられる。それに対し  
 て『源平盛衰記』の編者は乗円を出さないことによって、明雲の奪還  
 に青蓮院門徒は関与していないことを表しているのである(五八頁)  
 とし、他の例もあわせて「どうやら『源平盛衰記』の編者は梶井門跡  
 を意識し、青蓮院門跡にとって都合の良いように書き換えているので  
 はないかと思われるのである」(六〇頁)と主張する。これに対して、  
 源健一郎は、なぜ語り本系との比較においてのみ論じられなければな  
 らないのであるのかと疑問を呈し、むしろ「延慶本・盛衰記における  
 不特定の人物伝承が、語り本系・長門本に見られるような無動寺関係  
 者と特定する伝承へと改変された背景をこそ、問題にすべきではない  
 だろうか」(五九頁)とする。源の論に従うべきだろう。一方で、〈盛〉  
 で女性に憑依することからは、日吉社の巫女の存在が想起される。山

本ひろ子は『山王絵詞』をもとに、「十禪師は巫者の身体に憑依して  
 託宣するのであるが、その巫者とは年若い童女がほとんどであり、後  
 述の「廊の御子」という巫覡集団の女巫との繋がりを喚起させて興味  
 深い」(四五頁)と分析するが、もちろん年老いた巫女も活動してい  
 たであろう(時代は下るが、佐藤真人三〇頁により確認される)。〈盛〉  
 では巫女とは記されていないが、彼女たちのイメージが投影されてい  
 るのではないか。○我二十禪師権現乗居サセ給ヘリ こうした十禪  
 師権現の名乗りがあるのは〈盛・屋・覚・中〉で、〈闕・延・長〉に  
 はない。〈南〉は「七社権現オリサセ給テアラタニ御託宣ゾ有ケル」(上  
 一―一五二頁)とし、十禪師権現に特定しない形になっている。神名の  
 異同については後掲表参照。○誠衆徒ノ歎難黙止。我此所ニ跡ヲ垂  
 事、円宗ノ仏法ヲ守、三千ノ学侶ヲ為育也 本当に叡山の衆徒等の嘆  
 きは黙って見ていることはできない。私がここに垂迹したのは、天台  
 宗の仏法を守護し、三千人の学侶達を育てる為である、という意味。  
 「円宗」は天台宗の異称。円頓宗。「学侶」は、奈良・高野山・比叡山  
 などの大寺で、僧侶のうち、修学を専門にする僧の称。比叡山では上  
 方・中方・下僧と三階層ができ、上方が学生・学匠・学侶と呼ばれ、  
 中方が堂衆であった(『岩波仏教辞典』)。○而今様ナキ例ヲ我山ニ留、  
 三千ノ貫首ヲ被流罪事、我一人ガ歎ナレバ、冥慮誠ニ難休 そうであ  
 るのに今、前例のなかった例を叡山に作り、三千人の僧の貫首を流罪  
 にされてしまうことは、私にとっても大きな歎きなので、神仏として  
 の深い思し召しも休まらない、という意。○速ニ可奉迎。深力ヲ合  
 ベシ 速やかに明雲座主をお迎え申し上げるべきだ。それに力を合わ  
 せようというって、という意味。ここでの託宣の通り、明雲奪還の際に

は、当初憂慮されていた追立の檢非違使や領送使らが即時に逃げ去ってしまう形で、その加護が実現される。○アナ心ウヤ」トテ、左右ノ袖ヲ顔ニ当、サメトトゾ泣ケル。ここまでの十禪師権現の託宣の内容は〈盛〉の独自異文。〈延・長〉は「世ハ末ナレドモ、日月末<sup>ス</sup>地<sup>ニ</sup>落<sup>ル</sup>。国ハ賤ケレドモ、靈神、光ヲ耀ス。爰ニ貫首明雲ハ、我山ノ法燈、三千ノ依怙タリ。而ヲ罪ナクシテ他国ニ遷レム事、一山ノ瑕瑾、生々世々ニ心憂カルベシ。サラムニ取テハ、我、此山ノ麓ニ跡ヲ留テモナニカハセム、本土ヘコソ帰ラムズラメトテ、袖ノ兒ニヲシアテ、サメトト泣ケレバ」(〈延〉巻二一六オ)とし、〈屋・覺・中〉『末代といふ共、争か我山の貫首をば他国へは移さるべき。生々世々に心憂し。さらむにとつては、われこのふもとに跡をとめてもなに、かはせん』とて、左右の袖をかほにおしあてて、涙をはら〜と流す」(〈覺〉上一七〇頁)とする。いづれも、十禪師権現(ないし山王権現)が円宗守護の靈威を語り、明雲流罪を歎いて涙を流す内容で、〈盛〉と基本的には同内容である。ただ、例えば〈延〉の末尾に「サラムニ取テハ、我、此山ノ麓ニ跡ヲ留テモナニカハセム。本土ヘコソ帰ラムズラメ」(巻二一六オ)とあるように、〈盛〉以外の諸本では、山王権現は、「本土」すなわち磯土に垂迹する以前の仏土に帰ることまでを述べており、かなり強い歎きと叡山の危機を示しているのだが、〈盛〉は「アナ心ウヤ」とするのみ。また、〈南〉は〈盛〉とも異なる、独自の異文を持ち、「我当山ノ麓ニ跡ヲ垂テヨリ以来数百ノ星霜ヲ送ルニ今罪ナクシテ罪ヲ蒙ル人アリ。衆徒何ゾ鬱憤ノ心ナカラシヤ。早彼人ヲ取止ムベシ。然者神慮モ力ヲ合スベシ」(上一一五三頁)と、衆徒に奪還を促す内容になっている。○大衆怪之、「誠二十禪師権現

ノ御託宣ナラバ、我等驗ヲ奉ラン。本ノ主々ニ返給」トテ、各念珠ヲ大庭ヘ抛タリケリ。大衆たちはこの託宣を怪しみ、「本当に十禪師権現の御託宣であるなら、私たちはその証拠のものを差し上げましょう。これをもとの持ち主に返してみせてください」といって、それぞれの念珠を神前の広場に投げた、ということ。大衆がなぜ託宣を怪しんだのか、理由は明示されていない。〈延・長〉もほぼ同内容だが「大衆、是ヲ怪テ、実ニ山王ノ御託宣ナラバ、我等ガ念珠ヲ献リタラムヲ、少モ違ヘズ、本ノ主々ヘ返給ベシトテ、衆徒等、念珠ヲ同時ニ宝前ヘ投タリケレバ」(〈延〉巻二一六オ〜六ウ)と具体的な状況がわかりやすい。〈屋・覺・中〉は「大衆これをあやしみて、『誠に十禪師権現の御託宣にて在さば、我等しるしをまいらせん。すこしもたがへず、ものぬしに返したべ』とて、老僧共四五百人、手々に持ッたる数珠共を、十禪師の大床のうへへぞなげあげたる」(〈覺〉上一七〇頁)のように、数珠を投げる役割として「老僧」を登場させている。〈南〉は前述の通り、若大衆と老僧の議論形式を採っているが、「老僧共ハ、『是モ猶信用シガタシ。誠ニ神明ノ御計ナラバ、聊シルシヲ見セ給ヘ』トテ、三千人ノ大衆一度ニ念珠ヲ十禪師ノ御前ヘナゲ集タリケレバ」(上一一五三頁)と明雲奪還に否定的な立場の老僧が託宣に疑義を呈し、大衆が念珠を投げてその神明の瑞相を証明する形になっており、両者の議論にうまくこの靈験を確認する一件を取りこんでいる。この〈南〉の老僧と若大衆の議論を組み合わせる形式は、例えば憑依した人物を「西塔法師ニ善覺房殿著長胤ト云悪僧ノ具シタリケル童」(上一一五二頁)と独自の記事を記すように、諸本の中では先行する形態ではなく、〈屋・覺・中〉などの諸本の「老僧」の存在から着想されたものか。

また、数珠を投げたのは、〈延・長・盛〉の場合、衆徒ないしは大衆だが、人数を記さない。恐らくは、三千人近くの大衆が投げたとするのであろう。その点、〈南〉は、「三千人ノ大衆一度ニ」(上―一五三頁)とするが、その前に「老僧共ハ是モ猶信用シガタシ、誠ニ神明ノ御計ナラバ、聊シルシヲ見セ給ヘ」と老僧共が投げたかのように記しながら、「三千人ノ大衆」とするのは不整合を来していると言えよう。〈屋〉「可然老僧共数百人」(一〇三頁)、〈覺〉「老僧共四五百人」(上―七〇頁)、〈中〉「めんくくにたちならびたるらう僧、千よ人」(上―七三頁)。これからも、〈南〉が、〈延・長・盛〉と〈屋・覺・中〉に見る本文を取り合わせたための不整合かと考えられる。数珠を投げる場所については、〈延・長・宝前〉(〈延〉卷二―六ウ)・〈南〉「十禪師ノ御前」(上―一五三頁)・〈屋・覺〉「十禪師の大床のうへ」(〈覺〉上―七〇頁)・〈中〉「大ゆかの上」(上―七三頁)などとするが、〈盛〉のように「大庭」とするものはない。「大床」は、神社建築の本殿の縁(広廂や広縁)をいい、向拝の下の床である浜床(浜縁)に対していう語。〈盛〉は、十禪師権現の憑依した老女は、「十禪師ノ宮ノ造合」から出現していたから、完全な屋外になる「大庭」より「大床」がふさわしく、〈盛〉は「大床」の誤写によるものかもしれない。託宣を怪しむ例として、明恵と春日大明神の説話が想起されるが(『古今著聞集』卷二―六四「此事信ぜられず。まさならば、その験をしめし給ふべし」(旧大系一〇〇頁)など)、〈盛〉では大衆が数珠を投げ、それを老女が走り回って回収するといった躍動感溢れる描写に特色が見出せよう。○物付是ヲ取集テ、左ノ手ニクリ懸テ、立廻々々若干ノ念珠少モ違ヘズ、本ノ主々へ賦渡ス。不思議ナリシ事共也。〈延〉は「物

付、是ヲ悉ク拾集テ、本ノ主々へ一々ニ賦リ渡シテケリ」(〈延〉卷二―六ウ)と簡略。〈屋・覺・中〉は「此物狂ひ、はしりまはってひろひあつめ、すこしもたがへず、一々にもとのぬしにぞくばりける」(〈覺〉上―七〇頁)とほぼ同じ。〈長〉は「ものくるい是をことくくひろひあつめて、『いかに我をばひきみるぞ。返々存外なる次第なり。さはあれどもくはくうけとれ』とて、一々にもとのぬしへなげ返くたびけり」(一―二二二―二三頁)と「ものくるひ」が託宣の真偽を疑われたことに対する怒りを述べる発言を増補している。「物付」は、「神霊を一時的にのり移らせるため、祈祷師が伴う童子や女。よりまし。ものつくもの」(〈日国大〉)であり、〈延〉は前述の出現の箇所でも「一人ノ物付狂出テ」とし、「物付」で一貫していた。「賦」については〈名義抄〉に「クバル」(仏下本一九)の和訓がある。なお、『元亨釈書』卷二十六資治表・嘉応皇帝条にも「台衆議曰、雲公無罪、只是加州之讒耳。又夫雲公無咎受譴、豈非吾貽台獄之恥乎。我等赴湖浜当奪而歸。台衆恐事不就。詣山王神祠告志。且曰、神若容議願見感異。時一童子狂呼曰、我是明神也。我又患雲師之竄喜大衆之議耳。於是乎者宿五百余人擲所持念珠于神前曰、若所託不虛、還珠於各主。童子便接散珠。一一付之。不有差誤。因此台衆遂至粟津奪而歸。台衆自山上接粟津」(国史大系・三九七頁)とあって、『平家物語』同様の十禪師前の僉議および託宣の記事が見える。物付が生じた人物を「一童子」とし、また「耆宿五百余人」とするのは、〈屋・覺・中〉の内容と一致する。「雲公」すなわち明雲の罪を「加州之讒耳」として加賀守師高の讒言に帰することも含め、明らかな『平家物語』の影響が感じられる。『元亨釈書』

の成立した一三二〇年代に、〈延・長・盛〉とは異なる、語り本に近

似した本文があったとすれば、非常に興味深い。

(六)

【引用参考文献】

\* 小林美和「延慶本平家物語の性格―寿祝と唱導の文芸―」（伝承文学研究二〇号、一九七七・6。『平家物語生成論』三弥井書店一九八六・5再録。引用は後者による）

\* 佐藤真人①「中世日吉社の巫覡について」（國學院雜誌八五巻八号、一九八四・8）

\* 佐藤真人②「日吉社の巫女・廊御子・木守」（『巫覡・盲僧の伝承世界第二集』三弥井書店二〇〇三・3）

\* 高橋昌明・樋口健太郎「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』承安四年・安元二年・安元三年・治承二年巻」（国立歴史民俗博物館研究報告一五三集、二〇〇九・12）

\* 谷村茂「『平家物語』屋代本・覚一本の叙述構成の方法―巻二、明雲奪還叙述の大衆僉議をめぐる―」（同志社国文学二二号、二〇〇五・3）

\* 迫徹朗「『平家物語』考証二題―「あな黒々」と「鬱使」―」（香椎潟二六号、一九八一・3）

\* 松田宣史「源平盛衰記の成立圏」（中世文学三三号、一九八八・6。『比叡山仏教説話研究―序説―』三弥井書店二〇〇三・11再録。引用は後者による）

\* 源健一郎「源平盛衰記と天台圈―青蓮院門跡閑与説の検証―」（中世文学四九号、二〇〇四・6）

\* 山本ひろ子「中世日吉社の十禅師信仰と担い手集団―叡山・靈童・巫覡の三層構造をめぐる―」（寺子屋語学・文化研究所論叢三号、一九八四・12）

山王権現ノ靈験ノ新ナル忝サニ、衆徒涙ヲ流ツ、<sup>1</sup>「サラバ迎奉レヤ」トテ、袈裟衣ヲバ甲冑ニ脱替テ、或ハ<sup>2</sup>渺々タル志賀、唐崎ノ浦路ニ、歩<sup>2</sup>引唱衆徒モアリ。或ハ漫々タル山田、<sup>3</sup>矢橋ノ湖上ニ、<sup>4</sup>舟ニ竿サス大衆モアリ。角テ<sup>5</sup>国分寺ノ毘沙門堂ヘ参ケレバ、<sup>6</sup>稠ゲナリツル<sup>7</sup>追立ノ官人モ見エズ、<sup>8</sup>而送使モ失ニケリ。座主ハ此有様ヲ御覽ジテ、大ニ恐給。被<sup>9</sup>仰ケルハ、「勅勘ノ者ハ月日ノ光ニダニモ不レトコソ申セ。況ヤ不<sup>10</sup>廻ニ時刻<sup>11</sup>可<sup>12</sup>被<sup>13</sup>追下<sup>14</sup>之由、<sup>15</sup>被<sup>16</sup>宣下<sup>17</sup>上ハ、<sup>18</sup>暫モヤスラフベキニ非。衆徒ハトク<sup>19</sup>く<sup>20</sup>帰上給ヘ」ト<sup>21</sup>九テ、端<sup>22</sup>近<sup>23</sup>出給<sup>24</sup>宣ケルハ、「三台槐門ノ家ヲ出テ、四明幽溪ノ窓ニ入シヨリ以来、<sup>25</sup>広<sup>26</sup>田宗ノ教法ヲ学シテ、只我山ノ興隆ヲノミ思ヒ、<sup>27</sup>奉<sup>28</sup>祈<sup>29</sup>国家ニ事モ不<sup>30</sup>疎<sup>31</sup>、衆徒ヲ<sup>32</sup>育志モ<sup>33</sup>深<sup>34</sup>リキ。然<sup>35</sup>而身ニ誤<sup>36</sup>ナフシテ、無<sup>37</sup>実ノ讒奏ニヨリ<sup>38</sup>遠<sup>39</sup>流ノ重科ヲ蒙ル事、<sup>40</sup>両所三<sup>41</sup>聖定テ知見照覽シ給ラン。倩<sup>42</sup>事ノ<sup>43</sup>情ヲ案ズルニ、大唐ニハ慈恩大師、<sup>44</sup>達磨和尚、<sup>45</sup>配所ノ草ニ名ヲ埋<sup>46</sup>ミ、我朝ニハ<sup>47</sup>役優婆塞、<sup>48</sup>遠<sup>49</sup>流ノ露ニ袖ヲ絞給ヘリ<sup>50</sup>キ。我身一人ニ非ズ、是皆先世ノ宿業ニコソト思ヘバ、<sup>51</sup>代<sup>52</sup>ヲモ人ヲモ、神ヲモ仏ヲモ、奉<sup>53</sup>恨心ナシ。是マデ<sup>54</sup>訪<sup>55</sup>来給ヘル衆徒ノ芳志<sup>56</sup>コソ<sup>57</sup>難<sup>58</sup>ニ<sup>59</sup>申<sup>60</sup>尽<sup>61</sup>」トテ、香染ノ袖ヲゾ絞ラセ給ケル。奉<sup>62</sup>見<sup>63</sup>之衆徒、争カ<sup>64</sup>衫ヲ絞ザルベ<sup>65</sup>ニ<sup>66</sup>九<sup>67</sup>キ。皆<sup>68</sup>鎧ノ袖ヲゾヌラシケル。

【校異】 1 〈蓬・静〉「渺々（ひくく）とある」。2 〈近・蓬・静〉「いさなふ」。3 〈近〉「やはせの」、〈蓬〉「矢橋（ヤハシ）の」、〈静〉「矢橋（ヤハセ）の」。4 〈蓬〉「船に」。5 〈近〉「びしやもんだうへ」、〈蓬〉「毘沙門堂（ヒサモンドウ）へ」、〈静〉「毘沙門堂（ヒサモンドウ）へ」。6 〈近〉「きびしけなりつる」、〈蓬・静〉「きみしけなりつる」。7 〈近〉「をつたての」、〈蓬・静〉「追立（オイケテ）の」。8 〈蓬・静〉「官人モ」なし。9 〈蓬〉「仰けるは」、〈静〉「仰せけるは」。10 〈近〉「ちよつかんの」、〈蓬・静〉「勅勘（チヨウカン）の」。11 〈近〉「せんげせらるゝ」、〈蓬・静〉「宣下（センゲ）せられし」。12 〈近〉「しばしも」、〈蓬・静〉「暫も（シハラフ）」。13 〈蓬〉「ニ」なし。14 〈蓬〉「返上り給へ」とて、「静」「返上り給へ」とて。15 〈蓬・静〉「広」なし。16 〈近〉「こつかをいのりたてまつる」、〈蓬〉「国家（コツカ）を祈奉る」、〈静〉「国家（コクカ）を祈たてまつる」。17 〈近〉「はこくむ」、〈蓬〉「孚」、〈静〉「孚」。18 〈蓬〉「ふかゝりを」。19 〈近〉「しかるに」、〈蓬〉「しかれとも」、〈静〉「しかれ共」。20 〈蓬・静〉「なくして」。21 〈近〉「ゑんるの」。22 〈近〉「こゝろを」、〈蓬・静〉「心を」。23 〈近〉「ゑんるの」。24 〈蓬〉「キ」なし。25 〈蓬・静〉「世をも」。26 〈蓬・静〉「つくしかたけれとて」。27 〈近〉「そでを」、〈蓬・静〉「袂（タビ）を」。

【注解】○山王権現ノ靈驗ノ新ナル忝サニ、衆徒涙ヲ流ツ、（二九六頁）、「サラバ迎奉レヤ」トテ ここまでの各諸本での神名表記を一覧対照させると次のようになる。表に記す①～④の当該記事を〈盛〉で示せば次のようになる。①祈誓対象「我山可為我山者、山王権現力ヲ合せ給へ」（二九五～二九六頁）、②託宣者の名乗り「我二十禪師権現乗居サセ給へリ」（二九六頁）、③衆徒による確認「誠二十禪師権現ノ御託宣ナラバ、我等驗ヲ奉ラン」（二九六頁）、④靈驗の尊さ「山王権現ノ靈驗ノ新ナル忝サニ、衆徒涙ヲ流ツ、」（二九七頁）。

④靈驗の尊さ	×	七社権現	七社権現	山王権現	×	神明	十禪師
①祈誓対象	×	山王大師	山王大師	山王大師	×	山王大師	十禪師
②託宣者の名乗り	×	山王	山王	山王	×	山王	十禪師
③衆徒による確認	×	山王	山王	山王	×	山王	十禪師
④靈驗の尊さ	×	七社権現	七社権現	山王権現	×	神明	十禪師

佐藤真人①②、山本ひろ子、名波弘彰らが指摘するように、「十禪師はしばしば託宣や夢告によって人々に神意を伝える神として信じられて」（山本ひろ子、四三三頁）きた神であり、「大宮、ひいては山王の使者として、彼界と現世を結ぶという地位であった」（下坂守三三三頁）。

『山王利生記』『山王絵詞』では主に子女または巫女に憑依して託宣すること（下坂守三三三頁）、背景として「廊の御子」という巫覡集団の女巫との繋がりが指摘されている（山本ひろ子四五頁）。「盛」では巻四「殿下御母立願」にも、この十禪師権現による託宣記事がある。ただし、その巻四の託宣記事において十禪師権現の神名を明らかにするのは〈四・盛〉のみで、他本は〈延・長・覚〉が山王（権現）とし、〈中〉が八王子とし、〈南〉は「権現」とのみ記していた（本全一、二二六頁）。ここでは、場所は十禪師で固定されており、十禪師権現の託宣であることは自明であるとはいえるが、〈延・長〉は託宣者自身の名乗りも持たず、他の箇所でも「山王大師」「七社権現」としており、十禪師権現であることへのこだわりは感じられない。〈南〉も名乗りの場面でも「七社権現」としており、〈延・長〉同様、十禪師権現へのこだわりは乏しい。〈屋・覚・中〉は十禪師権現への傾斜を見せ、特に〈中〉はすべての箇所ですべて「十禪師」に統一されている。〈盛〉もこれらの諸本と同様の姿勢と言える。また、憑依対象が、〈延〉は単に「物付」であるのに対して、〈屋〉「無動寺法師ニ乗円律師ガ童、

鶴丸トテ少年十八歳ニ成ケルガ（〈覚・中〉も同、〈長〉は「鶴丸」以下を欠く）、〈南〉「西塔法師に善覺房堅者長胤ト云愚僧ノ具シタリケル童」と「童形」に固定していく（十八歳という年齢からしても、必ずしも年若い童子というわけではない）のも、「山の靈童を原型として定着していった」十禪師権現の「像的イメージ」（山本ひろこ四七頁）であることがより強く意識されていく状況を反映している。その点、〈盛〉は「老女」の出現を描いていることは、『山王靈驗記』『山王絵詞』に登場する憑依される巫女との関連を想起させるものであろう。○袈裟衣ヲバ甲冑ニ脱替テ この装束を替える描写は他本になく、〈盛〉の独自異文。○或ハ渺々タル志賀、唐崎ノ浦路ニ、歩引唱衆徒モアリ。或ハ漫々タル山田、矢橋ノ湖上ニ、舟ニ竿サス大衆モアリ 十禪師のある東坂本の日吉大社から、明雲の到着している湖東の瀬田付近まで、陸路、湖西側の志賀、唐崎を経由して琵琶湖岸の道を行く経路と対岸の現在の草津市の山田港、矢橋港まで湖上を渡っていく経路とを用いて、大衆達が移動したということ。このあたりの文言は前出の明雲の描写「漫々タル海上ニ、山田、矢橋ノ渡舟、漕ハカレケル有様モ、渺々タル浦路ノ志賀、坂本ニ立煙、空ニ消ユク景気マデ、我身ノ上トゾ思召」（二九二頁）と重なる点が多い。前段のこの箇所は〈盛〉の独自異文であり、本箇所を参照して増補されたものか。諸本に示される地名は同じだが、〈延・長・南〉は「志賀唐崎ノ浜路ニ、小馬ニ鞭打衆徒モアリ」（〈延〉巻二一六ウ）と、陸路の場合「小馬（駒）」に乗っていくのに対して、〈屋・覚・中〉は〈盛〉同様「或は志賀・辛崎の浜路にあゆみつゞける大衆もあり」（〈覚〉上一七〇頁）と徒歩を強調する。大衆が馬に乗ることは「興福寺□□□

□騎馬或歩行数千人（入）京、今集八省、次可、到左府ニ云々」（『小右記』寛弘三年（二〇〇六）七月十三日）、「興福寺大衆、有上洛風聞」（略）次大衆二千人許、此中有騎馬者」（『中右記』寛治七年（二〇九三）八月二十六日）など、興福寺の僧兵の例がある。延暦寺の場合、「法師敢言云、騎馬て前々専不登山、縦大臣・公卿なりとも執髮て引落せ云々」（『小右記』長和元年（二〇一二）五月二十四日）のように寺域内では騎馬の習慣がなかったらしい。「歩引唱」は〈盛〉の独自異文で、〈近・蓬・静〉に「いさなふ」とあり、歩みいざなふは、連れ添っていく、の意か。「引唱 イサナフ」（前田本『色葉字類抄』伊・聳字）、「引唱 イサナフ」（〈名義抄〉仏中四四）の例がある。〈南〉は「或ハ船ニサホサステ山田、矢波瀬ノ湖上ニ風ヲ悦フ衆徒モアリ。或ハ又クガニ連リテ志賀唐崎ノ浜路ニ駒ニ鞭ウツ大衆モアリ」（上一五三頁）とあって、陸路と湖路の掲出順序や語順その他の表現が他本とは異なる。なお、「渺々タル」「漫々タル」はそれぞれ「広くはてしないさま。遠くはるかなさま」「遠くひろびろとしたさま。広くは寺ノ毘沙門堂へ参ケレバ、稠ゲナリツル追立ノ官人モ見エズ、兩送使モ失ニケリ（〈盛〉は国分寺への到着時に「追立ノ官人」や「兩（領）送使」が失せていたとし、それが十禪師の叡山加護の実現にあたる。〈延・長・南〉も同様で「東坂本ヨリ粟津ヘツギキテ、国分寺ノ堂ニオワシマシケル座主ヲ取留奉リケレバ、キビシゲナリツル追立ノ官人モミヘズ、領送使モイツチカ行ヌラム、失ニケリ」（〈延〉巻二一六ウ）とある。十禪師の託宣を持たない〈鬮〉も〈延〉などに近く、「如雲霞（従東坂本）至粟津（次連）擬奉止座主（之間禮）立官人共何路（

一人不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>（二下―七オ）とするが、なぜ警固しているはずの追立の官人らがいなかったのか、その理由は分からない形になっている。一方、〈覺〉には「是を見て、さしもきびしげなりつる追立の鬱使・兩送使四方へ逃さりぬ。大衆国分寺へまいり向ふ」（上一七〇頁）とあって、発向し、瀬田に向かつてくる衆徒等を領送使たちが見て逃げ去ったことで、無事に瀬田の国分寺へ到着できたとする。〈屋〉も同様だが、「キビシゲ成ツル領送使、座主ヲバ国分寺ニヲロスエ奉テ、我先ニト逃去リヌ。大衆国分寺へ参り向フ」（一〇四頁）とあって、座主を置いて逃げたことを明言する。〈中〉はさらに具体的に「大衆うんかのごとくまいりければ、さしもきびしげなりつるりやうそうしら、せんざすをば、あわづのこくぶん寺の御だうにすてをき奉りて、ちりくゝにぞなりにける」（上一七三頁）としている。これら〈屋・覚・中〉の場合だと、領送使らは、実際に迫りくる大衆を見て逃げ去っており、果たしてこれを山王の加護といえるのか、その不思議さは減じていると言わざるを得ない。なお、ここで「国分寺ノ毘沙門堂」と「毘沙門堂」の名を出すのも〈盛〉のみ。他本「国分寺ノ堂」（〈鬪・延・長〉）、「国分寺」（〈屋・覚・中〉）とする。〈盛〉は前段でも「毘沙門堂」の名前を出している。「稠」は〈名義抄〉に「キビシ」（法下一二）の訓みがあり、草木の稠密な様子、すなわちびっしりと集まっている様子をいう。〈鬪〉の「穠」（〈名義抄〉法下一三）も同義。○座主ハ此有様ヲ御覽ジテ、大ニ恐給、被仰ケルハ 明雲座主は大衆が国分寺まで自分の身を奪還しに来た様子を御覧になって、大いに恐れなされて、仰ったことには。○勅勘ノ者八月日ノ光ニダニモ不当トコソ申セ。況ヤ不廻時刻可被追下之由、被宣下上ハ、暫モヤスラフベキニ非。衆

徒ハトクく帰上給へ」トテ、端近出給宣ケルハ この明雲の発言は、〈延・長・南〉にほぼ同じ。〈屋・覚・中〉もほぼ同様だが、「何況や、いそぎ都のうちを追出さるべしと、院宣・々旨のなりたるに」（〈覺〉上一七〇〜七一頁）とする点が異なる。〈鬪〉は「被宣下」之上暫不可逗留 雖然只今叡嶽影重山雲に 隱心細に人不<sub>レ</sub>知涙溢<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>見行前」此堂に暫立<sub>レ</sub>計也衆徒早々可<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>」（卷二下―一六オ〜七ウ）と、毘沙門堂に留まっていたことの理由を述べる増補がある。諸注禁秘鈔下・勅勘「無<sub>レ</sub>風情、不見<sub>レ</sub>天氣、閉門之外無<sub>レ</sub>他」（群書二六一四〇四頁）を紹介する。〈盛〉卷十九「文覚頼朝対面」にも頼朝の言として「我身ハ勅勘ヲ蒙リタレバ、日月ノ光ニ当ルダニモ憚アリ」（三一―一八六頁・〈延・長・四〉ほぼ同じ）とある。なお『顯広王記』安元三年五月二十三日条にも「座主頼雖被<sub>レ</sub>固辞、衆徒敢令承知、以外也、違勅也」（高橋昌明・樋口健太郎四三六頁）と大衆等の行為を固辞したことが見え、また大衆等の行動が「違勅」として非難されている。○三台槐門ノ家ヲ出テ、四明幽溪ノ窓ニ入シヨリ以來「三台」は、古代中国で、紫微星を囲んで守る上台・中台・下台の三つの星をいう三台星のことで、また、それに擬えて三公をいった（日国大）。「槐門」は、中国の周の時代、朝廷に槐の木を三本植え、太政大臣、左右大臣がこれに向かって座したところから大臣の家柄、また大臣の異称をいう（日国大）。具体的には、『周礼』秋官司寇「朝士、掌建邦外朝之法」、左九棘、狐・卿・大夫位焉。群士在其後」。右九棘、公・侯・伯・子・男位焉。群吏在其後。面三槐、三公位焉。州長・衆庶在其後。」（中華書局『十三經注疏』上一八七七頁）（大意は「朝士は、国家の外朝の法を定めることを司どり、左は九本

の棘の木であり、狐・卿・大夫はその位置にいた。群士はその後ろの位置にいた。右は九本の棘の木であり、公・侯・伯・子・男はその位置にいた。群吏はその後ろの位置にいた。正面は三本の槐であり、三公はその位置にいた。州長や民衆の代表はその後ろの位置にいた」とあることに由来し、外朝の前方には三棵の槐樹があり、槐の下には三公（太師、太傅、太保）が北面して立ち、州長衆庶がその後ろに付き随うとされた。この太師、太傅、太保の三公が日本では太政大臣、左右大臣をもって三公とし、それにあてている。明雲は、〈盛〉巻四「白山神輿登山」に「当時ノ貫首明雲僧正ト申ハ、久我太政大臣雅実ノ御嫡子、六条源大納言顕通ノ御子也」（本全釈一一六二頁）とあるように、太政大臣を務めた源雅実の長男久我顕通の子であることから、たしかに「三台槐門ノ家」に該当する。金刀比羅本『保元物語』下「左大臣殿の御死骸実檢の事」に「縦御不審相残と云とも、且は三台槐門の家に生れ、且は丞相大臣の墳墓を忽穿て、死骸を実檢せらるる事、痛敷く情なくぞ聞えし」（旧大系一六六頁）の例がある。「四明」はもととは中国浙江省にあった四明山をさし、宋代に知礼が出て、中国天台宗の拠点となった。山中には雪竇山資聖寺、天童山景德寺、阿育王山寺など有名な仏寺がある。日本では比叡山をさして、四明山とすることがあり、ここでも叡山に入っていたことを言う。「幽溪」は奥深い谷、幽谷をいうが、『太平記』巻十二「公家御一統之事付大塔宮御入洛之事」に「抑我台嶺ノ幽溪ニ栖シテ纔一門跡ヲ守ム」（玄玖本・二ウ）とあるように比叡山の形容としても用いられた。諸本ほぼ同文。〈延〉「四明荊蕨」（巻二一七オ）、〈南〉「四明幽閑」（上一一五四頁）、〈屋〉「四明幽漢」（二〇五頁）とする。〈屋〉の「幽漢」は「幽溪」の

誤り、あるいは「幽閑」の当て字だろう。○広円宗ノ教法ヲ学シテ、只我山ノ興隆ノミ思ヒ、奉祈国家事モ不疎、衆徒ヲ育志モ深キキ諸本ほぼ同文。但し、〈屋・覚・中〉は、「広円宗ノ教法ヲ学シテ」の後に、「顕密両宗をまなびき」（〈覚〉上一七二頁）を挿入する。前節の注解「此時始テ顕密ノ主ヲ失ヒ修学ノ窓ヲ閉事、唯當時ノ失面目ノミニ非、末代マデモ口惜カルベシ」を参照。また、〈闘・延・長・南・中〉は末尾「衆徒」とあるところを「門徒」とする。〈屋〉は「一山」（二〇五頁）。〈覚〉「衆徒」（上一七二頁）で〈盛〉と同じ。○然而身ニ誤ナフシテ、無実ノ讒奏ニヨリ遠流ノ重科ヲ蒙ル事、両所三聖定テ知見照覽シ給ラン。「両所三聖」とは大宮（大比叡・本地積持如来）、二宮（小比叡・本地薬師如来）を山王両明神とし、聖真子（本地阿弥陀如来）を加えて三聖といった。『耀天記』二卅三「両所三聖ト常ニ申事如何」にその由来を説明する（本全釈一三二六頁）「三聖并三宮奉下神輿」項、及び前段「十二神将、七千夜叉、東西滿山護法聖衆、山王七社、両所三聖」項参照。〈延〉は「身ニ誤ツ事ナシ。両所三聖定テ照覽シ給ラム。無実ノ讒奏ニヨリテ遠流ノ重科ヲ蒙ル、是先世ノ宿業ニテコソハ有ラメト思ヘバ、世ヲモ人ヲモ神ヲモ仏ヲモ、更ニ恨奉ル事ナシ」（巻二一七オ）とする。諸本、〈延〉とほぼ同じである。大意に大きな差はないが、〈盛〉が「無実ノ讒奏」であることまでを、両所三聖が照覽しているとするのに対して、〈延〉などの形では明雲の身が潔白であることを両所三聖が照覽し、「無実ノ讒奏」であることは「先世ノ宿業」として明雲が認識するという文脈になっているという違いがある。○情事ノ情ヲ案ズルニ、大唐ニハ慈恩大師、達磨和尚、配所ノ草ニ名ヲ埋ミ、我朝ニハ役優婆塞、遠流ノ露ニ袖ヲ絞給

ヘリキ これらの遠所に配流された例の列挙は、〈盛〉の独自異文、慈恩大師は、玄奘の高弟で中国法相宗の初祖とされる僧基（通称窺基とも）のこと。玄奘とともに『成唯識論』を訳出したことが有名。その伝記は『宋高僧伝』巻四「唐京兆大慈恩寺窺基伝」などに見られるが、配流のことは見えない。達磨和尚は、中国禪宗の開祖とされているインド人仏教僧。梁の武帝に對面し問答するも容れられず梁を去ったことが『神僧伝』他の僧伝に見えるが、普通配流とはされない。ただ、『打聞集』「一 達磨和尚事」はその一件を「王無本意思テ此ハイカニイフ事ニカアラム并无キ功德造タリト思ニカク誇ハ思様アルナメリト悪サマニ得心給テトラヘテ遠国ニ流サレヌ」（笠間書院『打聞集 研究と本文』二二七頁）としており、一部には「配流」と見る認識もあったか。ただし、同話の『今昔物語集』巻六一三「震旦梁武帝時達磨渡語」では「…悪キ様ニ心得給テ、大師ヲ追却シ給ヒツ」（新大系二二頁）とある。慈恩と達磨を併記する〈盛〉の文は、『隆寛律師略伝』所引の隆寛『羈中吟』に「然ルニ隆寛律師ハ嘉祿三年仲冬、風痾俄カニ侵ス病床ニ、筆ヲトリテ身ノ一期ノ事ヲ記サレケリ。此レヲ羈中吟ト名ク。其ノ詞ニ云ク、「我聞、達磨和尚、配所叢林残跡、慈恩大師、穢土草庵留名。一人仏心宗根源、一人法相宗高祖。大国猶爾、況辺州上古又如此、況末代苦海不安、浮世如夢。只望聖衆來迎、更不痛有為遷變」（『統群書九上』二七〜二八頁）とあるのに似る。また同文は、江戸時代の良定『選択之伝』にも「隆寛律師有羈中吟、彼ノ文云、我聞、達磨和尚、配所叢林残跡、慈恩大師、穢土草庵留名、一人仏心宗根源、一人法相宗高祖、大国猶爾」（浄土宗全書八―七八頁）と引用される。この『羈中吟』逸文によれば、慈

恩大師は「穢土（壞土）草庵留名」とはされるものの、達磨和尚が「配所叢林残跡」したことは関わらず、〈盛〉の表現は不審。〈盛〉が『羈中吟』の対句の形式を改めたために、齟齬が生じたか。役優婆塞すなわち役行者は、修験道の祖として知られ、『続日本紀』文武天皇三年（六九九）五月二十四日条に「丁丑、役君小角流于伊豆島」。初小角住於葛木山、以呪術稱。外從五位下韓國連広足師焉。後害其能、讒以妖惑、故配遠処。世相伝云、小角能役使鬼神、汲水採薪、若不命、即以呪縛之」（新大系一―一六頁）、人々を言葉で惑わしていると言われ、役小角は伊豆島に流罪となったことが載る。また、『日本霊異記』上―二十八「孔雀王の呪法を修持ちて異しき験力を得て現に仙と作り天に飛ぶ縁」（新大系四一頁）などもよく知られる。○我身一人ニ非ズ、是皆先世ノ宿業ニコソト思ヘバ、代ヲモ人ヲモ、神ヲモ仏ヲモ、奉恨心ナシ 遠流になったことは私だけではなく、諸宗の遠祖たちもそうであった例があるから、今回のことはすべてきつと前世からの宿業だと思うので、今の世をも人も、神も仏も恨み申し上げる気持ちはない、ということ。これも〈盛〉独自異文。○是マデ訪來給ヘル衆徒ノ芳志コソ難申尽」トテ、香染ノ袖ヲ絞ラセ給ケル ここまで訪ねて来てくれた衆徒達の親切な心こそ言葉に尽くし難いほどありがたい」といって、涙で濡れた香染の衣の袖をお絞りになった、との意。諸本ほぼ同内容だが、〈延・長〉「是マデ訪來り給ヘル衆徒ノ芳心コソ申尽シガタケレ」トテ涙ニ咽給フ。香染ノ御袖モ絞ル計也」（『延』巻一―七〇〜七ウ）と表現に小異がある。〈屋・覚・中〉は「これまでとぶらひ來給ふ衆徒の芳志こそ、報つくしがたけれ」とて、

香染の御衣の袖しぼりもあへ給はねば」（〈覚〉上—七二頁）とし、文を切らない。〈屋〉は末尾「袖ヲ洩リ給へば」（二〇六頁）、〈中〉は末尾「そでしぼるばかりに見え給へば」（七四頁）と各本小異がある。〈南〉は「香染の袖」ではなく「香ノ御衣ノ袖」（上—一五五頁）とする。「香染」は「丁子を濃く煎じて、その汁で染めたもの。黄地に赤みを帯びたもの。丁子染。香」（〈日国大〉）ともあるが、『望月仏教大辞典』は「乾陀樹皮を以て染めたる法服を云ふ」とし、丁子に限らず香木で染めたものと解している。また、「中古以来、僧正以上の僧の法服」であったが「室町時代以降、香衣の繪旨を受くるの風漸く各宗の間に流行した」という『望月仏教大辞典』。○奉見之衆徒、争力衫ヲ絞ザルベキ その様子を見申し上げる衆徒はどうして涙を流して衣の袖を絞らないことがあるのか、という意。「衫」は〈名義抄〉「衫 ナホシノ衣

## 【引用参考文献】

\* 佐藤真人①「中世日吉社の巫覡について」（國學院雜誌八五卷八号、一九八四・8）

\* 佐藤真人②「再び山王七社の成立について」（大倉山論集、三号、一九八八・3）

\* 下坂守「『山王靈験記』の成立と改変」（学叢一一、一九八九・3。『描かれた日本の中世』法蔵館二〇〇三・11再録）

\* 名波弘彰『『平家物語』に現われる日吉神社関係説話の考察—中世日吉神社における宮籠りと樹下僧—」（文芸言語研究・文芸編九号、一九八四・9）

\* 山本ひろ子「中世日吉社の十禅師信仰と担い手集団—叡山・霊童・巫覡の三層構造をめぐる—」（寺子屋語学・文化研究所論叢三号、一九八四・12）

ヤガテ御輿ヲ昇寄テ、「被レ召候へ」ト勸申ケレ共、「昔コソ三千人ノ貫首タリシカ、今ハ係身ニ成テ、再我山ニ還昇<sup>2</sup>事ダニ<sup>3</sup>難レ有、イカダ無<sup>2</sup>止事<sup>3</sup>修学<sup>4</sup>者、智恵深<sup>4</sup>大徳達ニ<sup>5</sup>被<sup>レ</sup>昇捧<sup>1</sup>上ベキ。属ナンド云物ヲハキテ、同ジ様ニ<sup>8</sup>步連テコソ」ト宣へバ、西塔法師ニ戒浄坊<sup>9</sup>。相模阿蘭梨祐慶ハ、<sup>10</sup>三塔<sup>11</sup>無双ノ悪僧也。此僧ハ<sup>12</sup>本園城寺ノ衆徒ニテ、ヨキ<sup>13</sup>学匠也ケリ。俱舎<sup>14</sup>成実ノ性相ヨリ、法相・天台ノ<sup>15</sup>深義ヲ極メ、顕

アヲシ」（法中一四五）とあり、衣そのものを指しているが、類型的な表現としては、〈近〉の「そでを」ないし〈蓬・静〉の「袂を」がよいか。〈延・長〉は「是ヲ見奉テ、ソコバクノ大衆モ皆涙ヲ流ス」（〈延〉卷二—七ウ）とするのみで、〈屋・覚・中〉も「大衆もみな涙をぞ流しける」（〈覚〉上—七二頁）と簡略。〈南〉「是ヲ見奉ル大衆皆袖ヲヌラサヌハナカリケリ」（上—一五五頁）が〈盛〉に近く、やはり「袖」としている。〈闘〉は「奉<sup>レ</sup>見大衆<sup>〇</sup>皆不惜声<sup>〇</sup>叫<sup>レ</sup>唱立<sup>レ</sup>」（七ウ）とし、声に注目しており、涙を描かない。○皆鎧ノ袖ヲゾヌラシケル この一文、〈盛〉の独自異文。〈盛〉においては先に「袈裟衣ヲバ甲冑ニ脱替テ」（二九七頁）とあり、大衆たちが「鎧姿」で集結していたことと対応する。

密尚宗ニ<sup>16</sup>巨テ三院三井ノ<sup>17</sup>法燈也ケルガ、<sup>18</sup>大慢偏執ノ者ニテ我執強キ僧也。<sup>19</sup>我寺山徒ノ為ニアザムカル、事、<sup>20</sup>生々世々ノ遺恨ニ思ケルガ、妄念晴レ難ク覺テ、「ヨシく此寺ニア<sup>21</sup>」レバコソ此思モアレ、不<sup>22</sup>如山門ニ移住センニハ」ト変改シテ、住馴シ三井ノ流ヲ打捨テ、西塔院ヘソ渡リニケル。

【校異】 1 〈蓬〉「昔より」。2 〈蓬・静〉「事たにも」。3 〈近〉「ありかたし」、〈蓬・静〉「ありかたきに」。4 〈近〉「大とこたちに」、〈蓬〉「大徳たちに」、〈静〉「大徳たちに」。5 〈近〉「かきさゞげられ」、〈蓬・静〉「かきさゞげられては」。6 〈近〉「わらんづなと」、〈蓬〉「履なんと」、〈静〉「履なんと」。7 〈近〉「やうに」、〈蓬・静〉「さまに」。8 〈近〉「あゆみつゝいてこそと」、〈蓬・静〉「歩つれてこそと」。9 〈近〉「さがみのあじやり」、〈蓬〉「相模あさり」、〈静〉「相模阿闍梨」。10 〈近〉「三たうに」。11 〈近〉「ぶさうの」、〈蓬・静〉「無双の」。12 〈近〉「もと」、〈蓬〉「本」、〈静〉「本」。13 〈蓬〉「学生なりけり」、〈静〉「学生也けり」。14 〈近〉「じやうじつの」、〈蓬〉「成実の」、〈静〉「成実の」。15 〈近〉「じんきを」、〈静〉「深義を」。16 〈近〉「わたつて」、〈蓬・静〉「巨て」。17 〈近〉「ほつとうなりけるか」、〈蓬〉「法灯成けるか」、〈静〉「法燈也けるか」。18 〈近〉「大まんへんしゆの」、〈蓬〉「大慢偏執の」、〈静〉「大慢偏執の」。19 〈近〉「わかれてらさんとの」、〈蓬〉「我寺山徒の」、〈静〉「我か寺山徒の」。20 〈近〉「しやうくせゝの」。

【注解】 ○昔コソ三千人ノ貫首タリシカ 昔こそ確かに叡山三千人の座主であつたけれどもの意。「こそ」已然形で、逆接の意で下に係っていく用法。〈鬪・南・屋・覚・中〉同。但し、〈延・長〉が、「昔コソ三千人ノ貫首タリシカドモ」(〈延〉巻二七ウ)とするように、〈盛〉も、係り結びの法則からは外れるが、「貫首タリシガ」と読むこともできよう。 ○今ハ係身ニ成テ、再我山ニ還昇事ダニ難有、イカゞ無止事修学者、智恵深大徳達ニ被昇捧上ベキ 〈延・長・南・屋・覚・中〉同。「係身」とは、〈屋・覚・中〉「かゝる流人の身」(〈覚〉上一七二頁)の意。「我山」は、比叡山の異称。本全釈二二の注解「我山ハ是日本無双ノ靈地、国家守護ノ道場也」(一五頁)、本全釈一三の注解「我山ハ是日本無双之靈地、鎮護国家之道場也」(四頁)参照。「大徳達」は〈鬪・延・長・南・中〉同、〈覚〉「大衆達」。「大徳」は、「高德を備えた人の意で、高僧」の意だが、「僧侶一般を、敬意を込めて

さすのに用いる」(〈角川古語〉)こともあるように、ここは、この後に御輿を担ぐ大衆達を敬つて言う語。 ○禰ナンド云物ヲハキテこの時明雲は、高僧の履く浅履のようなものを履いていたのであろうか、それを脱ぎ、葉履に履きかえて、皆と一緒に歩こうとしたのである。 〈名義抄〉「禰 ワラグ(ウ) ツ」(法下八八)。天文本「字鏡鈔」履クツ ハキモノ ワラウツ(八四三)。〈盛〉「葉履」(二一五四頁)。 〈長覚〉「わらぐつなどいふものしよりはきて」(〈長〉1—二四頁)とあることからすれば、足を縛つて履くもののように、「わらじ」と同類のものを思わせる(〈延全注釈〉巻二四二頁)。 ○西塔法師二戒浄坊相模阿闍梨祐慶ハ、三塔無双ノ悪僧也 〈鬪・延・長〉は、「西塔ノ西谷」(〈延〉巻二七ウ)とするが、西塔五谷(北谷・東谷・南谷・南尾谷・北尾谷)に西谷はない。西谷があるのは東塔。祐慶については、諸本「戒浄坊」(〈南〉「戒上坊」、また「有慶」とする)とす

るが未詳。また〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉には「相模」なし。祐慶を三塔の悪僧とする点、〈闘・延・長・南〉同、「悪僧」とする点は、〈屋・覚〉同。三塔は、西塔の他東塔・横川を指す。悪僧は、濫悪な僧を指す語として、悪徒・凶徒などと共に使われていたが、一〇九〇年代前半の『中右記』『殿曆』を境として、民衆から天皇までが使う表現として一般的に定着したとされる（衣川仁二〇二—二〇三頁）。このように僧の武勇は、仏教上また国法上許し難い悪徳とされていたが、平田俊春は、その武勇が新しい権威者に利用されると、その悪徳の最も甚だしいものこそ、かえって武勇に優れた者として、新しく評価されることになるとする（一四二頁）。また、時の天台座主慶朝座主が本山大衆と対立したときに、「山上政」を「濫行」した悪僧の「首」宝薬禪師（『中右記』長治二年十月三十日条）について、同じ『中右記』に「武勇過人、心好合戦、每山上闘乱必以得□（勝）、諸国末寺庄園司皆以兼、引率数十人武士、不<sub>レ</sub>論京都・諸国朝夕往反、或奪取人物、或欲切人首、天下衆人莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>従<sub>レ</sub>此」（長治元年十月七日条）とあるように、諸国の荘園の支配の実権を握り、数十人の武士を引き連れて京と諸国を往復する存在であった事が記されている。武勇の側面だけでなく、諸国末寺の「莊園司」を兼ねて経済的な支配を行おうとしていた点も見逃せない。○此僧ハ本園城寺ノ衆徒ニテ、ヨキ学匠也ケリ…本節の終わりまで、〈盛〉の独自異文。諸本は、祐慶を「三塔ニ聞ヘタル悪僧有ケリ」（〈延〉巻二—七ウ）と紹介するばかりだが、〈盛〉は、元は園城寺の衆徒で、学匠であったとして、以下に詳細に記す。先に記された明雲の発言に見る「智恵深大徳」にふさわしい書きぶりとなっている。○俱舎・

成実ノ性相ヨリ、法相・天台ノ深義ヲ極メ 諸本では、座主明雲に帰山を勧めるのは祐慶だが、〈闘〉では、祐慶が登場する前に同じく帰山を勧める悪僧として、重複する形で快俊堅者が登場する。その快俊の登場場面の描写が〈盛〉の当該記事に極めて近い。但し、〈闘〉に見る延暦寺の僧快俊が「俱舎成実外至天台真言深窮奥義<sub>を</sub>」（一—下—七ウ）であるのに対し、〈盛〉に見る園城寺の衆徒祐慶が「俱舎成実ノ性相ヨリ、法相・天台ノ深義ヲ極メ」とされるのは、延暦寺が天台宗・真言宗兼学とされていたのに対し、園城寺は両宗に加えて法相宗も兼学とされたことによるのか。『天狗草紙』『園城寺卷』『当寺の所学を言へば、真言・天台・法相・具舎なり』『続日本の絵巻二六』中央公論社一九九三。一三三頁下段。『簾中抄』によれば、当時の八宗においては、「真言宗、華嚴宗、天台宗、三論宗・法（相）宗（以上大乘）、律宗（大小乗）、俱舎、成実（上小乗）」と位置付けられており、「俱舎いづくにもまづならべし」（改定史籍集覧二—一九四頁）とあるように、「どの寺院でも最初に習うものとして具舎も同様の位置づけか。さらにこの快俊の発言が、次節で引かれる〈盛〉のみに見られる祐慶の発言「情事ノ心ヲ案ズルニ…」に極めて近いことも注目される（次節「情事ノ心ヲ案ズルニ…」項参照）。○顕密両宗ニ亘テ三院三井ノ法燈也ケルガ 延暦寺・園城寺は「顕密両宗兼学」を掲げ、両宗に属していた。『簾中抄』「比叡山には天台宗をむねとす。律もあり。受戒是なり。又真言をまかねたり。三井寺も天台宗也。真言をむねとす」（改定史籍集覧三—一九四頁）。『三院三井ノ法燈』は先出の「三塔無双ノ悪僧」と対をなす表現。祐慶が園城寺において

も諸宗を修めた高僧であったことを強調している。三院は園城寺を構成する北院・中院・南院を指す。『寺門伝記補録』第九「三院図説」には、「三井三院寺刹、西倚高峯、南接会坂山、北限現在谷、廓東築垣。垣内三院区分(大日本仏教全書二二七一―四一頁)として、寺域が中院・北院・南院に区分されている様子を記す。○大慢偏執ノ者ニテ我執強キ僧也 祐慶が、この後に記されるように、園城寺の学匠でありながら、延暦寺に恨みを含みつつも延暦寺僧に変改したのは、「大慢偏執ノ者」であったからとする。こうと思ひ決めたら躊躇うことなく突き進む、意固地な性格をいうのであろう。『沙石集』などに見る「偏執我慢」「憍慢偏執」という語に近似していよう。『沙石集』「都ハ偏執我慢ヲ存スルハ、小智愚鈍ノイタス所也」(旧大系一八四頁)、「悪天狗ハ、一向憍慢偏執ノミ有テ、仏法ニ信ナキ物ナリ」(同三二八頁)。「大慢」は八慢の一つで最もはげしい慢心をいう。

○我寺山徒ノ為ニアザムカル、事、生々世々ノ遺恨ニ思ケルガ「我寺」は、園城寺、「山徒」は延暦寺の意。「アザムカル、事」とは、侮られること。「額打論」の注解「新院御葬送ノ夜、延暦興福両寺ノ大衆、額打論シテ狼藉ニ及ベリ」に見たように、延暦寺と園城寺は、戒壇問題や座主問題、さらに四天王寺別当問題を火種として長く対立していた(本全釈七―六頁)。そして、「額打論」や「清水寺炎上」は直接には応保二年(一一六二)閏二月の覚忠の座主任免に関わる一件と因果関係を持つのだが、延暦寺対園城寺の長い対立抗争の歴史を背景に持ったものであった(美濃部重克一一七頁)。あるいは、『吾妻鏡』建保二年(一二二四)四月二十三日条によれば、十五日に延暦寺衆徒による

三井寺襲撃事件があり、金堂等が焼失している。このように三井寺が延暦寺の衆徒のために金堂と三院が焼失させられたことは今回を含めて五度にも及ぶとする。初めは白河院の御代の承保元年(一〇七四)六月九日のこと、二度目が鳥羽院の保安二年(一一二二)閏九月二日のこと、三度目が崇徳院の保延六年(一一六四)六月九日のことであった。また、正嘉元年(一二五七)から文永六年(一二六九)にかけて、園城寺に戒壇建立の動きがあり、それを阻止するために山門大衆が神輿を振って強訴することが繰り返されたりもした(小西徹龍七八頁)。

〈盛〉の当該記事の背景には、こうした両寺に見る根深い確執がある。

○住馴シ三井ノ流ヲ打捨テ、西塔院ヘゾ渡リニケル 祐慶は、園城寺で高名をなしたにもかかわらず、園城寺が延暦寺に侮られることに堪えられずに、それならばいっそのこと延暦寺西塔院へと移った悪僧であった。その延暦寺の座主が朝廷によって配流されるといふ屈辱に堪えられなかったがゆえに、明雲奪還という挙に及んだという、祐慶の行動の内的動機を示唆する一節となっている。西塔院は、金剛界九会に模して伝教大師が定め、慈覚大師がことに崇重したという比叡山九院の一つ。『九院仏閣抄』「口決云、伝教大師御代九院十六院同置之。而慈覚大師御代殊崇重九院。九方者九院也」(群書二四―五六九頁)。但し、『叡岳要記』によれば、最澄在世中には構想のみで実際には建てられず、増命によって延長元年(九二三)に至って西塔院が完成したと伝える(武覚超二四二頁)。

## 【引用研究文献】

\* 大塚紀弘「中世仏教における「宗」と三学」（『中世禅律仏教論』山川出版社二〇〇九・10）

\* 衣川仁「僧兵の祈りと暴力の力」（『講談社二〇一〇・11』）

\* 小西徹龍「光長寺蔵「山門奏状」について」（『古文書研究三九号、一九九四・10』）

\* 武覚超『比叡山諸堂史の研究』（法蔵館二〇〇八・3）

\* 平田俊春「悪僧について」（『宗教社会史研究』立正大学史学云二一九七七・10）

\* 美濃部重克「『開かれた文学』〈換喩的文学〉としての『平家物語』——「額打論」を中心に——」（『国文論叢三十四号、二〇〇四・3』、『観想 平家物語』

三弥井書店二〇一二・8に改編して再録。引用は前者による）

本ヨリ心立タル者ナレバ、三枚甲ヲ居頸ニ著ナシ、黒皮威ノ大荒目ノ<sup>1</sup>胃ニ、三尺ノ大長刀ノ茅ノ葉ノ<sup>2</sup>如ナル杖ニ突テ、衆徒ノ中ニ進入テ申ケルハ、「情事ノ心ヲ案ズルニ、当山建立以後數百歳ノ星霜ヲ<sup>3</sup>送、貫首代々<sup>4</sup>相統テ、忝<sup>5</sup> 顕密ノ教法ヲ<sup>6</sup>弘通シ給ヘリ。四明ノ<sup>7</sup>法燈、一天之戒珠ニ<sup>8</sup>御座ス。而モ姦臣ノ讒訴ニ依テ、<sup>9</sup>実否糺サレズ、重科ニ被<sup>レ</sup>行給ハン事、末代ト云ナガラ心憂次第二非ヤ。且ハ<sup>11</sup>朝家ノ師範、且ハ山門ノ官長ニ<sup>12</sup>御座。誰人カ歎訪ヒ奉ラザラン。今度流罪ニ沈給ハンニ於<sup>13</sup>テハ、衆徒<sup>13</sup>何ノ面目<sup>14</sup>有テカ当山ニ<sup>15</sup>可<sup>レ</sup>止<sup>レ</sup>跡。イツクマデモ<sup>16</sup>御供ヲコソ被<sup>レ</sup>申メ」トテ、衆徒ノ中ヲ指越々々座主ノ<sup>17</sup>御前ニ<sup>18</sup>参テ、大長刀杖ニ<sup>19</sup>突テ、座主ヲハタト<sup>20</sup>奉<sup>レ</sup>睨申ケルハ、「加様ニ御心<sup>21</sup>弱渡ラセ給ヘバコソ、係憂目ヲモ御覽ジ、山門ニ様ナキ疵ヲモ付サセ給ヘ。急御登山アラマシカバ、衆徒コレ程ノ骨ヲ<sup>22</sup>バヨモ折侍ラジ。其二貫首ハ三千衆徒ニ<sup>23</sup>代テ流罪ノ宣旨ヲ蒙ラセ給フ上ハ、衆徒貫首ニ代リ奉テ命ヲ失ハン事、全クウレヘニ非ズ。唯トク<sup>24</sup>御輿ニ<sup>25</sup>召<sup>レ</sup>レヨヤ」トテ、<sup>24</sup>御手ヲムズト取奉、引立、御輿ニ奉<sup>レ</sup>昇乘<sup>25</sup>。座主ハ<sup>25</sup>戦々乗給ケリ。祐慶ヤガテ<sup>26</sup>先輿ヲ仕ル。<sup>27</sup>東塔南谷、妙光坊ノ<sup>28</sup>大和阿闍梨仙性ト云者、<sup>30</sup>後陣ヲ<sup>29</sup>昇。因分ノ<sup>30</sup>毘沙門堂ヨリ、鳥ノ飛ガ如風ノ吹様ニ、<sup>31</sup>粟津原、打出ノ浜、大津、三井寺、志賀ノ里、<sup>32</sup>先陣後陣劣ラズコソ見エケレ共、仙性ガ後陣ニハ時々大衆代リケリ。<sup>33</sup>祐慶ガ先陣ハ初ヨリ物具脱事モナク、<sup>34</sup>高紐ニ<sup>35</sup>甲ヲ懸、輿ノ轅ニ<sup>36</sup>長刀ノ柄ヲ折摧ヨト把具シ、坂木、<sup>37</sup>早尾昇越シテ、サシモ<sup>38</sup>嶮キ<sup>39</sup>東坂、一度モ代ラズ、講堂ノ庭ニ<sup>40</sup>昇付タリ。

【校異】1〈近〉「かふとに」、〈蓬〉「鎧に」、〈静〉「よろひに」。2〈近〉「ことくなるを」。3〈蓬〉「ハヘリ」、〈静〉「送り」。4〈近〉「あひついで」、〈蓬〉「あひ継て」、〈静〉「あひ継て」。5〈近〉「顕密ノ」なし。6〈近〉「くづうし給ヘリ」、〈静〉「弘通し給ヘリ」。7〈近〉「ほつとう」、〈蓬〉「法燈」、〈静〉「法燈」。8〈近〉「おはします」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。9〈蓬・静〉「しかるを」。10〈近〉「じつふを」、〈蓬〉「実否を」、〈静〉「実否を」。11〈近〉「てうけの」、〈蓬・静〉「朝家の」。12〈近〉「おはします」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。13〈近〉「なにの」、〈蓬〉「何の」。14〈近〉「あてか」、〈蓬・

静「ありてか」。15〈近〉「あとをと、むへき」、〈蓬〉「跡をと、むへきや」、〈静〉「跡をと、むへき哉」。16〈蓬〉「御共をこそ」、〈静〉「御共をこそ」。

17〈近〉「御まへに」、〈蓬〉「御前に」。18〈近〉「まいって」、〈蓬・静〉「まいりて」。19〈近〉「大なきなた」、〈蓬〉「大長刀」、〈静〉「大長刀」。20〈近〉「にらみたてまつり」、〈蓬〉「睨奉りて」、〈静〉「睨奉りて」。21〈近〉「よはう」、〈蓬・静〉「よはく」。22〈近〉「ヨモ」なし。23〈近〉「かはて」、〈蓬・静〉「代て」。24〈近〉「御手をむすととりたてまつりひつたて」、〈蓬〉「御手をとりむすと引立奉り」、〈静〉「御手をとりむすと引立奉り」。

25〈近〉「ふるひく」、〈蓬・静〉「戦々」。26〈近〉「さきこしを」、〈蓬〉「前興を」、〈静〉「前興を」。27〈近〉「とうたうのみなみだに」、〈蓬・静〉「東塔南谷」。28〈近〉「やまとのあじやりせんしやうと」、〈蓬〉「大和阿闍梨仙性と」、〈静〉「大和阿闍梨仙性と」。29〈近〉「かき」、〈蓬・静〉「かく」。30〈近〉「びしやもんたうより」、〈蓬〉「毘沙門堂より」、〈静〉「毘沙門堂より」。31〈近〉「あはつかはら」、〈蓬〉「粟津原」、〈静〉「粟津のはら」。32〈近〉「ぜんちん」。33〈静〉「有慶か」。34〈近〉「たかひもに」、〈蓬〉「高紐に」、〈静〉「高紐に」。35〈蓬〉「興の」。36〈近〉「なきなたのゑよおれくたけよと」、〈蓬〉「長刀柄おれよ推よと」、〈静〉「長刀柄おれよ」とし、「よ」と「と」の間に補入符あり。右に「推よ」を傍記。37〈近〉「さうび」、〈蓬〉「早尾」、〈静〉「早尾」。〈蓬〉はルビ「リ」を「ヲ」に訂正したか。38〈近〉「きひしき」、〈蓬〉「嶮」、〈静〉「嶮」。39〈近〉「ひんがしさか」、〈蓬・静〉「東坂」。40〈近〉「かきつけたり」、〈蓬〉「昇付たり」、〈静〉「昇付たり」。

【注解】○本ヨリ心立タル者ナレバ 〈盛〉の独自異文。「心立つ」は、「心を立つ」と同じ意か。「心を立つ」とは、我を張る、自分の意思を押し通すの意。前節にも「大慢偏執ノ者ニテ我執強キ僧」とあり、園城寺から延暦寺へと移籍した逸話が語られていた。祐慶のこうした性格をいうか。○三枚甲ヲ居頸ニ著ナシ 〈鬮・延・長〉同、〈南・中〉「三枚甲ノ緒ヲシメテ」(〈南〉上―一五六頁)、〈覚〉「甲をば脱ぎ、法師原に持たせつゝ」(上―七一頁)と祐慶は甲を脱いでいたとするが、明雲に近づき話しかけるために甲を脱いだのであろう。〈長〉「さしこえく分行て、座主の御前にまいりて甲をぬぎ」(一―二四頁)。近藤好和によれば、「鞆は顔面・頸部の両側面から項を防御する札・威の部分である。通常は札板五段で、「五枚冑」という。札板三段または四段の「三枚冑」「四枚冑」は、中世後期に多い」(一〇〇頁)とする。但し、〈延・盛〉の用例を見ると、〈延〉では、三枚甲は、祐慶

の他、土佐房昌春・足利忠綱・坂四郎房永覚・山田次郎の郎等・熊谷直実の旗指・平山季重・季重の旗指・菊王丸・昌命の十例、〈盛〉では、祐慶の他筒井浄妙明春・金子家忠・梶原景季・熊谷直実の旗指・菊王丸の六例、五枚甲は、〈延〉では明俊の一例、〈盛〉では、源頼政・根井行親・巴御前の三例と、三枚甲の用例数が多い。用例の中では、武将の着用例もあるが、僧兵や郎等・旗指・童が着用する場合描写される事が多い点注意されよう。甲を猪首(居頸)に着るとは、ここは祐慶が明雲のもとに近づく場面であることから、甲を目深にかぶる意ではなく、甲を浅くかぶって、前方を見晴るかす様子を言うのである(〈延全注釈〉巻二―四二頁)。○黒皮威ノ大荒目ノ冑二 〈近〉「かふとに」と読むが、「冑に」は、「よろひに」と読んで良からう。『新撰字鏡』「冑 与呂比」(巻一、七オ)。当該句、〈南・中〉同(但し〈中〉「かねませたるに」とする)、〈鬮・延・長・覚〉「黒革威の鏡の大荒目

にかねませたるを、草摺クサヅリながに着なして」（〈寛〉上一七一頁。但し、〈闘・延・長〉は傍線部を欠く。「大荒目」については、本全釈七の注解「三枚皮威ノ大荒目ノ鎧」（九頁）参照。「草摺長」については、本全釈七の注解「草摺長ニザムメカシ」（九頁）参照。○三尺ノ大長刀ノ茅ノ葉ノ如ナル杖ニ突テ（〈延・長・南 同（但し、〈延・長〉「三尺五寸」）。近藤好和①によれば、「長刀の刃長は、前後期ともに一尺数寸が普通であり、二尺を越えるとき大きくなり、二尺五寸以上は大長刀の部類に入る」（九五頁）とする。本全釈七の注解「大長刀ニ取具シテ」（九〇頁）参照。「茅ノ葉ノ如ナル」については、これまで〈四・南〉や語り本系に「茅の葉のやうにそつたる白柄の大長刀」（〈寛〉上一三七頁）と表現されることから、長刀が茅のように反り返った様として解されてきたが、近藤好和②は、〈延・長・盛〉には「茅ノ葉ノ如ナル大長刀」（〈延〉巻一—四八オ）としか記されていないことに注目し、南北朝期頃までの長刀刀身の遺品には先反りの強いものは少ないことから、ここは「茅の葉を、長刀刀身の反りに対する形容と解釈せず、反りよりもむしろその刀身の長く鋭い様に対する形容と理解するほうが、遺品の傾向とも一致」（一一二頁）すると指摘する。

○情事ノ心ヲ案ズルニ… 以下の祐慶の発言「イツクマデモ御供ヲコソ被申メ」まで、〈盛〉の独自本文。一方で〈闘〉ではこの発言が悪僧快俊のものとして語られる（前節「俱舎・成実ノ性相ヨリ、法相・天台ノ深義ヲ極メ」項参照）。おそらく、〈闘〉のように快俊の言動として描かれていたものを、〈盛〉は祐慶の言動として取り込んだのではないか。〈盛〉では、「衆徒ノ中ニ進入テ申ケルハ」として発言した後、「衆徒ノ中ヲ指超々々座主ノ御前ニ参テ」として改めて発言を続

けるところに重複の感があるのはそのためだろう（後掲「衆徒ノ中ヲ指越々々座主ノ御前ニ参テ、大長刀杖ニ突テ、座主ヲハタト奉申ケルハ」項参照）。以下、適宜〈闘〉の快俊の発言と比較する。○当山建立以後數百歳ノ星霜ヲ送（〈闘〉「自当山草創以來送數百才之星霜」（二一—七ウノオ）。延暦七年（七八八）に、現在の根本中堂のある地に一乗止観院が建てられた。安元三年（一一七七）までには、三九〇年が経過している。『日吉山王利生記』「桓武天皇御宇延暦四年に、伝教大師御年十九にて、始て叡山によぢのぼり給しに、倒たる枯木を見守る青鬼あり、大師問給はく、汝何者ぞ、鬼答申云、未來に聖人來て仏像を彫刻すべし、其祚木のために不可踏守と、地主権現の仰によりて、此木の二葉より守護之云々、大師感涙甚し、草庵をむすび願文を製し、同七年に一乗止観院を立給、其間彼靈木にて薬師如來を造像す」（神道大系『日吉』六五〇頁）、『扶桑略記』「七年。最澄和尚。行年廿二。於比叡山建立根本中堂一乘止観院」。〈後改号「延暦寺」〉（国史大系一一〇頁）。○眞首代々相續テ、忝顯密ノ教法ヲ弘通シ給ヘリ（〈闘〉「眞主代々相續彼一箱。中に被注。置其名。敢非人智所及偏山王大師御計也」（二一—八オ）とし、後半が異なる。明雲はこの時五十五代天台座主。延暦寺は、顕教と密教の教えを広める地であった。故に、代々の天台座主は、その教えを広めることに力を注いだ。『江都督納言願文集』「夫、天台山者、玄聖之所遊化、靈仙之所窟宅也。俗骨不生、弘顯密教、以為戒地」（『江都督納言願文集注解』二二七頁）。『簾中抄』「比叡山には天台宗をむねとす。律もあり。受戒是なり。又眞言をもちたり」（改定史籍集覽三三—九四頁）。大塚紀弘は「中世延暦寺では、顕教すなわち天台宗と密教

すなわち真言宗が兼学されており、顕密兼学と称していた。最澄が唐から天台宗を伝来した後、その門弟である円仁が延暦寺に真言宗をもたらし、その法流が隆盛した結果である。法然が「我朝真言乃有二流」。所謂東寺真言・天台真言是也」、日蓮が「真言宗大に分て二流あり。所謂東寺・天台なるべし」と述べているように、延暦寺で天台宗とともに修学された真言宗は、空海がもたらした東寺流の真言宗と並び立つまでになった」（七七頁）と指摘する。○四明ノ法燈、一天之戒珠ニ御座ス〈闕〉「忝波四明之流達三密之奥義程の人」（一八〇）として次項に続く。「四明」は比叡山、「戒珠」は戒が守られる様子を珠に喩えたもの。〈延〉では長方が明雲を弁護する中で、「明雲僧止ハ顕密兼学シテ淨行持律也。戒珠光リ明シテ耀一天之下」（卷二一三〇）としている。○姦臣ノ讒訴ニ依テ、実否札サレズ、重科ニ被行給ハン事、末代ト云ナガラ心憂次第ニ非ヤ〈闕〉「不糺実否立所に被行重科給事乍云末世習非心憂次第哉」（一八〇）とあり、類似する。前掲の「山門奏状」に、「如闕巷説者、或人讒言度々山門訴訟、或追却快秀僧止、或訴申成親卿、又當時師高之事等、偏是明雲之結構也者。因此讒達忽蒙勅勅云々。若如風聞者、何用浮言。須対決彼此、被糺真偽也」（一八五頁）とあったのと同様の主張が繰り返される。姦臣は、西光を言う。明雲の配流に西光が関わることに『平家物語』諸本いずれも記すが、〈盛〉では、卷四「山王垂跡」にも、「悲哉、西光一人ガ姦邪ニ依テ、忽ニ円融十乘ノ教法ヲ亡ン事ヲ」（一二六二頁）と、明雲の配流が西光の讒言によるものであることを強調していた。その記事が、当該記事と同様に、〈盛〉の独自異文であるように、〈延〉は

殊に西光の断罪を強調していると言えよう。なお、この後の、清盛による西光尋問の場面でも、「無云甲斐下臈ノ過分ニ成上、朝恩ニ誇ル余無誤天台座主奉流罪、剩入道ヲ亡サント申行ケル條ハイカニ」（一三三四頁）とある。○且ハ朝家ノ師範、且ハ山門ノ官長ニ御座。誰人カ歎訪ヒ奉ラザラン。〈闕〉「且は為朝家。御師範且は為諸僧。長老誰人不歎」（一八〇）。この後〈闕〉の快俊の発言には独自異文が続く。「朝家ノ師範」とは、「山門奏状」に見た「公家ニハ一乗円宗ノ御師範也、法皇ニハ円頓受戒ノ和尚タリ」（一八九頁）を指そう。明雲が、高倉天皇や後白河天皇の御師範たることを指す。先に引いた『玉葉』治承元年五月二十日条、二十一日条に記される発言にも見られるように、このことは公卿の間でも重く受け止められていた。「山門ノ官長」は、山の座主であることを言う。弘法大師『御遺告』第十一に「一心専念可將敬尊座主官長」とあり（『弘法大師全集』一一一五頁、大正蔵七七）。○今度流罪ニ沈給ハンニ於テハ、衆徒何ノ面目有テカ当山ニ可止跡。イツクマデモ御供ヲコソ被申メ〈闕〉「若今度沈流罪給以後又可惡所詮早可有帰山也」（一八〇）。〈闕〉ではこの後大衆が輿を寄せると、明雲が藁履を履いて歩いて帰山すると言い、諸本と同様祐慶の登場となる。○衆徒ノ中ヲ指越々々座主ノ御前ニ參テ、大長刀杖ニ突テ、座主ヲハタト奉睨申ケルハ、当該記事「A衆徒ノ中ヲ指越々々座主ノ御前ニ參テ、B大長刀杖ニ突テ、座主ヲハタト奉睨申ケルハ」は、本節の冒頭部分の記事「B三尺ノ大長刀ノ茅ノ葉ノ如ナル杖ニ突テ、A衆徒ノ中ニ進入テ申ケルハ」のほぼ繰り返して、重複していると言えよう。例えば、〈延〉は、次のように記されていて重複は見られない。〈延〉「三牧ヲ居類ニキ

ナシ、黒革威ノ大荒目ノ草摺長ナルニ、B三尺五寸ノ大擲刀ノ茅葉ノ如ナルヲツキ、【大衆ノ御中ニ申候ハム】トテ、Aサシコへく分行テ、座主ノ御前ニ参リテ（巻一七ウハオ。〈長〉もほぼ同）。こうした記事構成となった理由としては、その間に〈盛〉が独自記事（すなわち、〈鬪〉の快俊の言動に当たる部分）を挟み込んだためである。当該記事を諸本は次のように記す。〈延・長〉「①『大衆ノ御中ニ申候ワム』トテ、サシコへく分行テ、座主ノ御前ニ参リテ、②甲ヲ抜テ、薙ノ方ヘガハト投入ケレバ、下部ノ法師原取テケリ。擲刀脇ニ挟ミ、膝ヲカメテ申ケルハ」（〈延〉巻一七八オ）、〈南・屋・覚〉は、①の後に「③大の眼を見いからかし、しばしにらまへ奉り」（〈覚〉上一七二頁）と、明雲を厳しく叱りつける形、〈中〉は②①の順、〈鬪〉は、「①進<sup>○</sup> 向座主<sup>○</sup> 御前<sup>○</sup> ②解<sup>○</sup> 冑懸高劍<sup>○</sup> ③噉<sup>○</sup> 咤<sup>○</sup> 奉<sup>○</sup> 睡申者<sup>○</sup>」（二下一八ウ）と②③的要素を取り込んだ記事を示す。一方、〈盛〉も「①衆徒ノ中ヲ指越々々座主ノ御前ニ参テ、④大長刀杖ニ突テ、③座主ヲハタト奉睨申ケルハ」と、新たに④を挟み込み、再構成された形を示す。このように、〈鬪・盛・南・屋・覚・中〉は、③を記し、明雲を威嚇する祐慶を記すが、〈延・長〉は、③を記さず、叱り有め励ましながらもかき口説く祐慶を記す。○加様ニ御心弱渡ラセ給ヘバコソ、係憂目ヲモ御覧ジ、山門ニ様ナキ疵ヲモ付サセ給ヘ、当該句を「①加様ニ御心弱渡ラセ給ヘバコソ、②係憂目ヲモ御覧ジ、③山門ニ様ナキ疵ヲモ付サセ給ヘ」とすると、〈鬪・延・長・中〉①③②、〈南・屋・覚〉①②となる。〈鬪・延・長・中〉的本文からの改変と考えられよう。○急御登山アラマシカバ、衆徒コレ程ノ骨ヲバヨモ折持ラジ〈盛〉の独自本文。さっさと御登山なされたならば、我々はこん

なにも苦勞することはございませんのに、我々にこれ以上の面倒はかけさせないでくださいの意。○其二貫首ハ三千衆徒二代テ流罪ノ宣旨ヲ蒙ラセ給フ上ハ、衆徒貫首二代リ奉テ命ヲ失ハン事、全クウレヘニ非ズ〈鬪・延・長〉同、〈南・屋・覚・中〉なし。座主は、強訴の罪を得て三千衆徒に代わって流罪の宣旨をお受けになった上は、衆徒が座主に代わって命を失うことは全く歎くことではありませんの意。「山門奏状」にも、明雲が常に大衆の蜂起を制止しようとしていたこと、にもかかわらず大衆の張本を捕らえるとして明雲が捕らえられた事などが主張されていた。○御手ヲムズト取奉、引立、御輿ニ奉昇乗。座主ハ戦々乗給ケリ〈延・長〉同、〈南〉「其時前座主心ナラズ乗給フ」（上一五八頁）、〈屋・覚・中〉「おそろしさにいそぎのり給ふ」（〈覚〉上一七二頁）。〈名義抄〉「戦 ヲノ、ク、ワナ、ク」（僧中三九）。〈延・長〉で、明雲が恐れて御輿に乗ったのは、①祐慶が明雲の手を乱暴に取って御輿に乗せたためと読めるが、〈屋・覚・中〉では、②祐慶が明雲を目で威嚇しながら御輿に乗せようとしたためと読める。一方、①と②の事情を併せ記すのが〈盛〉。○東塔南谷、妙光坊ノ大和阿闍梨仙性 後陣の担ぎ手を具体的に記すのは、〈鬪・盛〉。〈鬪〉「後陣東塔法師妙光坊阿闍梨仙聖奉<sup>○</sup> 挑<sup>○</sup>」（二下一八ウ）。〈延・長〉「後陣ハ若キ大衆、行人ナムドカキ奉ル」（〈延〉巻一八ウ）、〈南・屋・覚・中〉「大衆とりえ奉るうれしさに、いやしき法師原にはあらで、やんごことなき修<sup>○</sup> 学<sup>○</sup> 者<sup>○</sup> ども昇<sup>○</sup> きさ<sup>○</sup> げ奉り、おめきさ<sup>○</sup> げんでのぼりけるに、人はかはれ共、祐慶はかはらず」（〈覚〉上一七二頁）。「東塔南谷、妙光坊」とするのは、この後に明雲が、「東塔南谷妙光坊へ奉入」とすることと関わり。大和阿闍梨仙性は、既に巻一「山僧焼

清水寺」にも「東塔南合教光坊大和阿闍梨仙性」(本全釈七―三三頁)として記されていた。その注解(三六頁)に記したように、『日吉山王利生記』には、比叡山東塔南谷の妙光坊地蔵にまつわる仙昌の話として引用されている。この話は、〈闘・盛〉に見る話とは同一ではなく、「大和阿闍梨」とする点についても確認できないが、「仙性」(〈闘〉は「仙聖」と「仙昌」は同一人物と考えて良からう。また、『天台座主記』に「権別当権大僧都承円、依り乳母別当三位逝去、雖無着座、追十二月廿九日令阿闍梨仙昌叙法橋」(『校訂増補天台座主記』正治元年(一一九九)条。一二五頁)とあることからすれば、「仙昌」と表記するのが正しく、梶井門徒と考えられる(松田宣史五五頁)。

この仙昌が明雲奪還の折に、御輿の後陣を担いだのかは確認できないものの、必ずしも捏造された話とは言えないようである。○国分ノ毘沙門堂ヨリ〈南〉「粟津ノ国分寺ヨリ」(上一―一五七頁)。近江の国分寺。先にも、「角テ暫ク粟津ノ国分寺ノ毘沙門堂ニ立入給ヘリ」とあったように、堂名を記すのは〈盛〉のみ。○粟津原、打出ノ浜、大津、三井寺、志賀ノ里 明雲を奪い返した粟津から、延暦寺までの琵琶湖西岸の通過地点を名所や歌枕を配して記したものの。〈闘・延・長〉「粟津ヨリ鳥ノ飛ガ如クシテ登山スルニ」(〈延〉巻二―八ウ)。大衆が明雲を奪い返した地は粟津であった。『愚昧記』「明雲被奪取事一定云々。於粟津奪之云々」(治承元年五月二十四日条)。逢坂の関より東の名所を読んだ『梁塵秘抄』には、「これより東は何とかや、関山関寺大津の三井の風、山風、石田殿、粟津石山国分や瀬田の橋、千の松原竹生島」(旧大系四〇二頁。傍線部は、〈盛〉に見る地)と見える。『東関紀行』「関山越え過ぬれば、打出の浜、粟津の原など聞け

ども、いまだ夜のうちなれば、さだかにも見わかれず」(新大系一二九頁)。粟津原・打出の浜は、歌枕。「竹生島」「逢坂の、関の宮居を伏し拝み、山越え近き志賀の里、鳩の浦にも着にけり」(新大系『謡曲百番』六五頁)。○先陣後陣劣ラズコソ見エケレ共、仙性方後陣ニハ時々大衆代リケリ〈闘〉「祐慶仙慶一度不替肩」(二下―八ウ)・〈延・長・南〉「後陣コラヘズシテ各代リケリ」(〈延〉巻二―八ウ)・〈屋・覚・中〉も「人はかはれ共、祐慶はかはらず」(〈覚〉上一―七二頁)等と、祐慶は最後まで代わらず、後陣は担ぎ手が代わったとする。松田宣史は、〈闘〉は「祐慶・仙昌共にその力強さを称賛している」のに対し、〈盛〉は当該句を引用して、「やや滑稽に描いている」(五五頁)と解する。つまり、〈盛〉の成立を青蓮院門跡周辺との関係から考える松田宣史は、ここに梶井門徒である仙昌に冷たい視線が注がれていると見るのである。この見解に対し、源健一郎は、なぜ〈闘〉との比較においてのみ論じられなければならないのか疑問であるとして、諸本では、明雲の輿の昇き手に関する伝承には、他の大衆が交替するなか、祐慶だけは最後まで昇き手を交替したとされることも、その延長線上にあって特異なものではなく、〈闘〉の本文から改変されたものとは考えがたいとする(五九頁)。〈盛〉の場合、仙性は「時々」大衆に代わりはしたものの、御輿を担いだと記すわけだから、ことさら「やや滑稽」と表現するには及ぶまい。当該箇所においては、源のように解するのが良からう。但し、〈盛〉に、〈闘〉の本文の影響はあると考えられる。恐らく、〈盛〉は、仙性の登場する〈闘〉の本文と、登場しない他本の折衷と考えられる。○祐慶方先陣ハ初ヨリ物具脱

事モナク、高紐ニ甲ヲ懸「高紐ニ甲ヲ懸」とは、「鎧を着けて兜を脱

ぐ際は、兜を背に負い、兜の緒を肩に沿いに前に廻し、左右の高紐の

内側から外側にかけて中央で結ぶのを兜を高紐に懸ける」（『有職故実

大辞典』四五四頁）といった。普通は、慇懃な姿態として軍記物語に

散見する表現だが、ここは御輿を担いで走るには邪魔な甲は高紐に懸

けていたが、重い鎧を脱ぐこともなく着ていたの意。○輿ノ轅ニ長

刀ノ柄ヨ折推ヨト把具シ（闘・延・長・屋・覚・中）同、〈南〉欠く。

〈延〉「擲刀ノ柄モ輿ノ長柄モ、クダク計ゾ見ヘタリケル」（巻一—八ウ）。

御輿の轅や長刀の柄も折れて砕けよとばかりに握り持ったの意。

【引用研究文献】

\*大塚紀弘『中世禅律仏教論』第二章「中世仏教における「宗」と三学」（山川出版社二〇〇九・10）

\*近藤好和①「長刀源流試考」（古代文化四七巻三号、一九九五・3。『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館二〇〇〇・3再録。引用は後者による）

\*近藤好和②「茅ノ葉ノ如ナル」長刀について」（『延慶本平家物語考証三』新典社一九九四・5。『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館

二〇〇〇・3再録。引用は後者による）

\*松田宣史『源平盛衰記』の成立圏（中世文学三三三号、一九八八・6。『比叡山仏教説話研究—序説—』三弥井書店二〇〇三・11再録。引用は後者による）

\*源健一郎「源平盛衰記と天台圏—青蓮院門跡関与説の検証—」（中世文学四九号、二〇〇四・6）

爰ニ「行歩ニ不叶老僧、若ハ<sup>2</sup>花族ノ修学者、<sup>3</sup>此事イカゞ有ベキ。日来ハ一山ノ<sup>4</sup>貫首タリトイヘ共、今ハ流罪ノ宣旨ヲ蒙給ヘリ。<sup>5</sup>横ニ取ノボセ奉事、違勅ノ咎難<sup>6</sup>遁カ」ト、<sup>7</sup>様々僉議アリ。「<sup>8</sup>実」ト云衆徒モ多カリケリ。

去トモ祐慶ハ少モヘラズ、<sup>9</sup>鎧ノ胸板キラメカシ、扇披<sup>10</sup>遺テ申ケルハ、「我山ハ是<sup>11</sup>日本無双之靈地、<sup>12</sup>鎮護国家ノ道場也。<sup>13</sup>一乗之教風

扇<sup>14</sup>四海、七社之威光<sup>15</sup>耀<sup>16</sup>卒土」。

佛法王法牛角ニシテ、山上山下安泰ナリ。<sup>17</sup>当山超<sup>18</sup>万山之威験、<sup>19</sup>此宗勝<sup>20</sup>諸宗之教法、依<sup>21</sup>之聖代明時、

合<sup>22</sup>一掌<sup>23</sup>於一実之田<sup>24</sup>宗<sup>25</sup>、皇門<sup>26</sup>后宮、傾<sup>27</sup>頭於一山之効験<sup>28</sup>。然バ大衆ノ意趣モ人ニマサリ、賤キ法師原マデモ世<sup>29</sup>以テ輕シメズ。何況<sup>30</sup>ヤ<sup>31</sup>前

座主明雲僧正ハ、智恵高貴ニシテ一山ノ為<sup>32</sup>和尚<sup>33</sup>、<sup>34</sup>德行無双ニシテ三千ノ<sup>35</sup>貫長タリ。当代ニ<sup>36</sup>無<sup>37</sup>罪<sup>38</sup>被<sup>39</sup>遠流<sup>40</sup>給ハン事、是山上洛中ノ歎ノミ

ニ非ズ、併<sup>41</sup>興福<sup>42</sup>・園城ノ嘲也<sup>43</sup>。悲哉<sup>44</sup>、止観上乘之<sup>45</sup>窓前ニ、<sup>46</sup>麁<sup>47</sup>蛩雪之勤<sup>48</sup>、怨哉<sup>49</sup>、瑜伽三密之壇上ニ、<sup>50</sup>絶<sup>51</sup>護摩之煙<sup>52</sup>。就<sup>53</sup>中<sup>54</sup>於<sup>55</sup>大唐

震旦<sup>56</sup>、天台山長安城之良也、<sup>57</sup>於<sup>58</sup>我朝日本、延曆寺平安城之鬼門也。伝教大師ノ御記文ニハ、『此山滅亡セバ、国家モ必ズ滅亡セン』トイヘリ。

而ニ末寺末社ノ<sup>59</sup>訴訟ニ<sup>60</sup>依テ、衆徒子細ヲ奏スルハ先例也。聖断遅々スル時、神輿ノ下洛アル事ハ是冥慮也。大衆争カ<sup>61</sup>可<sup>62</sup>不<sup>63</sup>被<sup>64</sup>合力哉。異見ノ僉議ニ付テ、例ヲ此時ニ残サレバ、<sup>65</sup>生々世々可<sup>66</sup>口惜<sup>67</sup>事ナレバ、所詮祐慶今度三塔ノ張本ニ召レテ、<sup>68</sup>被<sup>69</sup>行<sup>70</sup>禁獄<sup>71</sup>流罪<sup>72</sup>、タトヒ雖<sup>73</sup>被<sup>74</sup>刎<sup>75</sup>首、

今生ノ面目、冥途ノ思出ナルベシ。全怨ニ非ズ。衆徒争カ我山ノ疵ヲ可レ不思」ト、高声ニ匄リ、双眼ヨリ涙ヲハラくト流シケレバ、満山ノ大衆是ヲ聞、皆袖（三五）絞ツ、尤々ト同ジケレバ、廳座主ヲ奉、昇、東塔南谷妙光坊へ奉入。其ヨリシテゾ祐慶ヲバ、イカメ房トハ申ケル。

【校異】 1 〈近〉「きやうぶに」、〈蓬・静〉「行歩に」。2 〈近〉「くはしよくの」、〈蓬〉「花族の」、〈静〉「花族の」。3 〈静〉「貫首たりと」。4 〈近〉「よこしまに」、〈蓬・静〉「横に」。5 〈近〉「やうく」に、〈蓬・静〉「さまく」。6 〈近〉「まことにと」、〈蓬・静〉「けにもと」。7 〈静〉以後

卷五末尾まで欠落。代わりに卷三十九「のわらやの床にすてられてひはのひきよくをたんし給しに」(底)五―四八五頁)から卷三十九末までが存する。なお、〈近〉「かふとの」。8 〈近〉「につほんぶさうの」、〈蓬〉「日本無双の」。9 〈底〉「鎮護国家ノ」を改める。〈近〉「ちんごこつかの」、

〈蓬〉「鎮護国家の」。10 〈近〉「一ぜうのけうふう四かい七しやのいくはうをあふぎそつとをかゝやかす」、〈蓬〉「一乗之教風四海をあふぎ七社の威光卒土をかゝやかす」。11 〈近〉「たうざんはばんざんのいげんにこえ」、〈蓬〉「当山超万山之威験」。12 〈近〉「このしうはしよしうのけうほうにすくる」、〈蓬〉「此宗勝諸宗之教法」。13 〈近〉「かしらを」、〈蓬〉「頭」。14 〈近〉「せんざす」、〈蓬〉「前座主」。15 〈近〉「とつかうぶ

さうにして」、〈蓬〉「德行無双にして」。16 〈蓬〉「貫首とす」。17 〈近〉「つみなうして」、〈蓬〉「罪なくして」。18 〈近〉「ゑんるせられ給はん」、〈蓬〉「遠流せられ給はん」。19 〈蓬〉「窓前」。20 〈近〉「けいせつをつとめすたれ」、〈蓬〉「癡童之勤」。21 〈近〉「ごまのけふりたゆ」、〈蓬〉「絶護摩之煙」。22 〈近〉「たいたうしんだんでんだいさんちやうあんぢやうのうしとら也」、〈蓬〉「於大唐震旦天台山長安城之丑寅也」。23 〈近〉

「わかてうにつほんゑんりやくじへいあんじやうのきもんなり」、〈蓬〉「於我朝日本延曆寺平安城之鬼門也」。24 〈蓬〉「訴詔に」。25 〈近〉「よて」、〈蓬〉「よりて」。26 〈近〉「かうりよくせられざらん」、〈蓬〉「合力せられざるべき哉」。27 〈近〉「しやうくせ」、〈蓬〉「生々世々に」。28 〈近〉

「かうべをはねらるといふとも」、〈蓬〉「首を刎らるゝといふとも」。29 〈近〉「そてを」、〈蓬〉「袖を」。30 〈近〉「とうたうのみなみたに」、〈蓬〉「東塔南谷」。31 〈近〉「いかめばうとこそ」。

【注解】 ○爰ニ行歩ニ不叶老僧、若ハ花族ノ修学者(延・長)粟津へ下ラヌ、行歩ニ叶ワヌ老僧共ハ(延)卷二一八ウ、(闕)南・覚・中(元)本四一三―五九頁)。

は、戻った大衆達を含めた者達の僉議として記すが、(南)は「サテ各イカゞ有ベキト僉議シケルニ」(上―一五七頁)として具体的な僉議を略す、(屋)は欠き、すぐに祐慶の發言へと続く。「若ハ花族ノ修学者」は、(盛)の独自異文。この場合の「花族」は、清華家の意ではなく、「身分の高い家」の意か。次に引く『太平記』の事例も、諸注は「清華家のこと」と注しているが、「花族」が、「武功」「栄達」

と並記されるように、清華家の意ではなからう。『太平記』「武功ト云花族ト云、申ニ及ヌ所ナレドモ……花族モ栄達モ芳今ノ例ニハ引難シ(元)本四一三―五九頁)。

身分の高い家出身の修学者も、老僧と同じく大衆の帰りを待っていたのであろう。これに対して、(南・屋・覚・中)では、「大衆とりえ奉るうれしきに、いやしき法師原にはあらで、やごとなき修学者ども昇きさゞげ奉り」(覚)上―一七二頁。傍線部は、(覚)のみとする。次項参照。

○日来ハ一山ノ貫首タリトイヘ共、今ハ流罪ノ宣旨ヲ蒙給ヘリ。横ニ取ノボセ奉事、違勅ノ咎難遁力 日

頃は叡山の座主であるとはいっても、今は流罪の宣旨を蒙っている。その座主をむりやり奪い取るようなことをして、違勅の咎は逃れがたいのではないかとの発言は、〈鬩・延・長〉同、〈覚〉は「抑我等、粟津アワツに向ユキムカフて、貫首クワンシユをばうばいとどめ奉りぬ。既に勅勸スデを蒙チヨウカンッて流罪せられ給ふ人を、とりとどめ奉て、貫首にもちひ申さん事、いかゞ有べからん」（上十七頁）と、傍線部が異なり、〈中〉は「そもく我ら流人をとりとめたてまつらん事、いかゞあるべき」（上十七五頁）と簡略。〈南・屋〉は特に大衆の発言を記さない。その発話者は、〈延・長〉「老僧其」、〈盛〉老僧と花族の修学者達、〈鬩・南・覚・中〉大衆等を初めとする面々。〈延・長・盛〉の場合は、座主を奪還してまだ興奮冷めやらぬ大衆達に対し、冷静な判断を下そうとする老僧や修学者達に苛立ちを隠さず、この後祐慶が弁舌を振るうという形。〈鬩・南・屋・覚・中〉の場合は、修学者達をも御輿の担ぎ手として参加させ、奪還に成功し戻って来たものの、勅勸を受けた座主をこのまま留めおいて何も無いわけがなからうとの意見に対し、祐慶が弁舌を振るう形。〈南・屋・覚・中〉の場合は、前項に見たように、座主を「大衆とりえ奉るうれしさに」修学者達まで御輿の担ぎ手に参加させていた。そうした場合、戻って来た興奮醒めやらぬ大衆達に対し、水を浴びせかけるような発言をする者達としては、〈延・長〉が記すように、粟津に行かなかつた「老僧」達がふさわしいとも言えよう。なお、「横ニ取ノボセ奉事」、〈延・長〉「横取ニ取留ル事」（〈延〉巻二一八ウ）。「横ニ」は、校異4に見るように、「両様に読めるが、いずれも非道にも、横暴にもこの意。「横取ニ」は、無理矢理に奪い取ること。「取ノボセ奉事」は、強奪し比叡山にお連れすること、「取留ル事」は、強奪しこ

のまま比叡山に留めること。○「実」ト云衆徒モ多カリケリ（盛）の独自異文。〈鬩・延・長〉「義スル輩モアリケレバ」（〈延〉巻二一八ウ）。〈鬩・延・長〉の場合、そのようなことを議論する者もいるにはいたがの意だが、〈盛〉の場合は、前項の「横ニ」に見るように、より批判的に描こうとする傾向が強い。○去ドモ祐慶ハ少モヘラズ、鎧ノ胸板キラメカシ、扇披遣テ申ケルハ（鬩）「祐慶少不刊扇開操言者」（二一八ウ）、〈延・長〉「祐慶少モ憚ラズ、扇開仕テ、胸ヲシアケ、胸板キラメカシテ申ケルハ」（〈延〉巻二一八ウ）、〈南・屋・覚・中〉「戒淨房ノ阿闍梨、又先のごとくにすゝみ出て僉議センギしけるは」（〈覚〉上十七二頁）。「ヘラズ」は、謙らず、へりくだらない、遠慮しない様子。「鎧ノ胸板キラメカシ」については、〈延・長〉に「胸ヲシアケ」とあるように、衣を着ていて、それを開けていたため鎧の胸板がきらめいて見えたとするのであろう（〈延全注釈〉巻二一四三頁）。「扇披遣テ」については、本全釈七の注解「皆紅ノ月出タル扇披仕」（一〇頁）参照。扇は体を煽るため以外にも、時に敵を招き寄せ、敵を煽り、さらには自らを鼓舞させる小道具でもあった。○我山ハ是日本無双之靈地、鎮護国家ノ道場也（鬩・延・長・南・屋・覚・中）同。当該句については、本全釈一二の注解「我山ハ是日本無双ノ靈地、国家守護ノ道場也」（一五頁）、一三の注解「我山ハ是日本無双之靈地、鎮護国家之道場也」（四頁）参照。『日吉山王利生記』「されば桓武天皇御起文には、東大興福等の七大寺は、六宗をひろむといへども、鎮護国家の名はひとり叡岳にあるとぞ侍る」（神道大系『日吉』六五〇頁）。

○一乗之教風扇四海、七社之威光耀卒土 法華経の教えは、国中に広がり伝わり、山王七社の威光は国の隅々にまで耀いているの意。

○仏法王法牛角ニシテ、山上山下安泰ナリ（鬪・延・長・南・屋・覚）  
 「山王ノ御威光弥盛ニシテ、仏法王法牛角也」（延）卷一（一九オ）。い  
 わゆる王法仏法相依論。もともと顕密仏教が世俗権力と結びついた体  
 制の成立とともに、仏教の側の主導によって発展したもので。寛弘四年  
 （一〇〇七）に「発見」されたという聖徳太子製作の『荒陵寺（四天王  
 寺）御手印縁起』（偽作）に見るように、「王法」と「仏法」を対に  
 して論ずるやり方は、十一世紀の初め頃から見られ、表現としては、  
 元暦二年（一一八五）の『文覚四十五箇条』に「仏法は王法に依りて  
 弘まり、王法は仏法に依りて保つ」とあり、元久二年（一一〇五）の  
 『興福寺奏状』に「仏法王法なほ身・心の如し」、『愚管抄』に「王法  
 仏法牛ノ角ノ如し」等と見えるが、いずれも同じ趣旨のものである（黒  
 田俊雄一四〇一七頁）。○当山超万山之威験、此宗勝諸宗之教法、  
 依之聖代明時、合掌於一実之円宗、皇門后宮、傾頭於一山之効験（盛）  
 の独自異文。山門は他宗よりも勝れていて、これまでにも王法の帰依  
 を受けてきたことをいう。比叡山は他山の靈威を凌いでおり、天台宗  
 は諸宗の教えよりも勝れている。そのため、太平の御代には、人々は  
 天台宗を信仰し、王家の方々も山門のあらたかな靈験に傾倒してきた  
 意。○然バ大衆ノ意趣モ人ニマサリ、賤キ法師原マデモ世以テ輕シ  
 メズ（鬪・延・長・南・屋・覚・中）同、但し、〈鬪〉は、「意趣」  
 を「鬱」（卷一上―八ウ）とする。しかし、この後の身分の低い法師  
 原までも世間から疎んじられることはないという文脈からも明らか  
 のように、ここの「意趣」は大衆の見識の意で、それを〈鬪〉編者は恨  
 みの意と取り、「鬱」に改変したと考えられる。○何況ヤ前座主明  
 雲僧正ハ、智恵高貴ニシテ一山ノ為和尚、德行無双ニシテ三千ノ貫長

タリ（延・長・盛・中）同、これに対して、〈鬪・南・屋・覚〉は、  
 文意は変わらないが、〈覚〉「況や智恵高貴にして、三千の貫首たり。  
 今は德行おもうして、一山の和尚たり」（上―七二頁）というように、  
 傍線部を入れ替えている。○当代ニ無罪被遠流給ハン事、是山上洛  
 中ノ歎ノミニ非ズ、併興福・園城ノ嘲也（鬪・延・長・南・屋・覚・  
 中）同、但し、〈屋〉は、「当代ニ無罪被遠流給ハン事」を欠く。誤脱  
 と考えられる。なお、延暦寺と興福寺・園城寺との抗争については、  
 本全釈七の注解「新院御葬送ノ夜、延暦興福両寺ノ大衆、額打論シテ  
 狼藉ニ及ベリ」（五―六頁）参照。〈盛〉に記される祐慶の経歴（園城  
 寺の僧でありながら、園城寺が延暦寺に侮られることに堪えられず延  
 暦寺へと移ったという）とも呼応する発言と読めよう。○悲哉、止  
 観上乘之窓前ニ、廢蜜雪之勤、怨哉、瑜伽三密之壇上ニ、絶護摩之煙  
 二ハ蜜雪ノ勤廢シ、三密ノ壇ノ上ニ護摩ノ煙絶事、心憂事ニ非ヤ（延）  
 卷二（一九オ）。〈鬪・盛〉は、傍線部を欠くが、その内、〈盛〉は、欠  
 くことによって、「悲哉…」「怨哉…」と対句仕立てにして語調を整え  
 ている。それを崩す形になっているのが〈鬪〉。「悲哉止観窓前  
 廢蜜雪之勤（三蜜壇（上））絶護摩之煙生々世々可心憂（一）（一下  
 一九オ）。〈屋・覚・中〉「此時顕密のあるじをうしなつて、数輩の  
 学侶、蜜雪のつとめおこたらむこと心憂かるべし」（覚）上―七二頁）  
 と、傍線部を欠き簡略にしている。「止観上乘」は、「止観を無上の法  
 としてたたえることをいう」（日国大）、すなわち優れた大乘の教え  
 を言う。「止観の窓」は止観を修行する道場のことであり、『言泉集』  
 「止観窓内ニ三諦妙境、心澄シ」（安居院唱導集 上卷）九二頁、『太

平記』巻八「高祖大師トマホ開基之始ヲ止観ノ窓ノ前ニ雖モ弄ミテ天真独朗ノ夜月ニ」（玄玖本一—四八四頁）など用例は多数ある。〈盛〉では「止観玄文ノ窓ノ前ニハ、一乗円融ノ玉ヲ磨キ」（一—一五—一五頁）、或ハ秘密瑜伽ノ道場アリ、或ハ止観円実ノ学窓アリ（四—二四〇頁）なども見られる。他に「瑜伽三密」は、「行者の身・口・意の三密が、仏菩薩の三密と相応し、融合すること」（日国大）。「瑜伽三密之壇上」で密教の修法を指しているのだろう。つまり、このままでは、学問修業の場を失い、密教の修法が絶えてしまうことを言う。「螢雪之勤」は、苦学することをいう。車胤が螢を集めて読書し、孫康が雪明かりで読書した故事に基く。孫康の故事は正史に記載がなく、車胤の故事は、『晋書』車胤伝に「車胤、恭勤ニシテ不レ倦マ、博学多通ナリ。家貧シテ不レ常ニ得テ油ヲ。夏月ニハ、則チ練囊ニ盛リテ数十ノ螢火ヲ、以テ照シテ書ヲ、以テ夜ニ繼リテ日ヲ焉トある。二つの故事が併せて成句とされるのは、『文選』任彦昇「為ニ蕭揚州ノ薦ニ学士ヲ表ス」の「至ニ乃チ集レ螢ヲ映シテ雪ヲ、編シテ蒲ヲ輯シテ柳ヲ」や、『蒙求』「孫康映雪、車胤聚螢」などに見られる。この他、車胤の故事は、右掲『文選』李善注や『世説』賞誉篇注、『芸文類聚』「螢火」に『続晋陽秋』に拠って引かれる他、右掲『蒙求』古注に『宋略』に拠って引かれる（『続晋陽秋』や『宋略』に拠るのは、これらが『晋書』以前の記載であり、『晋書』はむしろこれらに基いて書かれたと考えられたことによるか）。一方孫康の故事は、『初学記』巻二の引く「宋齊語」や『芸文類聚』「雪」に「孫康、家貧シテ、常ニ映シテ雪ヲ読ム書ヲ」とある他、右掲『文選』李善注や右掲『蒙求』古注・補注に『孫氏世録』に拠って引かれる。これらの故事はおそらく日本では、『蒙求』により広く知られることとなったのだろう。ともに『蒙

求和歌』にも詠まれる。守覚『御記』「真言行者行学事。利根輩專螢雪之勤、勿レ倦マ日夜学ニ」（大正蔵七八—六二二頁）、『願文集』「雖モ励メ螢雪ヲ之功ヲ、天性素愚、難レ及テ鷺露之智ニ」（続群書二八上—五三八頁）、『沙石集』巻一「南都に学生ありけり。修学の窓に臂を下して、螢雪の功積もりて碩学の聞こえありけり」（新編全集四二頁）のように学問に励む形容としての用例が多数ある。なお、「螢雪」と「窓」を併せて詠む詩が、例えば宋・華鎮『雲溪居士集』巻九「失題」（一一四三年の原序）に「十年窓下勞ニ螢雪ヲ、今日明時漫ニ白頭ニ」とある他、宋・闕名『翰苑新書』前集卷六十一「螢窓雪案、有ニ寒士之素風ニ」など「螢窓雪案」の用例も宋代以降例が見られる。日本でも螢雪は五山僧に相当好まれ、「螢雪窓」の例も『翰林五鳳集』巻九「曲江春宴図 天隱龍沢」に「白面新郎宴曲江。才名天下称無双。金樽酌尽杏花月。功在十年螢雪窓」（『大日本仏教全書』一四四—一〇三頁）がある。右の『沙石集』でも窓と螢雪が並べられる。ここでも、止観の「窓」から「螢雪」が連想されている可能性がある。○就中於大唐震旦、天台山長安城之良也、於我朝日本、延曆寺平安城之鬼門也。「……生々世々可口惜事ナレバ」まで、〈盛〉の独自異文。但し〈長〉には同様の記述が先の十禪師前での僉議の場面にある。「伝聞、しんたんの天台山は、長あんじやうよりうしとら、我朝の比叡山は、平あんじやうより鬼門なり」（一—二二—二三頁）。また〈延〉にも「天竺王舎城ノ良ノ方ニハ靈鷲山アリ。震旦ニハ天台山アリ。日本王城ノ良ニハ比叡山アリ」（巻四—一〇三ウ）のように類似する記述がある。これ以外にも、比叡山を靈鷲山や天台山に関連付けるものとしては、次のようなものがある。『金玉要集』「彼ノ山ハ、是一乗転法輪ノ所、五十由緒那ノ靈

鷲山ノ良ノ角碎テ来ト文。縦広五十由緒那トハ、大般若経ノ之説也。伝教大師、震旦ノ台州天台山建立ヲ移シ給ガ故ニ、是モ又名天台山ト」(『磯馴帖 村雨篇』二二二頁)。また、延暦寺を平安京の鬼門に位置するという認識は、『叡岳要記』に「桓武聖主廢長岡京遷平安城之時。雲峯時帝都之丑寅。嵐徑成鬼門之凶害。当于時大師自開伽藍之基跡。聖主深恃叡山之護持。自爾以降。以当山為皇帝本命道場」(群書二四一五二頁)のように展開されている。天台山は長安の良(北東)には位置しないが、比叡山と対にして認識されていたのだろう。○伝教大師ノ御記文二八、『此山滅亡セバ、国家モ必ズ滅亡セン』トイヘリ(盛)の独自異文。引用される最澄の御記文未詳。恐らくは、南都炎上の頃に、東大寺が情報の発信源となつて盛んに喧伝された聖武天皇の「碑文」の転用か。この碑文は、『平家物語』諸本に見られる。〈延〉「聖武天皇ノ書置セ給ケル東大寺ノ碑文云、「吾寺興復、天下興復。吾寺衰微、天下衰微」ト云々」(巻五一―一四ウ)。その後、この碑文は、大仏再建をめぐって南都側から盛んに発信されたが、十三世紀から十四世紀の寺院社会において、この「碑文」は、東大寺の立場を強く打ち出したものとして読まれた可能性があるという。こうした寺勢の興衰を天下のそれに重ね合わせる「(寺)天下」同調史観(久野修義一八〇頁)とも呼ぶべき論理は、権門寺院が国家と関係を取り結ぶためのものとして盛んに主張されるようになり、東大寺ばかりか、園城寺や高野山、東寺等においても盛んに主張されるようになったという(牧野淳司四二一八―四三三頁)。以上からすれば、これは延暦寺側の碑文の転用とも考えられよう。ところで、伝教大師の御記文は(闕)にも見える。すなわち、七日条で

覚快法親王が座主に着いたところで、「伝教大師記文云王子成<sup>三</sup>天台座主<sup>二</sup>者可<sup>一</sup>思末世<sup>三</sup>世既臨<sup>二</sup>末人申逢<sup>一</sup>(一下―二オ)とある。皇子が天台座主に就くことがあれば末世と思うべしとの内容で、本項と同じく、山門の未来を予言し、それを国家の衰退に結び付ける内容である。伝教大師の御記文はもとより実在した物ではなく、このように未来記の役割を担うものとして、山門において語られたものであつたのだろう。未来記としての御記文の性格については小峯和明の指摘がある。小峯和明は、聖徳太子、聖武天皇、弘法大師らの御記文と並んで伝教大師のそれについても言及し、「叡山の威光を強調するためにはそれら御記文は必須のテキストだった。それが実際にあつたかどうかは問題にはならない。言説を誘導する力学として必要とされていたことそのものが意味をもつ」(二〇頁)と指摘する。合わせて注目される「伝教大師の未来記」としては、小峯和明も指摘する『天文雑説』「日枝山にも、伝教大師の未来記一卷つたり侍るといへり。是も代々座主任のはじめ、我名のある所まで一覽して、それよりさきの文義を拝見する事かなはず。又外さまの人にかたる事もなりがたし、といへり。明雲大僧正も、此記一覽せられけるに、正しくみづからの名有て、横死の事までしるされ侍るを拜して、此難を常におもへるといふ事、彼山の記に侍るとかや」(古典文庫九二―九三頁)、『じぞり弁慶』「当山には、でんげうだいしみらいきといふ物をつくりて、こんぼんちうだうにこめ給ふ。此山のさす、はじめてとうざんしかいだうし給ふ時、一代に一度、是をひらきておがみ給ふと聞えたり」(室町時代物語大成)第六一五―一頁)がある。これは言うまでもなく、(覚)「座主流」などに見られる明雲の座主着任時の逸話、「中堂の宝蔵をひらかれけ

るに、種々の重宝共の中に、方一尺の箱あり。……伝教大師、未来の座主の名字を兼て記しをかれたり。我名のある所まで見て、それより奥をば見ず、もとのごとくに巻き返してをかるゝ習也」（上―六七頁）に基づくものである。この「伝教大師、未来の座主の名字を兼て記しをかれた」ものが、伝教大師の「未来記」「御記文」として知られることとなったのである。「衆徒にとって未来記は周知のもので、すべてはそこに記されているが、座主でも一度しか見られないもの、と神聖視されていたことがうかがえる」（小峯和明 二頁）。以上にあげた〈闘・盛・覚〉の記述はすべて明雲に関わる部分であり、座主が流罪に処せられるという山門にとって前代未聞の出来事を記述するに当たって、伝教大師の「御記文」「未来記」が俄然脚光を浴びていた様子が窺える。○聖断遅々スル時、神輿ノ下落アル事ハ是冥慮也 〈盛〉の独自異文。天子の裁断が遅れるような時、神輿が下落することは神の思し召しであるの意。大衆の強訴の責任は明雲にあるのではなく、聖断の遅れにあることを主張する。聖断の遅れと神輿下落との関係については、〈盛〉巻四に、「山門ノ大衆詔ヲ致ス時、聖断遅々ノ間、神輿ヲ下シ奉事度々ニ及ベリ」（一―二五八頁）とあり、一方大衆の怒りに冥慮が呼応し神輿下落が実現することについては、「衆徒ノ憤冥慮ニ通ズル時、神輿必入洛アリ」（一―二五五頁）のように記されてきた。こうした認識を反映した発言か。○異見ノ僉議ニ付テ、例ヲ此時ニ残サレバ、生々世々可口惜事ナレバ 「異見の僉議」とは、先に記される老僧や花族の修学者の、一山の座主ではあるが、流罪の

宣旨が下された座主を横奪することは、違勅の咎は逃れられないとの意見を指す。こうした異見に従って、座主の配流を認めるといふ先例を残すことになれば、この後いつまでも口惜しい思いをすることになるからの意。○所詮祐慶今度三塔ノ張本ニ召レテ、被行禁獄流罪、タトヒ雖被刎首、今生ノ面目、冥途ノ思出ナルベシ 〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉同。〈長〉は、この前に、法のために身を殺し、師に代わって命を捨てた、月氏や震旦の先例を記し、〈延・長〉は続けて、「まことに中途にしてとゞめ奉たる事、違勅の罪科のがれがたくは」（〈長〉 1―二六頁）と記す。配流途中で座主を奪い取ったことは、既に違勅の罪は逃れがたいことであるからの意。○「尤々」ト同ジケレバ 「尤々」は大衆が賛同の意を表する時の合言葉。本全釈二一の注解「頼政方申状ニ随ハルベキ歎哉」ト匈ケレバ、大衆「尤々」ト同ジテ」（七六頁）参照。○東塔南谷妙光坊へ奉入 〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉同。「妙光坊」については、先の注解「東塔南谷、妙光坊ノ大和阿闍梨仙性」参照。○其ヨリシテゾ祐慶ヲバ、イカメ房トハ申ケル 〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉同。これに続けて、〈延〉「其ノ弟子、恵海律師ヲバ小イカメ其弟子遲恵備前注記ヲバ孫イカメト申ケルトカヤ」（巻一九ウ）、〈長〉「其弟子多かい律師をばこいかめ、その弟子さむけい、備前注記を孫いかめと申けるとかや」（1―二六頁）〈覚〉「其弟子に恵慶律師をば、時の人、小いかめ房とぞ申ける」（上―七三頁）とする。いずれの人物も未詳。

## 【引用研究文献】

\* 黒田俊雄「王法と仏法」（歴史公論 二巻 一一号、一九七六・11。『王法と仏法 中世史の構図』法蔵館一九八三・7再録。引用は後者による）

\*久野修義「中世東大寺と聖武天皇」(仏教史学研究三四卷一号、一九九一・7。『日本中世の寺院と社会』瑞書房一九九九・2再録。引用は後者による)

\*小峯和明「御記文という名の未来記」(錦仁・小川豊生・伊藤聡編『「偽書」の生成―中世的思考と表現』森話社二〇〇三・11)

\*牧野淳司「延慶本『平家物語』における歴史物語の構築―寺院が発信する歴史認識との比較を通して―」(『中世軍記の展望台』和泉書院二〇〇六・7)

本稿の分担は次のとおりである。

村井が本文・校異の礎稿を作成、早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項については曾我が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者七名で相互に検討を加えた。